

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（案）」等
に対する意見の概要及びこれに対する考え方

令和7年7月29日

公正取引委員会事務総局
官房参事官（デジタル担当）

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
1	当社は、公正取引委員会が、本法が「競争上の問題の大きさに比して適切な規制」となるよう、指定事業者との継続的な対話を通じて、本法の円滑かつ適切な適用の確保に取り組んでおられますことに感謝申し上げます。また、スマートフォン端末、その利用者及びより広範なエコシステムの保護に関する正当な目的達成のための行為については指定事業者による本法上の違反行為とならないことを認める特定の例外及び正当化事由を下位法令に組み込んでいただけることにも感謝申し上げます。比例的なアプローチの重要性は、「（本法に基づく規制が）競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮する」べきであるとした国会決議でも認められています。 比例性は優れた規制の基本原則であり、規則が意図しない不必要な悪影響を生み出すことなく、規制上の目的を達成する形で施行されることを確保します。公正取引委員会におかれましては、特にユーザーフレンドリーでリッチな検索結果の「優先的取扱い」に関する基準を決定する際に、法第9条を利用者のエクスペリエンスを考慮した比例的な方法で適用していただきますようお願い申し上げます。 当社は、下位法令の3つの側面において、比例原則を組み込むことが極めて重要であると考えています。 A. 側面1 - 指針には、本法の遵守状況を評価する際に比例原則が適用される旨を明記すべきです B. 側面2 - 指針は、指定事業者が遵守方法を設計するための適切な柔軟性を提供すべきです C. 側面3 - 規則及び指針には、開示義務及び遵守報告に関する比例的な詳細を規定すべきです 当社は、下位法令の目的が、本法の立法目的が明確であり、全ての指定事業者に一貫して適用されることの確保にあると理解していますが、比例原則を適用するにあたっては、下位法令が必要以上に制約的でないことが不可欠であると考えます。詳細なルールは、指定事業者が利用者の最善の利益に適う遵守措置を開発し、技術の発展とともに当該遵守措置を進化させることを困難にします。また、2025年に策定された制約的なルールを遵守しなければならないことは、指定事業者が現時点では想定もできない将来のイノベーションについて考える上で支障となります。 その代わりに、指定事業者が自社の製品や利用者に関する深い理解を活かし、定められたガードレールの範囲内で独自の遵守措置を設計することを可能にするような、高次元の基本理念に基づくルールを出発点とすべきです。これは、本法の執行が技術の進展に遅れることを防ぎ、指定事業者が遵守を維持しつつイノベーションを生み出し続けるための十分な柔軟性を確保する上で有用です。したがって、公正取引委員会におかれましては、下位法令の内容を最終決定するにあたり、遵守措置を設計及び実施するための適切かつ比例的な柔軟性を指定事業者に与えることを確	・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	保していただくべきと考えます。【Google LLC】	
2	本法の基本的考え方として、指針案は、24～25 行目において「公正取引委員会としては、競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、」との記載がありますが、そのデジタル分野におけるイノベーションや投資のインセンティブの確保及び過剰規制の防止の観点からは本法に定める禁止行為（第5条～第9条）及び講ずべき措置（第10条～第13条）の適用及び執行においては、国会の附帯決議にも明記された比例原則の観点を一層明確にした下位法令が策定されるべきです。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
3	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案に対する附帯決議2項では、本法の規制内容だけでなく、その運用も含めて、比例原則を遵守すべき旨を明確にしている。比例原則については、あらゆる行政処分に適用されるものであって、同原則の下では、目的の達成に資さない措置や、目的の達成のために必要最小限でない措置は課されるべきではなく、また、得られる利益に比して過大な不利益をもたらす措置も課されるべきではないものとされる。このことは、独占禁止法との関係でも明らかにされてきたことを踏まえて、本法に基づく行政処分との関係でも、比例原則が適用されることが明記される必要がある。 【弁護士】	・御指摘の附帯決議では「指定事業者の禁止事項及び遵守事項について、本法の運用状況の検証等を通じ、競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮する」とされているところ、本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
4	公正取引委員会の規制枠組みとその執行は、特定された競争問題に規則が直接対処することを確保する、比例的なアプローチを採用すべきです。本法の実施においては、特に詐欺、金融犯罪、そして様々なオンライン詐欺のリスクが高まっていることを踏まえ、ユーザーの安全とセキュリティを最優先に考えるべきです。ユーザーの利便性は、本法の義務の遵守を評価する上での基本原則として認識されるべきです。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
5	公正取引委員会の規則は、本法の目的を達成するために比例的なアプローチを採用すべきである。特に、詐欺、金融犯罪、その他の詐欺行為のオンラインリスクの高まりを考慮して、本法の実装では、ユーザーの安全とセキュリティを最優先にする必要があります。本法の義務の多くはビジネスユーザーに利益をもたらすことを目的としていますが、エンドユーザーの安全性を損なわないことが重要です。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
6	公正取引委員会は、対処される競争問題の規模を反映した比例的アプローチを採用すべきです。これは、イノベーションへの損害を最小限に抑えつつ、消費者の利益のケースバイケース分析を保証し、消費者寄りのデザインを排除することなく競争を保護します。詐欺や詐欺のリスクが増加していることを考慮し、実施はユーザーの安全を最優先すべきです。指定事業者は、義務がデータ開示や信頼された環境からのリダイレクトを伴う場合、合理的な保護措置のために柔軟性を持つ必要があります。現在の正当化は、進化するデジタル脅威に対するより広範なユーザー安全上の理由をカバーするように拡大されるべきであり、悪用を防ぐために公正取引委員会の精査を受けるものとします。ユーザーの利便性は、規制目標とユーザーエクスペリエンスのバランスを取る主要な遵守原則であるべきです。国際的な先例（英国 DMCCA、EU DMA）はこのアプローチを支持しています。日本の競争法の目的が競争を通じて消費者の利益を促進することであるため、ユーザーの利便性を正当化可能な理由として組み込むことは適切であり、適切な精査を受けるものとします。 【事業者】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
7	公正取引委員会は、本法に基づく規制策定と執行において、比例的なアプローチを採用すべきです。規制は、対処すべき競争問題の程度に応じたものであり、かつ立法趣旨に即したものでなければならず、日本のデジタル経済におけるイノベーションや投資を不必要に害することは避けるべきです。現在の正当化事由にはサイバーセキュリティ、青少年保護、犯罪防止が含まれていますが、より広範な「ユーザーの安全」という正当化事由が、新たに出現する脅威をよりよく反映するでしょう。公正取引委員会は、ユーザーの利便性を、本法における関連性のある正当な事由として認識すべきです。 【事業者】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
8	本法の実施にあたっては、ユーザーの安全とセキュリティを最優先にし、特に詐欺、金融犯罪、その他のオンライン上の悪質のあるリスクが増加していることを踏まえて、指針に基づく要件をリスクの程度の応じて満たすような柔軟性を企業に認めるべきである。指針は、「正当な理由」を評価するための明確な指標を欠いており、規制の不確実性をもたらし、指定事業者が事業行為を正当化したり、サイバーセキュリティやデータリスクに対処したりする能力を妨げている。指定事業者による特定の業務行為を正当化するために、「より制限の少ない手段ではない」という高い基準を採用することで、指針はイノベーションを阻害し、企業や消費者に損害を与えるリスクがある。このような基準は、ユーザーの保護、サイバー攻撃の防止、悪意ある第三者からの機密データの保護において、開発者や指定事業者の判断する「許容可能なリスク」の範囲を無視し、その裁量を奪う危険性がある。したがって、指針の運用において柔軟性を持たせるため、正当な理由のための「合理的かつ比例的」な基準を組み込むことを推奨する。このようなアプローチは、指針がイノベーションと消費者福祉を阻害するリスクを低減することにもつながる。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
9	本法が施行された場合、公平な競争の場を確保する、明確かつ原則に基づいた基準を指針として執行が行われることが重要です。公平な競争の場を確保することは競争法の中核となっており、各指定事業者の独自の特徴に適合した形で本法を公平に適用することは、異なるプラットフォームやサービス間に歪みを生じさせたり、不注意に特定のエコ	・特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のために、指定事業者を含む様々な関係者と対話等を行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における事業者間の競争

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	システムを優遇したりすることなく、公正な競争を促進する一助となります。 当社は、他の指定事業者の基本動作ソフトウェア及びアプリストアと熾烈な競争を行っていますが、本法の執行において、不注意に特定の指定事業者を他より競争上不利な立場に置くべきではありません。ガイドラインでは、規制上の均衡を図るという法目的が明確に認められるべきである一方、指定事業者が同一の方法で遵守する必要があるということではなく、公正取引委員会が、本法上の義務の執行にあたって、指定事業者固有の製品及びビジネスモデルを考慮するということです。 【Google LLC】	環境の整備を図ってまいります。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
10	本法の基本的考え方として指針案は、37～38 行目において「特定ソフトウェアに係る市場における事業者間の競争環境の整備を図っていく」旨記載していますが、本法は市場における特定少数の指定事業者のみを対象としており、その性質上市場の競争環境を歪める危険性を孕んでいる点に特に留意が必要であり、その運用にあたってはその弊害が現実化しないような配慮が求められます。指定事業者間での正常な競争及び指定事業者とそれ以外の有力なプラットフォーム事業者との間の正常な競争（モバイルシステム内の競争だけではなく、モバイルシステム外の商品やサービスとの間の競争も含みます）のそれぞれが、本法の適用及び執行によって歪むことがないよう、十分にバランスをとる必要があります。以上のような平等原則の観点から考慮されることは、本法の運用にあたって配慮が必要なことはもちろんですが、下位法令においても明確に記載がされることが重要です。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
11	今般提示された本法の下位法令及び指針案においては、全体を通じ、以下の観点に関する考慮が不足している。このことから、最終版の下位法令等の制定にあたっては以下の点に留意すべきである。 (1) 規制に当たっては比例原則を尊重し、規制対象者及びエンドユーザーを含む全ての利害関係者の利益のバランスをとる必要があること (2) 過剰な規制はイノベーションを阻害し、国家の経済的発展を妨げるとともに国民の利便性を損なう可能性があるため、規制は合理的な根拠に基づき、合理的な範囲に留めるべきであること 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
12	本法は、公平公正な市場の競争環境を実現することで多様な主体によるイノベーションが活性化され、消費者は多様なサービスを選択でき、消費者利益の確保を可能とするためのものであると理解します。しかし、消費者を取り巻くデジタル市場の環境がますます進化した複雑化していく中で、いまだデジタルリテラシーが追いついていない消費者も多数います。スマートフォンは、これまで一定の安全性が確保された環境であり、消費者はそれを当然のこととして利用してきました。加えて、さらに多様なサービスを求める消費者が多数いるという感覚はありません。消費者にとってハードウェア、ソフトウェアの安全性が大前提であり、公平公正な競争環境の実現と、消費者のセキュリティの確保やプライバシー、青少年の保護、自身の意思による選択の機会の確保が同時に実現されなければならないと考えています。 今回の指針案は、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止事項や、一定の措置を講ずる遵守事項を定めるものであることから、指定事業者に許容される代替アプリストアやアプリの審査等については、「正当化事由があると認められ、違反とならない場合の想定例」を示すことで、消費者の安全安心を図ることとしています。その想定例は詳細で具体的に示されており全部に賛成します。	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保されるように努め、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【団体】	
1 3	当社のサービスにおける利用者の安全性確保は、当社の提供するサービスの核となる部分であり、デジタル市場における競争の重要な側面です。本法は、競争を通じて消費者の利益の向上を目指すものであり、モバイルデバイスにおいて利用者の安全性やセキュリティに甚大な被害をもたらす可能性のあるリスクに利用者を晒すことによって、その目的が損なわれることがあってはなりません。義務の多くは、指定事業者のビジネスユーザーに利益をもたらすよう設計されていますが、エンドユーザーの安全性に意図しない害を及ぼさないことが重要です。当社は、サイバーセキュリティ、利用者情報の保護、青少年の保護、犯罪行為の防止又は利用者のデバイスの異常動作の防止を確保するために必要な行為について、法第7条及び第8条第1号から第3号の義務に対する正当な理由による例外の導入を歓迎します。しかしながら、利用者のオンライン上の安全性に対する潜在的なリスクの規模及び新たな脅威が常に出現しているという事実を踏まえ、当社は、指針には、すべての本法の義務の遵守を評価する際に、公正取引委員会に考慮いただく関連事項として、利用者の安全性も含めるべきであると提案いたします。これは、比例原則及びそのアプローチと整合しており、スマートフォンの利用者の保護は、公正取引委員会が本法を実施する際に求められるバランスの重要な側面です。すなわち、公正取引委員会は本法上の義務の要件及び目的と指定事業者に利用者をスマートフォン端末における現在及び新たに発生する広範な脅威から保護することとのバランスを図ることができるようになります。 【Google LLC】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保されるように努め、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
1 4	政令の目的は「競争促進」ですが、競争の手段としてアプリのプリインストールや自社製品の優遇を制限することが含まれます。しかし、消費者にとって「使いやすく連携された標準アプリ」は利便性が高く、制限によって逆に使いにくくなる可能性があります。強制的に特定アプリを削除可能にしたり、初期設定で無効化する仕組みが増え、と、「初心者ユーザーの混乱」や「セキュリティリスク」が増す可能性もないとは言えません。一方で外部決済を容認することで低コスト化することもあり得ます。自社や関連会社優遇については公正なプラットフォーム中立性を確保することが必要で、今回の政令は指定事業者への事前規制と独禁法による事後規制を行うことを明確化したことにより、今後の適切な運用が期待されます。 競争を促すためにサードパーティ製アプリの導入や連携が進むと、ユーザーの個人データがより多くの事業者に渡ることになります。利用者がよく理解しないまま、多様なアプリやサービスに位置情報、連絡先、検索履歴などを提供する危険があります。プライバシーポリシーやデータ利用の説明が不十分なアプリに対する規制が不十分だと、情報漏洩リスクが高まります。新たなアプリやサービスが選べるようになって、ユーザーがそれぞれの違いやリスクを理解しきれない可能性が高いと思われます。表示義務や比較情報提供がなければ、結局「何が安全で便利なのか分からない」まま使うことになり、高齢者やデジタルリテラシーの低い層ほど影響を受けやすくなります。消費者の選択肢を確保するために、サイドローディングや代替ストアの合法化のためのガイドラインなどを明確にし、消費者にわかりやすく周知することが必要です。 標準アプリやOSと深く連携したアプリが排除・制限されることで、ユーザーが自己責任で不安定なアプリを導入せざるを得なくなる懸念もあります。このような弊害を避けるための消費者保護のためには、競争促進とあわせて、ユーザーへの説明義務の強化、プライバシー保護指針の整備、リテラシーに応じた操作ガイド・UI設計、苦情・被害救	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、確保されるように努め関係行政機関等と緊密に連携しながら、スマートフォンの利用者を含む関係者に対し、丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	済の体制強化等が政令の運用段階で確実に反映されることを要望します。確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と指定事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、公正取引委員会と指定事業者との間の意思疎通を密にするとともに、定期的に報道機関や消費者への情報提供をしていただき、意見聴取をしていただくことを要望します。 【事業者団体】	
15	本法は、特定ソフトウェア事業者を対象とした、公正競争推進・強化のための法律であり、今回パブリックコメント募集の対象となっているのは法施行のための政令案です。そのような前提によるものなのか、「消費者」「消費者安全」といった記載がほとんど見当たりません。競争が促進されても、スマートフォンを利用する消費者の安全が確保されていなければ、消費者被害やトラブルが増加することにもつながり、却ってスマートフォン利用における信用を損ねることを危惧します。政令の中で「消費者安全の確保」を強く打ち出すべきです。今回の法律が消費者のスマートフォン利用にどのような影響を与えるのかを分かりやすい内容で広報することは必要な取組みであることともに、今回の法施行後に発生する「リンクアウト」などによる消費者被害やトラブルについて、公正取引委員会や総務省、消費者庁で連携して防止策を講じることや消費者向けの相談窓口を設置することを、対となる施策として求めます。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・本法の運用に当たっては、確保されるように努め関係行政機関等と緊密に連携しながら、スマートフォンの利用者を含む関係者に対し、丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。
16	ユーザーの安全（User Safety）は、リンクアウトのような明確に定義されたリスクシナリオにおいては、制限を正当化する可能性がある。ただし、それを理由として、相互運用性やデータポータビリティの実現を過度に制限すべきではない。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。
17	本法によって規制される特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索サービス）は、複数の利害関係者を持つマルチサイド製品であり、それらの利害関係者にはしばしば利害の対立があります。比例原則を適用する際、本法の実施は、エンドユーザーを犠牲にして事業者を不必要に優遇するものであってはなりません。この立場は、本法に関する参議院決議でも支持されており、同決議では、指針は「競争と安心・安全の両立の確保を図ること」及び「アプリストアや検索エンジン等に係る指定事業者の禁止行為については（中略）利用者の利便性が損なわれることがないよう配慮すること」とされています。 利用者の利便性はデジタル経済の中心にあります。この概念は、サービスを使用する際のユーザーエクスペリエンスを表しており、サービスの刷新、つまり、機能、品質及びパフォーマンスの向上、システムの完全性及び消費者の安全性といった要素を含んでいます。国際的には、競争促進を目的としたデジタル分野における規制は、こうした利用者の利益を犠牲にして実施すべきではないと認識されています。 したがって、当社は、利用者の利便性を向上させる正当なビジネス慣行又はサービス設計（すなわち、反競争的な影響を生じさせない消費者利益）を（a）政令に、法第7条及び第8条第1号から第3号の正当な理由による例外として及び（b）指針に、本法におけるすべての義務の遵守を評価するために公正取引委員会に考慮いただく必要のある関連事項として、それぞれ含めるべきであると考えます。 公正取引委員会が、利用者の利便性を独立した正当な理由として含めることをお考えでない場合には、少なくとも、	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指針第2の1に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と「利便性」を追記する修正を行っております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	現在の正当な理由が成立しているかどうかを評価する際の具体的な検討事項として指針に明記すべきです。すなわち、指定事業者がとった行為が、サイバーセキュリティ又は利用者情報の保護等を確保するために必要か否かを判断するに当たり、公正取引委員会は、指定事業者が代替措置を講じることができるか否かを検討する際に、利用者の利便性を保護する必要性を考慮することになります。これにより、（国会で要請されている）利用者への意図しない損害を最小限に抑え、デジタル規制に関する世界的な最高基準との整合性をより高めることができます。 同様に、指針に利用者の利便性を指針として組み込むことにより、公正取引委員会が本法への遵守措置を評価するに当たって、適切なアプローチをとることを可能とします。これにより、公正取引委員会は、本法の施行において、消費者及び事業活動に対する意図しない悪影響を回避することができます。これには、サービスの利用可能性又は品質の低下、一部のサービスのコスト増加及びイノベーションの阻害が含まれます。 【Google LLC】	
18	本法は、独占禁止法を補完する法令として制定されたことを踏まえれば、本法が促進する「競争」とは、独占禁止法第2条第4項が定める「競争」を指すものであって、ユーザーの利便性の確保に向けられた能率競争を指すものであると考えられる。このような、そもそも本法が促進しようとしている「競争」がユーザーの利便性の確保に向けられた能率競争を指すものである旨や、ユーザーの利便性を確保することこそが正当な理由の一つである旨は、政令や指針において明確化される必要があると考えられる。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指針第2の1に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と「利便性」を追記する修正を行っております。
19	利用者の利便性の確保を法執行の際に考慮されるべき原則として明記すべき。「第2 基本的考え方 1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性」において、以下のような文言を指針に明記すべき：「公正取引委員会は、第7条に基づく評価を行う際に、利用者の利便性確保という原則を適切に考慮するものとする」。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指針第2の1に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と「利便性」を追記する修正を行っております。
20	最近発表された本法に関する指針案について引き続き検討する中で、公正取引委員会がより競争力のあるモバイルエコシステムの構築に向けた取り組みを行っていることを支持します。公正取引委員会のこの取り組みは、革新を阻害することなくモバイルエコシステムにおける競争をもたらすための世界標準となり得るターゲット型規制を通じ	・賛同の御意見として承ります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	て、日本におけるイノベーションと消費者の選択肢の促進に向けた重要な一歩となります。 特に、公正取引委員会がハードウェアとソフトウェアの相互運用性に焦点を当てていることは、モバイルエコシステムにおける競争促進のための重要な要素であると考えています。主要なモバイルオペレーティングシステムとサードパーティ製のハードウェアおよびソフトウェアとの相互運用性は、さまざまなデバイス、プラットフォーム、およびサービスがシームレスに連携できるようにするために不可欠であり、消費者がニーズに最適な製品やサービスを選択できるようにするために重要です。スマートフォンと接続して動作する必要がある開発者に対して「無償で」ハードウェアとソフトウェアの相互運用性を促進することで、市場参入障壁を取り除き、新規参入者を奨励し、特に日本の経済にとって重要なハードウェアメーカーにとって、イノベーションと競争の増加につながります。 また、こうしたモバイルエコシステムに依存するアプリマーケットプレイスでの競争を促進することが極めて重要だと考えています。アプリ配信はモバイルエコシステムの重要な側面であり、開発者が複数のチャネルを通じてアプリを配布できるようにすることが不可欠です。これには、従来のアプリストアだけでなく、サイドローディングや直接ダウンロードなどの代替配信チャネルも含まれます。アプリマーケットプレイスでの競争を促進することで、公正取引委員会は新規開発者の参入障壁を低減し、イノベーションを促進し、消費者により多くの選択肢を提供することができます。当社は、アプリ配信に関連する問題に対処するための公正取引委員会の取り組みを支持します。 より競争力のあるモバイルエコシステムのメリットは、IT 業界自体にとどまりません。消費者には、より幅広い選択肢、低価格、そして革新的な新しい製品・サービスが提供されます。また、通信事業者などの企業にとっても、競争力を維持するためにイノベーションとサービスの向上が促されるため、競争の促進による恩恵を受けることになります。公正取引委員会がより競争力のあるモバイルエコシステムを促進することで、経済成長と雇用創出を促進するとともに、日本国民の生活の質の向上にも寄与することが期待できます。 今後とも、公正取引委員会がより競争力のあるモバイルエコシステムの促進に向けた取り組みを進めるにあたり、積極的に関与していく所存です。規制当局、業界関係者、専門家間の継続的な対話と協力が、ガイドラインを効果的なものとし、その目的を達成するために不可欠であると信じています。公正取引委員会の取り組みを支援し、すべての利害関係者に利益をもたらす、より競争的で革新的なモバイルエコシステムの構築に向けて協力していくことに尽力していきます。 【事業者】	
2 1	今回の法整備は、多様なサービスを適切に提供できる競争環境を整備していくことが目的であると理解しています。これにより、コンテンツ事業者におけるイノベーションを促進し、利用者に多様なコンテンツサービスを適切な価格で提供できる環境となることで、日本のコンテンツ産業の更なる拡大が可能になると考えます。法施行に伴う監視体制の整備により手数料等様々な要素において適切な運用がなされ、法施行による目的達成を阻害する動きがある場合には、検証・判断・対策を迅速に実施し、問題を長期化させない法制度運用を期待いたします。 【事業者】	・賛同の御意見として承ります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
2 2	スマートフォンやその周辺のデバイスに関するお客様の選択肢を増やし、スマートフォン市場の健全な競争を促す本法の考え方に賛同しております。 【事業者】	・賛同の御意見として承ります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
23	公正取引委員会がモバイルアプリエコシステムにおける公正かつオープンな競争を確保することを目的とした一連の規則を提案する際に示した慎重なアプローチを称賛する。指針案が、デジタル市場における競争促進に関する他の管轄区域の取り組みと緊密に連携している点は、特に有益である。従って、公正取引委員会の提案を概ね支持するが、それでも尚、いくつかの改善点があると考えている。公正取引委員会が指針の最終決定という重要な作業を進めるにあたり、その有効性を左右する3つの主要な原則を優先するよう強く要請する。(1)新体制がどれだけ迅速に導入され、運用されるかが極めて重要である、(2)悪意あるコンプライアンスや回避を防止するためには、高い特異性が不可欠である、及び(3)コンプライアンスを確保し、ゲートキーパープラットフォームの妨害や遅延の傾向を阻止するためには、強力な調査及び執行ツールの提供が必要である。 【事業者団体】	・賛同の御意見として承ります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
24	公正取引委員会に対し、本法をこれらの下位法令・指針とともに施行するにあたり、自由市場の原則、公平な競争環境、日米の経済統合と地域リーダーシップといった主要な原則を尊重するよう強く要請します。 ガイドラインにおいて、本法が、国会の附帯決議及び日米関係を尊重し、公正かつ差別的でない方法で施行されるべきことが明示的に規定されるべきです。本法については多様な見解が存在し、一部の企業は否定的な見解を表明しており、他の一部の企業は日本の政府の動きを支持する異なる意見を有しています。 【事業者団体】	・いただいた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
25	公正取引委員会が第7条および第8条に「正当な理由」を明示的に規定した点を評価します。これにより、サイバーセキュリティ、ユーザー情報の保護、未成年者の保護の重要性が認識されています。この枠組みは、EUのDMAにおける類似の規定よりも明確に規定されており、指定事業者に対するより明確な指針を提供する可能性があります。日本の枠組みの「正当な理由」アプローチが有望であるものの、その実践的な適用が鍵となることを示しています。公正取引委員会に対し、以下の点を尊重しつつ、積極的に取り組むよう促します： * 正当な理由を、ユーザーが重視する真のセキュリティとプライバシー保護を保持する範囲で広く解釈すること * ユーザー選択には、安全で厳選されたプラットフォームを選択する権利が含まれることを認識すること * 相互運用性に関する一部の制限が、狭義の技術的定義を超えた正当なユーザー保護目的を果たす可能性があることを考慮すること 日本の枠組みがこれらの懸念を明示的に認識している点は、EUのアプローチよりも改善されています。しかし、EUの実施上の課題を回避するためには、競争促進措置がエンドユーザーに真の利益をもたらすよう、継続的な監視が不可欠です。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、正当化事由への該当性の判断も含め、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
26	公正取引委員会がプラットフォーム規制において示している高い専門性、特に本法に関する指針案の明確さと内容の充実度を高く評価します。本法は、従来の独占禁止法を補完する専用の規制制度を導入するという、世界的な潮流を反映しています。これらの新制度を効果的に機能させるためには、執行機関が明確なガイドラインを通じて法的確実性を確保することが不可欠です。EUにおけるデジタル市場法（DMA）の初年度の実施経験は、効果的な執行にはプロセス自体が極めて重要であることを示しました。適切に設計された実施プロセスは、効率的で透明性が高く、協調的な規制アプローチを促進し、最終的には利害関係者間の信頼を高めます。特に、実施プロセスは法的予見可能性を確保し、透明性を高めるべきです。最後に、法第14条に基づいて求められる遵守報告書は標準化され、遵守の性質	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	が進化することを反映して定期的に更新されるべきです。ビジネスユーザーも、適切な秘密保持契約（NDA）の下で関連する機密情報にアクセスできるようにし、実質的な参加を可能にすべきです。 【個人】	
27	スマートフォンのエコシステムにおける競争強化に向けた公正取引委員会の取り組みは時宜を得たものである。しかし、本法の下で提案されている下位法制と指針は、国際的な規制と経済ガバナンスの観点から以下を含むいくつかの懸念を提起している。: ・ 法的定義やコンプライアンスへの期待に関する曖昧さ； ・ 特に「正当化事由」の解釈と適用方法について、企業に対する明確なガイダンスが欠如している； ・ 規制の行き過ぎ、技術革新の阻害、技術普及の抑止といったリスク； ・ EU デジタル市場法（DMA）の模倣は、まだほとんど検証されておらず、法的確実性を確保することなく、大きな行政負担を生み出している。 【団体】	・ 頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・ 本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な法の運用に努めてまいります。
28	特定の開発者のみのアクセスを制限する規制介入は、対象プラットフォームのサービス全体の品質や進歩を損なうべきではありません。公正取引委員会は、対象デジタルプラットフォームによる本法の要件の遵守状況を評価する際、ユーザーエクスペリエンスを重要な考慮事項として明確に認識すべきであり、内閣府令における評価の正当な根拠として認識することも重要です。他国政府のデジタルプラットフォームに関する事前規制から得られた教訓を踏まえ、潜在的な違反行為の評価において消費者の利益と利便性を重視するための措置を講じるよう強く求めます。また、公正取引委員会に対し、執行後も当事業者団体が関与する機会を継続的に確保するよう強く求めます。 【事業者団体】	・ 頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・ 本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。
29	指針案第2.1「特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性」において、本法の適正な規制になるべく、指定事業者及び利害関係者（アプリ提供事業者や利用者）のヒアリングも進める旨の記載がございますところ、ぜひとも広く意見を募って提言いただきたく、意見を申し上げます。 【事業者】	・ 関係事業者の御意見等も踏まえつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
30	競争政策は、IT 分野においても多大な成果を社会全体にもたらしている。しかしながら、我が国では現状維持バイアスによって競争政策におけるマイナス面が喧伝されることが多く、競争政策が消費者及び事業者を始めとした社会全体の便益を向上させるということが十分に理解されていないようである。公正取引委員会においては、本法の適正な執行だけでなく、本法の主旨を社会全体に理解してもらう啓発活動にも積極的に取り組んでいただきたい。 【事業者団体】	・ 頂いた御意見も踏まえて、スマートフォンの利用者に向けた丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。
31	本法は、アプリ事業者の便益やイノベーションの促進に過度に着目しており、指定事業者による技術革新を通じた競争促進や消費者厚生の改善という視点が十分に考慮されていない。スマートフォンのアプリ分野は、スマートフォンというプラットフォームやOSの存在を前提として成り立っている以上、バランスを欠いた規制が指定事業者に課されることとなれば、アプリ分野が依拠する基盤そのものの技術革新が阻害され、結果として、そのサービスを利用するスマホ開発者やスマホ利用者の利益も損なわれる可能性がある。また、アプリ事業者等の事業者にとっては一定の	・ 本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、また、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	メリットがあるとしても、スマホ利用者であるユーザーにとっては十分なメリットが得られない結果となるおそれがある。したがって、本法の運用にあたっては、指定事業者における技術革新や競争促進の可能性、消費者厚生の改善の可能性にも十分に配慮した規制運用がなされることを明記すべきである。 【個人】	
3 2	今回の指針案は、OS 提供者が行うべき行為や禁止される行為を明らかにすることにより、アプリケーション開発者によるアプリケーション開発の自由度を高める方向に作用する。アプリケーション開発の自由度が高まることによりユーザに生じる脅威が高まるトレードオフには慎重であるべきだが、ユーザに提供されるモバイルサービスの価値が高まる可能性もある。しかしながら、競争環境を勝ち抜くために OS 提供者が確立してきた事業戦略の根幹に関わるような強要までがされるべきではなく、また、OS 提供者が行うべき行為や禁止される行為は、モバイルサービスによる利益を享受するユーザの視点に基づいて定められるべきである。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、また、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
3 3	意見の総括的要点は次のとおりです。第一に、スマートフォン・エコシステムにおいては活発な競争が成立しているにもかかわらず、本法は、公正取引委員会による裁量的介入を可能にしており、自由主義経済原則に反しています。本指針案ではこの裁量権が縮小されていません。より客観的な基準を設定し、規制当局の裁量権を制限しつつ、指定事業者の技術的判断を尊重することが必要です。第二に、上述の裁量権は、不当行為あるいは不当差別行為に関する独占禁止法の規定及び解釈と整合していません。第三に、本法および本指針案は指定事業者の統合された「エンドツーエンド」エコシステムを不当に標的としています。データ利用、代替アプリストアおよび代替ブラウザ、互換性、支払いシステム、手数料規制に関する規定はいずれも客観性を欠き、過度に広範な解釈を許す基準となっています。第四に、これらの措置はスマホ端末のセキュリティ、パフォーマンス、ユーザーの使い勝手、を低下させ、投資とイノベーション意欲を阻害します。 【団体】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、指定事業者などの関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・本法は、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるように正当化事由を認めていますので、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランスに配慮する形で円滑かつ適切な法の運用に努めてまいります。
3 4	本法は、間接ネットワーク効果などスマートフォン市場の特殊性を理由に同市場における企業行動を規制するものであるが、過剰規制によるイノベーション阻害や、市場への新規参入、新規投資の減退への注意が必要であることは従来の競争政策と何ら変わりはない。これまでも競争政策では、理論、実証的な厚生分析の結果事後的に過剰規制と判断された事例は枚挙にいとまがなく、本法も過剰規制の懸念からは逃れることはできない。効果要件の立証なしに規制当局がフリーハンドで規制できてしまうことによる危険性を最小限にするためにも、判断プロセスは透明化し、違反の理由を何人もチェックできるような体制とすることが重要であり、また何より違反行為の認定について通常の独占禁止法の場合よりもより厳格な要件によって行われるべきである。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、指定事業者などの関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
3 5	スマートフォン市場において競争を促進し、競争を阻害する行為を制限することは、一定の条件下においては望ましい施策である。ただし、それが常に適切であるとは限らない。現在示されている指針案には、経済学的観点から見て競争促進に必ずしも資さないものや、逆に市場の健全な発展を阻害しかねない内容も含まれている。これは、本法の本来の目的と乖離している可能性がある。競争の促進は重要であるが、それによって指定事業者の研究開発投資のリターンが損なわれる場合、結果として研究開発のインセンティブが失われ、市場の質が損なわれる恐れがある。フリーライダー問題やホールドアップ問題が発生するリスクもあるため、こうした事業者のインセンティブ設計を無視・	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、指定事業者などの関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	軽視した競争促進策には慎重な対応が求められる。 【個人】	
36	本意見では、指針案に関する記述を競争政策および経済学的な観点から検討し、私見を述べたい。 現状で、特定事業者の行為が競争を阻害する、あるいは消費者の便益を損なう、というエビデンスが十分に得られているとは言えない状況下で、このような競争政策上の大転換を計るのは性急であり、リスクの大きさを強く懸念する。指針の内容次第で、指定事業者のアプリストア運営や投資インセンティブに不可逆的かつ甚大な影響を及ぼす危険性を考慮すると、本法の運用は慎重に行う、つまり合理の原則から大きく逸脱しないことを要望したい。 本法には、指定事業者が受け取るべきイノベーションへの対価という視点が欠けている。手数料をはじめとする指定事業者の事業戦略に対して、具体的な規制・介入が将来的に行われる場合には、基準となる費用の算定を慎重に行うべきであると考えます。 アプリストアと広告仲介事業者との競争関係は、学術的な分析も端緒についたばかりであり、研究途上である。指定事業者をめぐる競争環境が十分に明らかではない中で、外形的な行為に過度な事前規制が入らないよう、本法の慎重な運営を要望したい。 本法が指定事業者に対する規制を強化し収益性を大きく損なわせた場合には、外部性の内部化が困難となり、結果的にセキュリティリスクへの脆弱性が深刻な問題となる危険性がある。折しも、マイナンバーカードのスマートフォンへの対応がアナウンスされ、セキュリティリスクへの頑健性が今まで以上に求められている。アプリストアの収益／費用構造を検討する際には、アプリストアの競争の欠如という単一の視点ではなく、イノベーションへの対価、広告仲介事業者との潜在的な競争、外部性の内部化といった、多元的な視点から評価・算定するべきである、という点を強く指摘したい。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、また、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・なお、御意見に関連して、マイナンバーカードのスマートフォンへの搭載を念頭に、「スマートフォンの利用者に係る情報の保護」の正当化事由の目的の具体例として、「政府機関等が提供する個別ソフトウェアによりスマートフォンに保存されるスマートフォンの利用者に係る機微な情報が、他の個別ソフトウェアを通じて悪用されることを防ぐための対応」を追加する修正を行っております。
37	経済学の観点から、指針案に意見を申し上げます。 第一に、スマートフォンの利用者のセキュリティと事業者のイノベーションを確保するため、指針案は現行の厳格なアプリストア審査プロセスを維持する必要性を明示的に認めるべきであると提案いたします。 第二に、法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）により基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリストアに係る指定事業者に対して禁止される「不当に差別的な取扱い」は、指針案において、より慎重に運用されるべきであると考えます。 第三に、指定事業者のOS機能を他の事業者には利用できないようにする行為に関する指針案について、特定のOS機能の利用を限定する正当化事由として、経済的見地とサイバーセキュリティの確保の観点の両方をより明示することを提案いたします。例えば、パンデミック中に指定事業者が実装した接触追跡機能は、出会い系アプリでは利用できないようにする必要があります。 第四に、サイバーセキュリティとイノベーション確保の一環として、指定事業者によるOS機能の維持・改善への継続的な投資の必要性を指針案に明記することを提案いたします。 【団体】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、また、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用を図ってまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
38	指定事業者は、サードパーティによる知的財産として保護された技術へのフリーライドを防止するための措置を講じることが認められるべきです。本指針案では、指定事業者が知的財産権を理由としてサードパーティによる技術へのアクセスを制限する場合、(1) 公正取引委員会の審査は独占禁止法の従来の運用に従うものとし、(2) その制限が知的財産権の行使と認められる場合には、本法に違反しないものとされています。本指針案では、制限する行為について、(1) アクセスを拒否すること、(2) アクセスの範囲を制限すること、及び(3) 技術の使用を許可する際にサードパーティの活動に制限を課す行為、だと定義しています。また、本指針案では、知的財産について、「著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権」と定義されています。当社は、公正取引委員会が知的財産権を尊重することを明確にされていることを評価していますが、本指針案は、当社の技術及び知的財産権に対するフリーライドを十分に防止してはいないことを懸念しています。具体的には、本指針案の第7条第2号についてのイ（ウ）の以下の文言を削除することを要請いたします：「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本 OS 機能を認めている場合は、法第7条第2号の『妨げる』には該当しないものと認められる。」この文言は、フリーライドに対する正当な保護に関する上記の懸念にもかかわらず、公正取引委員会が知的財産として保護された技術への無償でのアクセスを容認していることを示唆していると受け取られかねないためです。 さらに、公正取引委員会は、本指針案の同セクションにおいて以下の点を明確にすべきです：(1) 指定事業者が知的財産権を正当に行使した結果としてデベロッパによる OS 機能へのアクセスを拒否した場合でも、法第7条違反にはならないこと、及び(2) 指定事業者は、「当該知的財産権」の使用に対する料金という現在のより狭い文言ではなく）その OS 技術を使用するライセンスと引き換えに料金の支払等の金銭的要件を課すことにより知的財産権を行使することができること。 当社の知的財産権に干渉することは、企業の日本への投資インセンティブを低下させ、最終的には日本のユーザー、デベロッパ、サプライヤーの皆様に不利益をもたらすことになります。したがって、公正取引委員会は、本指針の最終版において知的財産権の保護の強化を図るべきです。 【Apple Inc.】	・御指摘の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本 OS 機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の「妨げる」には該当しないと認められる。」との記載は、法第7条第2号に掲げる行為に該当しない場合の例を示したものであり、手数料等の金銭的負担を課す行為が直ちに同号に掲げる行為に該当することを示すものではありません。当該記載の直後に、「また、指定事業者が、特許権等の知的財産権が存在することを理由に、他の事業者による本 OS 機能の同等の性能での利用に際し、当該知的財産権のライセンス対価としての手数料等の金銭的負担を課す行為については、前記第2の2のとおり、従来の独占禁止法における運用に倣って判断するところ、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第7条の規定に違反しないと判断することとなる。」と明記しているとおり、知的財産権の権利行使と認められる場合には、手数料等の金銭的負担を課す行為は、法第7条に違反しません。 ・また、指針第2の2において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとなる。」と明記しております。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
39	指定事業者が開発した OS 機能には、特許等の知的財産権が活用されているものが含まれていると考えられるところ、指針の記述は、知的財産権の権利行使にあたる行為は本法でも違法とはされないが、実質的に権利行使と言えない行為については規制対象とすることを確認した記載と理解します。知的財産権の行使と言える場合には独占禁止法第21条に準じ、法第5条～第9条の適用はないことを原則としつつ、知的財産権の権利行使に擬した濫用的な場合に適用があり得るという枠組みを明確にすべきと考えます。 【弁護士】	・指針第2の2において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとな

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		る。」と明記しております。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
40	知的財産権は、中小企業向けソフトウェア開発者にとって、イノベーションやブランドを保護するだけでなく、ユーザーの安全を守る上でも極めて重要です。知的財産権が適切に保護されていれば、デバイスやデータを侵害する可能性のある偽造ソフトウェアや悪意のあるソフトウェアに遭遇する可能性が低くなります。強力な知的財産保護は、ユーザーがダウンロードするソフトウェアの真正性を信頼できるようにするため、マルウェア、詐欺、データ漏洩のリスクを軽減します。知的財産権の執行はユーザー保護にとって重要であり、したがって消費者保護の問題であることをガイダンスに明記し、対象となるデジタルプラットフォームによる知的財産権保護のための合理的な措置がどのように認められ、支援されるかをガイダンスに明記するよう強く求めます。 【事業者団体】	・指針第2の2において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとなる。」と明記しております。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
41	指針案47行目では、「著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権」と記載され、「知的財産権」に限定されています。しかしながら、公正取引委員会が策定した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」においては、「知的財産」とされており、権利化されたものには限定されていないことから、指針案においても「知的財産」とすることが適切です。 【弁護士】	・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」でも、技術の利用に係る制限行為については、ある技術に権利を有する者による行為を想定していますので（同指針第1の2（2））、知的財産権の用語を用いています。
42	事業活動に制限を課す方向での規制が明確でない場合、事業者の事業活動に萎縮効果が生じるおそれがあるところ、例えば、指針案における抽象的で法的安定性を害する記載は、指定事業者に対して萎縮効果を与えるおそれがある。そうした記載は削除するか、内容を具体的に明確にすべきである。 【個人】	・本指針に基づく各規律の運用面や競争政策の観点からの課題が認められる場合には、諸外国の動向も踏まえつつ、当該課題に対処するために、本指針を改正するなど必要な見直しを行ってまいります。
43	新たな法的枠組みの下では、規制要件の明確性が不可欠です。現実に検証されていない新たな法律が曖昧な規制要件や指針と組み合わせると、規制対象企業にとって重大な不確実性が生じます。企業がイノベーションを実現するためには規制の確実性が必要となることから、このことは、企業と消費者の皆様の双方に悪影響を及ぼすおそれがあります。 本指針案には、「望ましい」又は「望ましい措置」という表現が数多く使用されていますが、これらの措置が法的拘束力を有しないことが明確にされていません。また、本指針案には、さまざまな想定例が挙げられていますが、これらの例が積極的な義務を課すものではないことが明確にされていません。公正取引委員会は、これらの規定によって生じる不確実性を解消するための措置を講じるべきです。 当社は、「望ましい」又は「望ましい取組」という表現を本指針案から削除することを要請します。これらの表現は、	・「法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組」については、当該取組が行われない場合について、ただちに法に違反するものとは考えていませんが、個別具体的な事情に応じて判断した結果、当該取組が行われないことによって、本法の禁止行為に該当することもあると考えております。 ・本指針に基づく各規律の運用面や競争政策の観点からの課題が認められる場合には、諸外国の動向も踏まえつつ、当該課題に対処するために、本指針を改正するなど必要な見直しを行っ

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	本指針の読者に、そのような望ましい取組が法的拘束力のある義務であると誤解させるおそれがあります。さらに、当社は、本指針案の冒頭部分に、これらの望ましい取組が法的拘束力のある要件ではないことを明確にする記述を追加することを要請します。最後に、当社は、公正取引委員会に対し、本指針案の冒頭部分に、本指針案に記載された具体的な想定例は法的拘束力を有するものではなく、単なる例示である旨を明記するよう要請します。 このような明記がない場合、その多くが日本の法運用に不慣れな外国企業であるサードパーティに、望ましい取組や想定例が指定事業者に課される積極的な義務であると誤解されるおそれがあります。その結果、不必要な紛争やコンプライアンス上の懸念が生じ、本法の明確性及び有効性が損なわれるおそれがあります。また、法律上の根拠のない訴訟や、公正取引委員会に対する根拠のない苦情につながるおそれもあります。 日本が、日本の企業と消費者の皆様にとって、当社の最新かつ最先端の製品及びサービスを利用できる、最上位のテクノロジーの集積地であり続けるためには、規制の確実性が不可欠です。 【Apple Inc.】	てまいります。
4 4	指針案においては、以下の箇所において、「望ましい」とされる措置が列挙されている。他方、これらに関しては、履行の有無について、公正取引委員会への報告が要求されることとなっている。この点、公正取引委員会への履行報告が要求されるのであれば、「望ましい」とする位置づけの措置であっても、事実上そのような措置の採用が強制される面もあることに鑑みると、「望ましい」とする位置づけの措置については、遵守が強制されるものではない旨を明記すべきである。 【個人】	・「法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組」については、当該取組が行われない場合に、本指針の策定時点においては、ただちに法に違反するものではありませんが、個別具体的な事情に応じて判断した結果、当該取組が行われないことによって、本法の禁止行為に該当する場合もあると考えております。 ・本指針に基づく各規律の運用面や競争政策の観点からの課題が認められる場合には、諸外国の動向も踏まえつつ、当該課題に対処するために、本指針を改正するなど必要な見直しを行ってまいります。
4 5	今般改正・新設された本法に関係する政令等については、本法において規定された指定事業者における禁止行為・遵守事項の詳細や事例が明記され、規定内容を補足することで実効性が確保されるものと理解しております。 指針案第1では、「なお、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）を巡っては、新たな技術やサービスが次々と出現し、今後新たな課題が生じていくことも考えられることから、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、本指針を随時見直していくものとする。」とされていますが、運用にあたっては、例えば年1回の利用者・関係者の個別ヒアリングを行うなど、定期的な見直しが必要であると考えます。 また、本法及び指針等の運用にあたっては、スマートフォン・個別ソフトウェアの仕様の変更に伴って利用者による操作方法が大きく変わるなど、利用者への影響も想定されるところ、その理解浸透のため、公正取引委員会および関連省庁主導においても、利用者向けの周知、啓蒙活動を実施いただきたいと思います。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・指針等の内容については、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、随時見直してまいります。 ・頂いた御意見も踏まえて、スマートフォンの利用者に向けた丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。
4 6	指針全体に対して、現状の記載内容については法整備されたばかりの初期版であることを踏まえて、実態に合わせて随時、見直すことが必要である点を記載いただきたい。 【事業者】	・指針第1には、「スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）を巡っては、新たな技術やサービスが次々と

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		出現し、今後新たな課題が生じていくことも考えられることから、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、本指針を随時見直していくものとする。」と明記しております。
4 7	公正取引委員会は、モバイルソフトウェア分野（ウェブブラウザに関連するものを含みます。）において競争とユーザーの選択を維持することを目的とした規定を既に制定しています。しかし、公正取引委員会は、日本及び世界中のユーザーがインターネットにアクセスする重要な手段であり、今後もその役割を維持し続けるであろう PC ソフトウェア及びブラウザ分野を軽視すべきではありません。 【事業者団体】	・本法はスマートフォンを対象にした法律であり、PC のブラウザ等については義務の対象外となりますが、PC 分野の競争の状況も注視しつつ、対応の必要性を検討してまいります。
4 8	「スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）を巡っては、新たな技術やサービスが次々と出現し、今後新たな課題が生じていくことも考えられることから、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、本指針を随時見直していくものとする」とありますが、市場変化等を踏まえた機動的な見直しの実施について賛同いたします。例えば、生成 AI の登場およびスマートフォンへの標準搭載により、生成 AI をもちいた検索行動等が一般化してきているなどの環境の変化に対しては、機動的な規制の見直しで対応いただくことを要望いたします。 【事業者】	・賛同の御意見として承ります。 ・指針等の内容については、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、随時見直してまいります。
4 9	本法が国際的なデジタル規制の動向と整合するよう積極的に取り組んでいる点について、公正取引委員会の姿勢を高く評価します。指針のいくつかの要素は、EU のデジタル市場法（DMA）や、韓国・米国における新たなアプローチと密接に一致しています。政策的な観点から重要なのは、これらの法的手段が「設計からの相互運用性（interoperability by design）」の促進に成功するかどうか、あるいは企業が依然として法的紛争の長期化やリスクベースのコンプライアンス対応によって、オープン性に伴うコストを外部化し続けるかどうかであります。こうした理由から、DMA と本法との間で完全な整合性を確保することが極めて重要であります。 また、求められるソリューションが明確かつ具体的であればあるほど、非遵守のリスクは低下します。一般的に、事前の具体性が欠如していると、支配的企業は手続き的な抜け道を利用して是正措置の実施を遅らせたり、骨抜きにしたりする傾向があります。ゲートキーパーと競合他社・開発者との間に存在する情報の非対称性や力の不均衡を考慮すると、公正取引委員会は拘束力のある技術ガイドラインを発出し、コンプライアンス指標（KPI）を設定し、具体例を提示することで、競合他社や開発者が積極的に関与できるようにすべきです。 さらに、モバイルエコシステムにおける基盤モデル（foundation models）および生成 AI（generative AI）に関して、AI イノベーションの可能性は、プラットフォームのオープン性と相互運用性に大きく依存しています。AI アプリケーション、その中でも基盤モデルに依存するものは、システムレベルの機能へのアクセスを必要とします。しかし現在、支配的なモバイルプラットフォームは、技術的制限やポリシーによる制約を通じて、第三者の AI 開発者によるこれらリソースへのアクセスを制限しており、イノベーションと競争の公平性を損なっています。指針案（§ 3(2)(1)）でも指摘されているように、第三者機能への障壁は問題であり、特に生成 AI のような新興技術においてはその影響が深刻です。AI ネイティブなモバイルアプリケーションはデータ集約型であり、相互運用性が制限さ	・法の運用に当たっては、諸外国の競争当局等とも連携を図るほか、指定事業者によるサイバーセキュリティの確保等のための行為について、禁止行為が形骸化し、当該禁止行為を設けた趣旨を逸脱することにならないよう、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という 2 つの要請のバランスにも配慮しながら適切に判断するなどにより、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争を確保してまいります。 ・指針等の内容については、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、随時見直してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	れるとユーザーデータが囲い込まれ、モデルやサービス間でのデータ移行が困難になります。これにより、AI サービス提供者間の競争が阻害されます。これは単なる技術的・競争的な問題ではなく、日本が生成 AI 技術の展開と普及においてグローバルな競争力を維持するための重要な課題です。多くの生成 AI 技術は、モバイルファーストあるいはモバイルネイティブであることが予想されるため、モバイルプラットフォームの開放性は国家的な競争力に直結します。 【事業者団体】	
50	公正取引委員会が当社に有識者検討会の場で発言する機会を与えて下さり、また、当社の意見を尊重し、その一部を本指針案に反映させたことを高く評価しています。しかし、本法が日本の消費者の皆様に影響を与え、当社のユーザーが期待する安全でプライバシーに配慮したユーザー体験に影響を与えることを引き続き懸念しています。また、規制プロセス全体を通じて、公正取引委員会が透明性と公開性を確保していることも評価しています。公正取引委員会が本指針案において取り上げられた事項に関して具体的なご質問がある場合には、喜んでご回答いたします。 【Apple Inc.】	・指針の一部について、及び指針の策定プロセスを含めて、当委員会による透明性及び公開性の確保に対する賛同の御意見として承ります。 ・公正取引委員会は、指定事業者を含む関係者との間で今後も建設的かつ継続的なコミュニケーションを行うことで、本法の円滑かつ適切な運用を行ってまいります。
51	公正取引委員会が、指定事業者に確実性を提供するべく、本法上の義務を明確にするための下位法令の策定に取り組んでおられますことに感謝申し上げます。しかしながら、下位法令に明示的に組み込むべき重要な原則及び考慮事項が存在すると当社は考えています。本法に関する具体的な問題につきましては、公正取引委員会と引き続き直接協議させていただけますようお願い申し上げます。 【Google LLC】	・当委員会による指針を通じた本法の運用の明確化に対する賛同の御意見として承ります。 ・公正取引委員会は、指定事業者を含む関係者との間で今後も建設的かつ継続的なコミュニケーションを行うことで、本法の円滑かつ適切な運用を行ってまいります。
52	以下の推奨事項を謹んで提案します。 ・指針は、広範な義務を限定的に規定すべきである。法第5条のデータ不正流用禁止、第6条の差別禁止規定、第7条第2号の相互運用性要件など、本法のいくつかの条項は、指定事業者に多大な制約と遵守負担を課すだけでなく、反競争的懸念を生じさせない行為を不当に抑制する可能性がある。 ・指針案は、企業の正当化根拠を不当に制限している。指針案は、指定事業者が自らの行為について知的財産権の補償を正当化する手段を全く提供していないように見えるだけでなく、プラットフォームへの投資とイノベーションを阻害するだけでなく、抱き合わせやデータのクロスプラットフォーム利用といった慣行がもたらす競争促進効果を考慮した、一般的な効率性に基づく正当化根拠も欠いている。 ・指針は、コンプライアンスを細かく管理するのではなく、効率化を図るものであるべきである。法第10条、第11条、第12条及び第13条は、指定事業者に相当な追加的なコンプライアンス負担を課し、場合によっては、企業自身ではなく公正取引委員会が、本法を遵守するための最も効果的な方法を決定することを想定しているように見える一方で、指定事業者が本法によって発生するコストを最小限に抑えるために依拠できるセーフハーバーやカーブアウトは含まれていないように思われる。コンプライアンスに関するセーフハーバーやカーブアウトを指針に含めることで、企業に課されるコンプライアンスコストを削減できるだけでなく、本法の執行における公正取引委員会の事務負担も軽減できる。 【団体】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・例えば、法第7条第2号について、「また、指定事業者が、特許権等の知的財産権が存在することを理由に、他の事業者による本 OS 機能の同等の性能での利用に際し、当該知的財産権のライセンス対価としての手数料等の金銭的負担を課す行為については、前記第2の2のとおり、従来の独占禁止法における運用に倣って判断するところ、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第7条の規定に違反しないと判断することとなる。」と明記しているのとおり、知的財産権の権利行使と認められる場合には、手数料等の金銭的負担を課す行為は、法第7条に違反しません。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		重要と考えております。
5 3	本法および方針の目指すところに賛同いたします。その上で、指針および本法の内容を熟読した上で、全体を通じて提案したい内容を3点、申し上げます。 1点目：本法に対する消費者等からの相談受付窓口の明記について 2点目：学校・教育機関を通じた法の周知の必要性について 3点目：保護者からの要求に対する政府全体としての支援 【個人】	・本法の運用に当たっては、競争の促進と、青少年保護も含めたサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・頂いた御意見も踏まえて、スマートフォンの利用者に向けた丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。
5 4	指定事業者による本法および指針の規定事項遵守においては、流通済みのものを含めたスマートフォン・個別ソフトウェアの仕様変更を伴うなど、利用者利便に影響があるほか、メーカー、アプリ開発事業者等にも影響があるものと考えます。そのため、当該規定への対応にあたっては、利用者へのアンケート等調査の実施・実態把握の上で、その他関係事業者等からの個別ヒアリングを行うなど、関係事業者の意見を踏まえつつ検討を進めるべきと考えます。また、利用者への案内や関係事業者の対応等の観点から、仕様の最終決定の情報については、少なくとも反映の3か月前までに開示することを要望いたします。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
5 5	指針においては、基本的に「指定事業者」に対してどのような場面において本法が適用されるかを中心に記載されているが、本法の施行に伴い、個別アプリ事業者やウェブサイト事業者は新たに基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンとそれらに関連する決済手段においてかなり大きな裁量を手にすることとなる。 しかしながら、個別アプリ事業者やウェブサイト事業者は、当然ながら意図的であるか、そうでないかに関わらず、法を通じて新たに可能となる様々なビジネス（代替アプリストアの運営、各個別アプリ内における決済およびコンテンツの販売等）を運営する上で、既存の他の法の規制からは免れない。 従い、指針の最後に「第6」の項目を加え、個別アプリ事業者やウェブサイト事業者等に対し、特に法第6～第10条に係る各種法の遵守を求めることを提案したい。これは、法が目指すところである「特定ソフトウェア市場の開放と活性化」の観点から、新規参入事業者があらかじめ考慮すべき事項を確認できる上でも有意義なものであると思料する。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
5 6	利用者に対し、第三者サービスや他OSとの接続、データポータビリティの選択を不当に妨げる表示（いわゆる「恐怖表現」）を禁止すべきである。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針の想定例87及び想定例93に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
5 7	「業務上作成した機密文書、業務用スマートフォンにおける位置情報の履歴」に係るデータへの不正アクセスは、プライバシーや営業機密を侵害することとなるため、サイバーセキュリティを確保すべき典型的な具体例といえよう。さらに付言するならば、スマートフォン端末に保存されたデータの中でも、同じく重要性が高いものとして多要素認証に係る認証情報を摘示できよう。多要素認証の重要性及び多要素認証に係るスマートフォンの役割を踏まえて、「スマートフォン端末に保存されたデータ（例えば、業務上作成した機密文書、業務用スマートフォンにおける位置情報の履歴、<u>多要素認証に係る認証情報</u>（注3））への第三者による不正なアクセスによって当該データが漏えい、	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針の「スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保」に係る正当化事由の目的の具体例を修正しております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	滅失又は毀損されることを防ぐための対応」（812 行～814 行。）と下線部を加筆の上で重要性が高いデータのの一つとして多要素認証に係る認証情報を新たに摘示し、846 行に「（注 3）多要素認証の重要性の観点からも、スマートフォン経由で当該スマートフォン端末に保存された認証情報が漏えいする等の行為を防ぐなどの措置が十分に行われることが重要であり、そのようなスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用に係る情報の保護の確保のための措置は、法の正当化事由に通常該当するものである。」と追記することも検討されたい。 【弁護士】	
58	指針案 800 行目以降の「（イ）正当化事由の目的の具体例」は、「a スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保」と「b スマートフォンの利用に係る情報の保護」とに分けて詳細な具体例が列挙されている。指針案では、a を業務用データ、b を個人の情報保護というように分けて詳細化しているようであり、本来は、サイバーセキュリティと情報保護は排他的な概念ではなく、重なり合う部分を含む包括的な保護を想定していたはずである。法制定時のこれらの列挙は、これらが相互に重なることを前提としていたものと推察される。そこに、それぞれを独立に詳細化した結果、相互に排他的な記述となり、一方にはあるが他方にはない保護内容が生じているようである。また、そもそもどちらの概念でも十分に言語化できていなかった保護すべき対象が抜け落ちて「空白」が生じているようである。こうした「空白」が生じないよう、a と b を統合して詳細化してはどうか。本法の条文との関係でそれが困難だとすれば、「その他政令で定める」の政令で空白を補う必要があり、その場合には政令案の修正が必要である。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、「スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保」に係る正当化事由の目的の具体例を修正しております。
59	本政令案におけるアプリストアや OS の開放措置は、プラットフォーム間の競争促進に資する一方で、医療機関が日常的に使用する医療情報システム（電子カルテ・医療用アプリ等）に深刻なセキュリティリスクを及ぼす可能性がある。患者の生命や個人情報を扱う医療分野においては、競争政策よりも安全性確保が優先されるべきであり、別途セキュリティ基準や認証制度などの特例措置が講じられるべきである。 【事業者団体】	・医療分野を含め、深刻なセキュリティリスクを及ぼすリスクに対しては、法第 7 条及び第 8 条ただし書き（いわゆる正当化事由）により、これまでと同様に、指定事業者が対処することが可能となっています。 ・本法の運用に当たっては、これまでと同様の安全性が確保されるようにする対応が採られるよう、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。
60	指定事業者による正当化事由に係る主張に対しては、当該サービスを長年提供してきた指定事業者の考え方を一定程度尊重する必要があると考える。例えば、代替アプリストアのセキュリティに係る審査を厳格化するという指定事業者のスタンスは、一定程度尊重されるべきである。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保されるように努め、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
61	SPSI は、総務省で策定するスマートフォンアプリにおけるベストプラクティスである。その対象は、利用者のプライバシー、セキュリティ、青少年保護であり、法第 7 条、第 8 条における正当化事由と相当程度重複している。利用者保護の観点から策定されたベストプラクティスの記載事項を、正当化事由において積極的な考慮要素とする指針	・賛同の御意見として承ります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	案の姿勢は、公正競争と利用者保護のバランスに配慮した妥当なものとして高く評価できる。 【団体】	
6 2	スマートフォンの利用者に係る情報の保護について、「現行法令で求められている対応」には、ここに挙げられた公法上のもののみならず、民事のプライバシー侵害にならないようにすることも含まれるため、その点を加筆すべきである。また、広告配信を目的として利用者から取得する情報には、「例えば、広告 ID、端末 ID、サードパーティクッキー」のように識別子のみが例示されているが、これらに加え、ウェブの閲覧履歴やアプリの利用に関する情報を例示に含めることが望ましい。 【団体】	・ウェブの閲覧履歴やアプリの利用に関する情報も、通常、スマートフォンの利用者に係る情報に含まれるものと考えております。
6 3	指針案は、正当化事由がある場合である想定例 62 において、「当該 API 等に係る利用規約において、個人情報保護法の規定や電気通信事業法の利用者情報に係る規定など現行の法令の趣旨に反する形でスマートフォンの利用者に係る情報を取り扱うことを制限すること。」と記載している。この記載は妥当なものであるが、「現行法令」には、個人情報保護法や電気通信事業法といった公法のみならず、民事のプライバシー侵害に係るルールも含まれるため、その点を加筆すべきである。 【団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
6 4	正当化事由の目的の具体例として「代替アプリストアについて、未成年者による適正な利用の観点から、個別ソフトウェア又は個別ソフトウェアを通じて提供されるコンテンツ又は機能に係る適切な年齢制限（レーティング）や当該機能の利用の制限を求める対応」とありますが、SNS 等に起因した青少年のインターネットトラブルが高止まりする中、代替アプリストアの普及により、指定事業者による一元的な審査が及ばなくなることで、青少年が違法・有害なアプリに接触するリスクが高まることを懸念しております。こうした状況も踏まえ、代替アプリストア提供事業者や基本動作ソフトウェア事業者など関連する事業者が、青少年保護の観点から適切な対策を講じていくことが重要であると考えております。 【事業者】	・本法の運用に当たっては、競争の促進と、青少年保護も含めたサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
6 5	本法は、企業や開発者側にとってのメリットよりも「ユーザーの安全性の上に成り立つ」ことに重きを置くべきと考えます。これを前提に考えますと、「セキュリティとプライバシー」や「経済的安全保障」等の視点においてもいくつかの課題があるように感じられます。 ペアレンタルコントロールは、あくまでも保護者が適切に設定し、子どもがそれを守って使うことが前提となっているが、現状を直視して判断する限り、これを前提とする指針では安全性の確保は厳しいのではないかと。指針をもっと細密化し、アプリ内外を問わず、フィルタリングやゾーニングを提供できるようにしながら、段階を追って行うべきではないか。そのためには、プラットフォーム事業者の持つ情報だけでなく、携帯事業者が所有する年齢情報を活用することが必須と思われる。新たなアプリストアや新たなアプリが増えるのであれば、読みやすく、分かりやすく、判断しやすく、確認チェックボックスを設けるなど、ユーザーが判断しやすい表示方法や仕様も指針あるいはそれに準ずるもので定めるべきではないだろうか。プラットフォーム事業者が関係しないところで購入・ダウンロードしたアプリ等について、プラットフォーム事業者が引継ぎサポートを行うことは難しい。入り口や選択肢を広めるのであれば、サポートの継続性も視野に入れたものにしてほしい。青少年の利用を鑑みると、プリインストールするものや、利用しやすい環境にあるものは、年齢に左右されないものであることが望ましい。	・本法の運用に当たっては、競争の促進と、青少年保護も含めたサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	前向きに、かつ、丁寧に進めていただきたく、その際には、『青少年保護 by デザイン』を死守していただきたい。 【個人】	
6 6	指針案において、青少年保護およびサイバーセキュリティの観点から「正当化事由」が明確に位置づけられている点、並びに代替アプリストアや外部決済手段に対し、基本動作ソフトウェア提供事業者による技術的審査や管理が可能である旨を明示されたことに感謝申し上げます。教育機関において活用されているタブレットや PC は直接的な適用対象外であるものの、生徒が私物として保有するスマートフォンに起因する問題は学校現場にも波及しており、この点からも安全性に配慮された運用方針は極めて重要と認識しております。以下、確認および意見を述べます： 1. 代替アプリストアにおけるソフトウェアについて、基本動作ソフトウェア提供事業者が最低限のセキュリティおよび青少年保護の観点から技術的審査を行う行為が、本法において正当なものとして認められることを、改めて明確化していただきたい。 2. スマートフォン端末においてブラウザエンジンの選択が可能となることで、青少年向けフィルタリングが形骸化する恐れがあります。これに対し、事前の技術審査と、必要に応じた機能制限（保護者または法人の IT 管理者による設定）が可能であるべきです。 3. ユーザーが、代替ストアや外部決済により契約されたサブスクリプション情報・課金履歴等を、一元的かつ簡易に確認できる UI/UX の提供が望まれます。 4. 青少年による重課金や不適切なコンテンツ購入等に対しては、一定の要件のもと返金・取消等が可能となる仕組みの検討を要望します。 5. 上記の安全性担保の仕組みを整備・維持するには、技術開発や人的リソースの継続的な投入が不可欠です。これを踏まえ、指定事業者が合理的な範囲で一定の手数料を徴収することが認められることを明記していただきたいと存じます。 【個人】	・本法の運用に当たっては、競争の促進と、青少年保護も含めたサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
6 7	本法により選択可能となった、新たなアプリストア等のサービスやブラウザ等のデフォルト設定の選択を青少年が行う場合、青少年保護機能である「ペアレンタルコントロールの仕組み」が十全に機能する環境を確保すると共に、その利用方法を十分に周知する必要がある。スマートフォンのペアレンタルコントロール機能について、デフォルト設定以外の設定が必要となる場合は、その利用方法が理解されなければ、青少年保護の目的は達成されない。したがって、本法下での、ペアレンタルコントロールの利用方法について十分な周知が行われるべきと考える。 正当化事由中「c スマートフォンの利用に係る青少年の保護」について、以下の点を追加すべきである。 ・指定事業者以外のブラウザエンジンにつき、青少年保護の見地から、ウェブフィルタリングが十分に機能しているかどうかの要件を設け、当該要件を満たすか否かの審査等を事前に行った上で、青少年が利用している端末における代替ブラウザエンジンの採用の可否を判断すること、または、青少年保護の見地から、ペアレンタルコントロール機能として、保護者の同意に基づき、代替ブラウザエンジンの利用を未成年者に対して制限する対応 - また、正当化事由があると認められ、違反とならない場合の想定例として以下を追加すべきである。 ・代替アプリストアが独自にレーティングを実施する場合、指定事業者が、当該レーティングの適切性の維持及び指定事業者が行うレーティングとの整合性に関し協議を行い、利用者が、ペアレンタルコントロール機能を円滑に利用できるよう求めることおよび協議不調の間は、代替アプリストアの提供を禁止すること	・本法は、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう正当化事由を認めていますので、青少年の保護も含め、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランスに配慮する形で円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・正当化事由への該当性の判断は、個別具体的な事情に応じて行われることとなります。御意見いただいたような事例についても、スマートフォンの利用に係る青少年の保護に該当し得るものと考えております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【団体】	
68	ペアレンタルコントロールを保護者等に説明するときに、保護者等に恐怖を与えるような表現の警告や、度重なる警告等の中立的でも合理的でもない不適切な警告（過剰な表現、繰り返し等）の表示は保護者等に対して、過度に代替アプリストア、代替支払管理役務等及び関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導することになるため、妨げる行為に該当すると考える。また、指定事業者等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロールに関しては、指定事業者が提供している方式だけでなく業界標準となっているような様々な方式があり、同等性の判断においては指定事業者が行っている方式のみを同等と判断するのではなく、実態を踏まえた判断をすることを求める。 【事業者団体】	・本法は、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう正当化事由を認めていますので、青少年の保護も含め、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランスに配慮する形で確保されるように努め、本法の円滑かつ適切な運用を図ってまいります。
69	当社は、本法がさまざまな目的間のバランスを図ろうとし、サービスを提供する事業者が、本法のOS機能へのアクセスの提供やアプリの配布に関する要件を遵守する上で、ユーザーのセキュリティとプライバシーを同等に重要視することを可能としていることを評価しています。具体的には、本法は、サイバーセキュリティ、プライバシー及び青少年の保護を、法第7条及び第8条に基づく義務の例外的正当化事由として認めています。また、賭博やその他の犯罪行為の防止及びデバイスの安全性とパフォーマンスも、追加の正当化事由として公正取引委員会が認識していることを評価して、歓迎いたします。日本の消費者の皆様は、当社の業界をリードする安全性とセキュリティ対策を高く評価しており、事前規制によってユーザーの安全を確保する当社の能力に支障をきたすことのないようにすることが不可欠です。しかし、欧州連合などの他の法域で見られるように、OS機能へのアクセスやアプリ配信に関する要件は、ユーザーの安全とセキュリティを脅かすものとなっています。 ユーザーをより効果的に保護するため、当社は、公正取引委員会に対し、本指針案における本法義務の正当化事由の範囲を拡大することを強く求めます。現在の指針案では、不当景品類及び不当表示防止法や特定商取引に関する法律など、さまざまな日本の法令に違反する行為を防止するための措置が考慮されていません。したがって、本法上の義務の適用除外となる正当化事由の範囲を、「犯罪行為の防止」から「法令違反行為の防止」に拡大し修正する、あるいはそうした行為が含まれることを本指針の最終版で明確にすることを要望します。当社は、世界で最も安全でセキュリティの高いプラットフォームを運営し続けることができるよう、公正取引委員会と協力していきたいと考えております。 【Apple Inc.】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて指針を修正し、「スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な行為が行われることを未然に防ぐことを意味している。」との考え方を明記しております。 ・指針に記載したとおり、「スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止」は、不当景品類及び不当表示防止法や特定商取引に関する法律も含め、刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な行為が行われることを未然に防ぐことを意味しております。
70	「正当化事由」として、「サイバーセキュリティの確保」「利用者の情報に係る保護」「青少年の保護」では対象範囲は狭すぎます。今やスマートフォンは全世代が活用するようになっており、高齢者が巻き込まれるトラブルも多発していることから、より広く「消費者の保護」「消費者安全の確保」という文言を加えるべきです。スマートフォンを入口とした消費者トラブルには、マルチ商法勧誘や副業トラブル、架空請求など様々な事例があります。更に、犯罪に繋がる「闇バイト」などの有害で悪質なアプリも存在しています。「その他の犯罪行為」に留めず、これら犯罪の一手手前ともいえる事態も目的に加えるべきです。そして、「正当化事由への該当性に係る基本的な考え方」にも上記内容を反映してください。 【団体】	・施行令では「犯罪行為の防止」と規定しており、犯罪行為が行われる相当程度の蓋然性が認められる場合において、当該犯罪行為を未然に防ぐための対応を採ることは許容されるものと解されます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
7 1	1. 改正後政令第2条第2号には、「賭博その他の犯罪行為」とある。 しかし、法解釈では、包括概念に例示を示したときは、その概念は、例示した事項に類似するものに限定されると解されることがある。 このため、賭博とは罪質が大きく異なる詐欺や著作権侵害等が「犯罪行為」に含まれるか不明確である。 2. また、「スマートフォンを利用して行われる…犯罪行為」には、強盗の実行犯募集等の犯罪の準備行為が含まれるかどうか不明確である。 【個人】	・賭博は「犯罪行為」のあくまで例示であり、詐欺や著作権侵害も含めて、施行令第2条第2号の「犯罪行為」に含まれると解されます。これを前提に、指針では、「スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な行為が行われることを未然に防ぐことを意味している。」との考え方を明記しております。 ・施行令では「犯罪行為の防止」と規定しており、犯罪行為が行われる相当程度の蓋然性が認められる場合において、当該犯罪行為を未然に防ぐための対応を採ることは許容されるものと解されます。
7 2	「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」について、「賭博」としていますが、競馬法・自転車競技法など日本の法律でその実施が認められた公営競技に関する馬券・車券等の販売や、スポーツ振興投票の実施等に関する法律におけるスポーツ振興くじの販売（いずれも実施者から販売委託されているものを含む）をアプリにより実施するものについては、「犯罪行為」から除外されることになると認識します。指定事業者による審査に不必要な時間をかけないためにも、指針において記載し、その扱いを明確にすべきであると考えます。 【事業者】	・スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な行為が行われることを未然に防ぐことを意味しております。 ・「犯罪行為」として例示している「賭博」は、刑法第185条の賭博を指すものです。
7 3	本政令第2条の「法第七条ただし書の政令で定める目的」及び本指針案の具体例の中に、インターネット上の偽・誤情報に係る対策を加えることを検討されたい。 偽・誤情報の流通において、スマートフォンの利用が原因の一つとなっている以上、スマートフォンの利用に係る偽・誤情報の流通への対策を正当化事由に含める必要性が高まっている一方で、偽・誤情報の流通それ自体は必ずしも刑法上の構成要件に該当するとは限らず、「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為」に包摂されるとは限らない。 【弁護士】	・偽・誤情報の流通への対策に関連して、指針では、「指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目（例えば、（略）偽情報又は不正確な情報を防止するための項目）（略）が設定されることもある。当該項目に基づく審査等を行うことは、通常、不当に差別的又は不公正なものとはいえず、法第6条の規定に違反しないが、当該項目の判断基準が合理性を欠くものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合はこの限りでない。」とした上で、「法第6条の規定に違反しない範囲内で行われた指定事業者による審査等の結果であれば、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の当該基本動作ソフトウェアにおいて特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合（例えば、（略）公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等により、多数の特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合）であっても、代替アプリストアの提供を妨げるものとはいえず、法第7条第1号の禁止行為に該当することとはならない。」との考え方を示しております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
7 4	他人の著作権を侵害する恐れが明らかなアプリ（著作権侵害アプリ）の配布・流通を止めるためには、アプリの事前審査や削除要請を可能とする仕組み、そして責任主体となるアプリストアの運営者が明らかであることが必要です。アプリストアへの新規参入が許容もしくは容易化されること、またはアプリ代替流通経路が容認されることで、配布されるアプリの審査や削除対応が困難になる、または明確な責任主体が分からなくなるのであれば、問題であると考えます。 【事業者団体】	・正当化事由の目的のうち「スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止」の具体例として、「いわゆる海賊版のコンテンツを提供する個別ソフトウェア（指定事業者等のアプリストアでは提供されていないものが想定される。）を提供する代替アプリストアが、指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応」を記載しており、御意見も踏まえて、本法の円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
7 5	指針案第 42 頁に、正当化事由に係る想定例（ア）において、「サイバーセキュリティの確保等の観点から懸念がある特定の本 OS 機能」との記載がある。セキュリティ以外の懸念として、モバイル端末の性能が担保できない場合もユーザに提供される価値が棄損される可能性がある。なお、政令で定められる「スマートフォンの動作の著しい遅延又は停止その他のスマートフォンの異常な動作の防止」として関連する記載があるが、この記載により上述のような懸念が広くカバーされるか不明であり、「スマートフォンの性能が棄損される懸念がある」場合も同様に正当化事由として明記すべきである。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
7 6	指針案では正当化事由として「個別ソフトウェアの動作により半導体に過大な負荷がかかることでハードウェアが故障することを防ぐ」「バッテリーに過大な負荷がかかることで発火することを防ぐ」旨の記載がありますが、これらは技術的現実と乖離しています。現実には、マルウェアによる半導体の物理故障事例や、ソフトウェアによる直接的なバッテリー発火事例は確認されておらず、現代のデバイスには適切な保護機能が搭載されています。このような技術的現実感覚を欠く仮定的リスクを正当化事由として列挙することは、指針全体の信頼性を損ない、かつ競争制限行為の過度に広い正当化に悪用される懸念があります。 【個人】	・御意見の趣旨を踏まえて、「スマートフォンの異常な動作の防止」に係る正当化事由の目的の具体例を修正しております。
7 7	法執行にあたっては、経済安全保障の観点から、日本のユーザーのデータを扱うアプリ開発者には、必ず懸念国の政府、軍、政府・軍関係主体が含まれてくることを念頭におかなければならない。彼らがスマホ OS の脆弱性を知りまた、それを活用する機会を与えることは国家の安全上きわめて由々しい事態である。また、今回の法執行によって、主要国を中心にセキュリティを重視する立場の者が選好してきた端末に合法的に侵入しうる風穴が欧州を除けば主要国では日本のみで先行して空くことになることから、その重大性を今一度指摘したい。 【個人】	・国家安全保障及び経済安全保障の観点は、本法の運用に当たり考慮すべき観点と認識しており、指針においても、「国家安全保障や経済安全保障の観点からも、スマートフォン経由で当該スマートフォン端末に保存されたデータが漏えいする等の行為を防ぐなどの措置が十分に行われることが重要であり、そのようなスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の確保のための措置は、法の正当化事由に通常該当する」としています。 ・本法の運用に当たっては、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用を図ってまいります。
7 8	第三者が運営するアプリストアが乱立すれば、偽アプリやマルウェアの拡散リスクが高まり、市場全体の信頼性を損なうおそれがあります。想定敵対国の資本によるアプリストアが参入すれば、豊富な資金力で手数料を引き下げ、ユーザーが安易に流入する可能性があります。かかるストア経由で配布されるアプリにより、個人情報漏えいや国家安	・国家安全保障及び経済安全保障の観点は、本法の運用に当たり考慮すべき観点と認識しており、指針においても、「国家安全保障や経済安全保障の観点からも、スマートフォン経由で当該

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	全保障上のリスクが生じる懸念は否定できません。国民の安全確保を最優先し、該当国からの市場参入を制限する措置を講じたうえで制度設計を進めるべきです。 【個人】	スマートフォン端末に保存されたデータが漏えいする等の行為を防ぐなどの措置が十分に行われることが重要であり、そのようなスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の確保のための措置は、法の正当化事由に通常該当する」としています。 ・本法の運用に当たっては、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用を図ってまいります。
79	サイバーセキュリティの確保にあたって、スマートフォンの利用者個人の権利・利益の観点に加えて、「国家安全保障や経済安全保障の観点」が明記された点について望ましいものと思料する。すなわち、近時、スマートフォンの利用が国家安全保障や経済安全保障上のリスクとなった具体的な事例が多数確認されている。本指針案は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保は国家安全保障や経済安全保障の観点からも重要であるという実態について、適切かつ十分に把握して記載していることから望ましいものと思料する。また、今後の法執行の局面においても、この点については特に留意されたい。 【弁護士】	・国家安全保障及び経済安全保障の観点は、本法の運用に当たり考慮すべき観点と認識しており、指針においても、「国家安全保障や経済安全保障の観点からも、スマートフォン経由で当該スマートフォン端末に保存されたデータが漏えいする等の行為を防ぐなどの措置が十分に行われることが重要であり、そのようなスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の確保のための措置は、法の正当化事由に通常該当する」としています。 ・本法の運用に当たっては、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用を図ってまいります。
80	政令第2条では、法第7条ただし書で明示されている、①サイバーセキュリティの確保、②プライバシーの保護及び③青少年の保護のほかに認められる正当化事由として、④「スマートフォンの動作の著しい遅延又は停止その他のスマートフォンの異常な動作の防止」及び⑤「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」が定められています。しかしながら、政令第2条を含めた上記の正当化事由①～⑤までの5つの正当化事由のみをもって、特定ソフトウェアのユーザーを標的とした悪意ある者による脅威から、ユーザーの安全を確保することができるか否かについては不確実性が存在します。上記①から⑤までに該当しない脅威からより包括的にユーザーの安全を確保することができるよう、「ユーザーの安全の確保」を正当化事由として政令第2条に追加すべきです。 さらに、ユーザーエクスペリエンスを向上させるといった、ユーザーの利便性の向上に資する場合についても、正当化事由として政令第2条に追加すべきです。政令第2条にユーザーの利便性を含むことは、法第1条の究極目的（「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」）にも合致しています。また、国会の意思としても、「利用者の利便性が損なわれることがないよう配慮すること。」を政府に対して求めており、「適切な措置を講ずべきである」としています。 ユーザーの利便性を向上させることには、ユーザーのエクスペリエンスを向上させるためのプロダクト開発や設計が促されるため、競争促進効果が認められます。ユーザーの利便性を考慮に入れることが競争促進効果を促すことは、欧州委員会及び英国競争・市場庁の立法例からも理解することができます。そのため、ユーザーの利便性の向上を正当化理由とすることは、国会の意思に沿うことや、デジタル分野に係る国際的な法的枠組みと足並みをそろえる	・政令で定める正当化事由の目的は法律で列挙されているものと同様に具体的に定める必要があるところ、スマートフォンの利用者の保護の観点から、正当化事由の目的として、法定されている目的に加えて、政令で追加的に「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」及び「スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止」を目的として定めることとしたものです。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・なお、指針第2の1に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要にな

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ことから重要であることから、政令第2条に追加すべきです。 【弁護士】	る。」と「利便性」を追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
8 1	政令第2条における法第7条ただし書の政令で定める目的に、「スマートフォンの利用者の利便性確保」を加えるとともに、指針案第3-3(1)エ(イ)「正当化事由の目的の具体例」において、「スマートフォンの利用者の利便性確保」の具体的な内容として、「基本動作ソフトウェア及び個別ソフトウェアの効率的な作動の確保」、「ユーザーインターフェース又はユーザーエクスペリエンスの統一性の確保」などを記載すべきです。 【弁護士】	・政令で定める正当化事由の目的は法律で列挙されているものと同様に具体的に定める必要があるところ、スマートフォンの利用者の保護の観点から、正当化事由の目的として、法定されている目的に加えて、政令で追加的に「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」及び「スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止」を目的として定めることとしたものです。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォン利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・なお、指針第2の1に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォン利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と「利便性」を追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
8 2	「サイバーセキュリティの確保等」（法第7条ただし書）に関して、 ① 政令（第2条）では、「スマートフォンの利用に係る消費者の保護」が定められるべきです。 ② ①が定められない場合、政令第2条第1号は「スマートフォンにおける消費者安全の確保」、同条第2号は「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の違法又は不当な行為」とされるべきです。 ③ ①②に共通し、選択のオーバーロード現象（選択肢が多いことによって認知負担が増加し、結果として消費者の厚生が減少すること）が生じる場合には、消費者保護としての正当化が認められるべきです。 【団体】	・政令で定める正当化事由の目的は法律で列挙されているものと同様に具体的に定める必要があるところ、スマートフォンの利用者の保護の観点から、正当化事由の目的として、法定されている目的に加えて、政令で追加的に「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」及び「スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止」を目的として定めることとしたものです。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォン利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
8 3	本政令案は、競争促進という公益目的を達成する一方で、利用者の安全や利便性を低下させないことが重要です。しかし、今回の改正案には次のような問題点が見受けられます。 ・サイバーセキュリティ例外の範囲が過度に限定的であること ・結果的に利用者が不便や不安を感じる制度設計になっていること ・憲法上の財産権（憲法第 29 条）や幸福追求権（憲法第 13 条）を不当に制約する可能性があること 【個人】	・スマートフォンの利用者の保護の観点から、正当化事由の目的として、法定されている目的に加えて、政令で追加的に「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」及び「スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止」を目的として定めることとしたものです。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・なお、指針第 2 の 1 に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と「利便性」を追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
8 4	次の記述を追加すべき。「なお、基本動作ソフトウェア及び個別ソフトウェアの効率的な作動の確保や、ユーザーインターフェース又はユーザーエクスペリエンスの統一性の確保といった利用者の利便性については、それ自体が正当化事由として認められるものではない。」また、総務省の「スマートフォンプライバシーセキュリティイニシアティブ」において掲げられている取組に準拠することが、直ちに正当化事由に該当するものではないことを明記すべき。 【事業者団体】	・正当化事由への該当性については、個別具体的な事情に応じて判断されることになります。 ・なお、指針第 2 の 1 に、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と「利便性」を追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
8 5	競争の促進を目的とする政策そのものに異論はありませんが、セキュリティとユーザー保護を犠牲にした制度設計は断固として再考すべきです。最低限、以下の点を盛り込むことを強く要望いたします。 (1) サイドローディングや外部ストアを通じたアプリに対し、プラットフォーム事業者が安全性確認（ノータリゼーションや署名検証等）を実施できる法的余地を残すこと (2) ユーザーによる同意なしに外部アプリが利用されないよう、明確な警告と保護機構（PIN や設定制限）を許容すること (3) 子どもや高齢者など、判断能力に限界のある層に対するセーフガードの強化を義務化すること	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ソフトウェア開発現場に身を置く者として、安全性を軽視した技術的自由化が引き起こす実害を非常に現実的なものとして危惧しています。 競争政策とユーザー保護のバランスを見誤ることのないよう、慎重な制度設計を切にお願い申し上げます。 【個人】	してまいります。
8 6	本法案および指針案が、スマートフォンという現代の国民生活および経済活動の基盤において、特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）に係る公正かつ自由な競争を促進し、多様な個別ソフトウェアやサービスの提供を目指す点については、利用者に新たな選択肢や利便性の向上をもたらす可能性があり、歓迎すべき側面があると認識しております。 しかしながら、指針案において、特定の禁止行為に対する正当化事由の一つとして「サイバーセキュリティの確保等」が位置づけられていることから、競争促進によってスマートフォンの利用環境が変化する中で、利用者のサイバーセキュリティが十分に確保されるのかについて、強い懸念があります。 現在は、指定事業者が提供するアプリストアや OS に一定のセキュリティ審査や基準が設けられていると考えられますが、指針案によりその体制が変わった場合、代替事業者や個別のアプリ開発者がどこまで責任を負い、どの水準の対策を講じるのかは、利用者には見えづらくなるおそれがあります。利用者にとって、多様なサービスを選択できる環境は望ましいものですが、その選択がセキュリティリスクを伴う可能性がある場合には、適切かつ正確な情報の提供が不可欠です。 指針案では、リンクアウトによる詐欺サイト等への遷移リスクに関する注意喚起ポップアップの想定例も示されていますが、どのような情報を、どのような方法で、どの程度の頻度で提示するかについては、過度な不安を与えたり、逆に「警告慣れ」による注意喚起の形骸化を招いたりしないよう、慎重な検討が必要です。 競争の促進はスマートフォンの利便性向上において重要な要素ではありますが、スマートフォンという社会基盤の信頼性、すなわちサイバーセキュリティが損なわれることがあってはなりません。利用者が安心して多様なサービスを楽しむよう、サイバーセキュリティの確保が常に最優先されることを、強く要望いたします。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
8 7	公正取引委員会が、特定ソフトウェア市場において公正かつ自由な競争を促進し、イノベーションを推進するとともに、スマートフォン利用者が多様なサービスを楽しむようにすることを目指している点については、十分に理解しております。 しかしながら、企業のセキュリティ担当者としては、本指針案の適用および関連する指定事業者の行為が、社員の業務用スマートフォンにおけるセキュリティ水準を低下させる可能性について、重大な懸念を抱いております。 現在、スマートフォンは企業活動において社員の業務遂行に不可欠な基盤となっており、機密性の高い業務データや個人情報を取り扱う場面も多々ございます。このような状況下で、セキュリティ水準の低下が生じることは、事業継続性、知的財産の保護、さらには顧客や社員のプライバシー保護に対して、直接的かつ深刻なリスクをもたらします。 セキュリティは、スマートフォンの利用が国民生活および経済活動の基盤となっている現在において、企業活動の根幹を支えるものであります。公正取引委員会におかれましては、競争促進の目的と企業が担うべきセキュリティ確保および情報保護の責任とのバランスについて、慎重にご検討いただき、企業の業務利用におけるセキュリティ水準の	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	維持・向上を可能とする指針の運用・改定を強く要望申し上げます。 【個人】	
88	競争より安全が優先である。現状、当該会社以外にアプリケーションの安全性を保証したうえで配布する機関が存在しない。手数料が不当に高いわけでもなく、消費者として負担に感じたことはない。安全を犠牲にしないで欲しい。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
89	まず本政令は、ほとんどの場合においてアプリケーションの競争を促進するものとなっていない可能性が高いと考えております。仮にサードパーティのアプリストアが解放された場合、サードパーティのアプリストアに参入する大企業は自社の認知度やブランド力を活かしてさらなる恩恵を受けることになります。対照的に、サードパーティのアプリストア事業者は、コスト回収の観点から無料アプリの取り扱いを敬遠する可能性が高いため、中小事業者や個人事業主は有料アプリの提供を余儀なくされ、さらに不利な立場に置かれます。個人が参入しづらくなれば、それは開発者人口の縮小につながり、結果的に国内のアプリ市場全体の競争力を低下させる可能性があります。 本政令はブラウザの開放とセキュリティ担保の両立を目指していますが、現状ではそれは難しいと考えます。サードパーティ製ブラウザが、OSレベルで提供されるセキュリティ機構を採用していない可能性があるためです。また、特定のセキュリティフレームワークやエンジンの採用を義務付けるような規制は、技術的中立性の観点から大きな問題を孕みます。主要なブラウザエンジンはすべてオープンソースであり、これに政府が介入することは国際的にも前例が少なく、開発者側との摩擦を生む可能性が高いと考えられます。加えて、アプリストアおよび関連フレームワークの開放は、ユーザーに不利益を与えるダークパターンを助長する可能性があります。 このような事態は、ユーザーの安全性を大きく損なうものです。真に安全性を担保するのであれば、ファーストパーティの事業者に過度な義務を課すのではなく、政府やプラットフォーム事業者が仕組みの維持についての金銭的または非金銭的な支援を行うことが望ましいと考えます。 本政令は、国内企業がスマートフォン以降の新しいカテゴリのデバイスを開発・普及させるためのインセンティブを奪う可能性があります。現在はスマートフォンを対象とする規制であっても、将来的に同様の法律が他の電子機器にまで拡張される可能性を完全には否定できないからです。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
90	対象となるデジタルプラットフォームに外部ダウンロードリンクのホスティングを義務付けることは、マルウェアやフィッシング攻撃のユーザーリスクを著しく高めます。本法により、主要なアプリマーケットプレイスが日本の消費者向けにアプリ外の代替購入チャネルへのアプリ内リンクを許可することが義務付けられることは評価しますが、特に金融データが絡む場合、詐欺や不正行為の被害に遭う可能性を高めるプラットフォームの保護された環境外へのユーザーを奨励していることを深く懸念しています。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
9 1	新たに設けられる「セキュリティの確保を目的とする例外」は、「スマートフォンの異常な動作の防止」や「犯罪行為の防止」など、抽象的な目的に限定されており、実質的に指定事業者が自己判断で適用できる内容となっています。このような曖昧な規定は、事業者による恣意的な競合アプリの排除を許し、競争環境の悪化につながるおそれがあります。セキュリティ例外を適用する際に、指定事業者は利用者や第三者開発者に対して説明する義務がありません。このままでは、「セキュリティ」の名目で正当な競争を妨げる事態が発生する可能性が高くなります。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
9 2	指針案 977-982 行目において、「指定事業者の行為以外のより競争制限的でない行為によって、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的を達成することが困難であるか否かを、具体的事例ごとに個別に判断」とあるが、こうした判断に際し、最も専門性を有しているのは指定事業者と考えられる。このことから、具体的事例ごとに個別に判断するという建付けをとるとしても、基本的には指定事業者による措置が最も競争制限的ではないという推認をしたうえで、より競争制限的でない行為によって、犯罪行為の防止という目的を達成することが可能である点については公正取引委員会側が立証すべき旨を定めることが適切である。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、正当化事由への該当性の判断を適切に行ってまいります。
9 3	正当化事由への該当性を検討するに当たって、目的を客観的に評価し、他の手段による目的の達成困難性を競争制限効果に着目して評価するというフレームワーク自体は、我が国の競争促進等を目的とする諸法令の運用において採られてきたアプローチと整合するものとして法の執行に当たっても有効であると思料する。しかしながら、本法の正当化事由への該当性を検討するに当たって想定されるべきサイバーセキュリティの規模は、スマートフォンという個人利用が中心のデバイスに関するものという大前提があるものの、サイバーセキュリティの性質上、個人のレベルから国家レベルまで幅広く、多層的なものになるという特殊性が存在する。そのため、「より競争制限的でない代替手段」の検討について、その範囲が広範となり、かつ、高度な専門的知見を要することが想定されるため、指定事業者に過度な説明義務を課すおそれがある。本法の執行に当たって、指定事業者の経済合理性やリスク判断を尊重し、指定事業者に過度な説明義務を課することがないようにする姿勢を本指針案においてより明確に記載すべきであると思料する。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、正当化事由への該当性の判断を適切に行ってまいります。
9 4	法第7条第1号の適用にあたって、アプリストアの使用を拒絶することができる正当化事由があると認められる「想定例 35」の記述ですが、「当該代替アプリストアが審査基準を満たしていない場合」には当該基本動作ソフトウェアにおける当該代替アプリストアの提供を禁止することを正当化できるとされていると読めます。法第7条柱書ではこのような正当化事由の存在は、指定事業者側に立証責任があるように読めますが、指定事業者が行うであろう審査実務においては、指定事業者側ではなく個別アプリ事業者の側が審査基準を満たすことを証明すべきであり、通常、証明がなされない限り審査基準を満たすとは認められないことになります。そのような審査実務を考慮すれば、「審	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、正当化事由への該当性の判断を適切に行ってまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	査基準を満たしていない場合」とはせず「審査基準を満たしているとは認められない場合」もしくは「審査基準を満たしていることが証明されていない場合」といった記述にすべきと考えます。法第7条第2号の正当化事由があると考えられる「想定例61」の記述についても、「当該他の事業者が当該基準を満たしていない場合」は、「基準を満たしていると認められない場合」もしくは「基準を満たしていることが証明されていない場合」といった記述にすべきものと考えます。 【弁護士】	
95	指定事業者が「システムの完全性」や「セキュリティ」「プライバシー」を理由に相互運用性を制限する場合、その正当性について、公正取引委員会が合理的かつ客観的な根拠をもとに厳格に検証すべきである。指針案において、以下の点を明確に記載することを提案する： 1. 指定事業者が「システムの完全性」「セキュリティ」「プライバシー」等を理由に相互運用性を制限する場合には、その必要性および比例性に関する立証責任が指定事業者にあることを明確にすべきである。 2. 特に、他地域（例：欧州、米国）における同一企業の対応との一貫性を確認し、国内での過剰な制限が行われていないか、執行機関が十分に検証を行う必要があること。 3. 制限が正当と認められるには、より制限的でない代替手段が存在しないことが合理的に説明される必要があること。執行機関による検証においては、国際的な対応事例や代替手段の有無を含めて慎重に評価されること。 【事業者団体】	・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、正当化事由への該当性の判断を適切に行ってまいります。
96	指定事業者が「正当化事由」により反競争的行為を検証する裁量権は、大幅に縮小されるべきと考えます。審査プロセスの不当な遅延や口実としての法的権利又は知的財産権の主張への依拠を禁止するよう、指針案を修正すべきです。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、正当化事由への該当性の判断を適切に行ってまいります。
97	アプリ開発者のスマホOS機能へのアクセスは方向性としては必然的にスマホOSの脆弱性を高める。ダークパターンといった一般消費者に広く被害をもたらしているアプリが存在する。したがって、本法施行にあたってはオンライン上のトラブルが増加することを見込まなければならない。本法は人々の生活に直結する影響をもたらすことから、公正取引委員会はスマホOS開発者及びアプリ開発者にとどまらず、一般消費者またはその代表の声を絶えず聞きとりながら本法の執行を行うべきである。とりわけ一般消費者の声を丁寧に救い上げることが被害を早期かつ最小限でとどめるためには必須であり、かつ一般消費者では専門的知見に欠く分野であるセキュリティの専門家の関与は不可欠である。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、正当化事由への該当性の判断を適切に行ってまいります。
98	指針では、いわゆる正当化事由が認められる条件として、「サイバーセキュリティの確保等のために必要は行為を行う場合」であって、かつ、「他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき」としていますが、「他の行為によってその目的を達成することが困難である」か否かの判定には時間がかかるのではないのでしょうか。その間に被害が拡大してしまう場合もありえるのではないのでしょうか。 【団体】	・正当化事由への該当性の判断については、御指摘の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
99	法第7条及び第8条ただし書の正当化事由について、ガイドライン案では想定事例が記載されており、一定の予測可能性が担保されるものと期待しております。もっとも、指定事業者がリジェクトをする場合の通知内容や解決に至る	・正当化事由への該当性については、個別具体的な事情に応じて判断されることとなりますが、指針等に例示を記載すること

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	までの期間を考慮すると、指定事業者において正当化事由として考える事例を早期に公にすることが、市場を萎縮させない大前提になるものと考えております。今後、アプリストアが担うべきアプリ審査等について一定の指針を示すため、セキュリティの専門家団体等によるガイドライン等の策定を予定されているとのことですが、早急なご対応を上申いたします。 【事業者】	を含め、関係事業者における予見可能性の確保に努めてまいります。
100	「正当化事由が認められるか否かについては、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる」とありますが、当該判断した内容およびその根拠については、その透明性を確保することで関係する個別アプリ事業者等の円滑な事業運営に資すると思われることから、広く公表していただくことを要望いたします。 【事業者】	・正当化事由への該当性については、個別具体的な事情に応じて判断されることとなりますが、指針等に例示を記載することを含め、関係事業者における予見可能性の確保に努めてまいります。
101	代替アプリストアや外部決済事業者にも確固たるセキュリティ・不正防止の担保をさせるような内容を確実に表記をしていただきたいと思います。また、指定事業者のアプリストアで複数（指定事業者とそれ以外）の決済方法について表記することもユーザーに混乱を招くことが考えられ、後日どちらの決済方法を使用したかわからなくなってしまいう体験をさせてしまうことも考えられます。そのため、決済方法はどちらか一つ（指定業者か代替ストアか）にすべきと考えます。 【事業者】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。
102	指針案の想定例 39 について、警告表示の不当性を問う前に、そもそも審査等を行っていない代替アプリストアが市場投入されていること自体が、サイバーセキュリティの確保や利用者情報の保護の観点からは妥当ではない。仮に、審査を行わない代替アプリストアが市場投入されるのであれば、審査が行われていないことやそのため安全性の保障がないことを警告的に表示することは当然であって、何ら問題がないというべきである。この問題については、むしろ何らかの審査の前置を必須としたうえで、審査手続きを公正に実施しないことや審査を不当に遅延することが法違反になるという考え方をとるべきである。 この点、OS 機能に関する想定例 64 は、多数の事業者については必要な審査を行いつつも一部の事業者については恣意的に必要な審査を行わないことを問題視しており、ここでも想定例 64 のアプローチをとるべきではないかと思われる。 【団体】	・御指摘の想定例は、指定事業者が代替アプリストアに対して審査等を行うことなく一律に警告表示を行う場合を指しており、個別ソフトウェアに対する審査等を行っていない代替アプリストアに関する想定例ではありません。
103	本法が定める禁止行為（第5条～第9条）及び講ずべき措置（第10条～第13条）のうち、明示的に正当化事由の適用対象となっているものは、第7条各号及び第8条第1号ないし第3号のみとされています。 しかしながら、本法は独占禁止法の補完法とされているところ、独占禁止法上においては明文規定がない場合であっても、市場の実態に応じて正当化事由が認められてきた実務及び裁判例の蓄積があり、急速な市場の変化に応じて臨機応変な対応を行う必要性がより高いデジタル分野においては、柔軟に正当化事由を認める余地を残す必要性もより高いです。したがって、本法のその他の実体規定についても、正当化事由を限定しようとするのではなく、一般的に正当化事由が認められる余地があることを真正面から認めてその旨を指針案に明示すべきです。 【弁護士】	・指針における「正当化事由」とは、法第7条ただし書き及び法第8条ただし書きを指すものであることから、正当化事由が法第7条各号及び法第8条第1号ないし第3号以外の条文に適用されるものではありません。
104	法第7条各号及び法第8条第1号ないし第3号に外形的に該当する行為であっても、正当化事由が認められる場合には、法第7条及び法第8条に該当しないことが規定されているが、条文上明記されているか否かにかかわらず、法	・指針における「正当化事由」とは、法第7条ただし書き及び法第8条ただし書きを指すものであることから、正当化事由が

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	第5条ないし第9条の指定事業者の禁止行為及び本法第10条ないし第13条の指定事業者の講ずべき措置の適用において、一般的に正当化事由の適用を認めるべきであり、このことを指針案にも明記すべきです。 【弁護士】	法第7条各号及び法第8条第1号ないし第3号以外の条文に適用されるものではありません。
105	指針案の「正当化事由の目的の具体例」の中には、法第7条第1号以外の規定において問題となるような「正当化事由の目的」が記述されているようにも思われる。第7条第1号に係る指針であるはずであるが、第7条第2号、第8条各号の指針でもあるかのように読める。仮に、この部分が第7条、第8条の正当化事由全体に関する指針であるとするならば、第7条第1号の中ではなく、より上位の階層（別の場所）に置くのが適当ではないか。 【個人】	・正当化事由が法第7条及び第8条の双方に関係するものである一方で、その位置づけとして、禁止行為の説明の後に置くことが適当であることから、法第7条第1号に係る部分に含めた上で、他の条項で当該部分を参照する構成としたものです。
106	当社は、イノベーションを促進するために、自社の技術へのアクセスを認める代わりに、十分な対価を求める自由を持つべきだと考えます。この自由を制限すると、投資意欲が低下するだけでなく、競合他社によるフリーライド行為を助長するおそれがあります。現在、本指針案は、指定事業者が、過度の手数料を課すことにより、代替アプリストア、代替決済事業者又はリンクアウトの利用を「妨げる」ことを禁止しています。当社は、指定事業者が、自社のプラットフォームへのサードパーティによるアクセス、代替アプリストアの利用、アプリ内課金システム及びリンクアウトに対して手数料を課すことを公正取引委員会が認められたことを歓迎しますが、本指針案では、事業者が自社のプラットフォームへの投資に対して公正な収益を得られることを確保すべきです。 手数料が「妨げる」に該当するか否かを判断する際、本指針案では、手数料や価格設定の仕組みに関する比較検討、特に代替アプリストアや代替決済事業者による手数料、及び効率的な事業者がサービスを提供するために必要な手数料水準を考慮する旨が記載されています。リンクアウトに関連する手数料についても、公正取引委員会は同様のアプローチを採用しています。指針案では、手数料の合理性を評価する際に、指定事業者がアプリデベロッパに提供する便益及び効率的な代替アプリストアが課す手数料を考慮するとされています。さらに、指針案では、指定事業者が、代替アプリストアに課す手数料の「算定基礎を拡大する」など、過大な手数料を課すことを禁止しています。 当社は、依然として、手数料が「妨げる」行為に該当するかどうかを判断するために手数料の比較を行うことは不適切であることから、そのことを懸念しています。このような比較を行うと、サードパーティプロバイダのサービスと当社のサービスとの重要な違いが無視されるおそれがあります。さらに、当社に人為的に規制された手数料の採用を義務付けることは、代替アプリストアに悪影響を及ぼす可能性があります。特に、代替アプリストアは、同様の競争力のある手数料を自ら採用することが困難になり、最終的には競争を阻害するおそれがあります。 当社は、手数料の比較や手数料の評価に関する過度に詳細な文言の記載は、商業上の自由を不必要に制限し、市場に混乱をもたらすおそれがあると考えています。したがって、このような比較は本指針案から削除すべきです。むしろ、少なくとも、手数料が「妨げる」ものかどうかを評価する際には、公正取引委員会として、指定事業者がデベロッパに提供するツール、技術、サービスの価値を反映した手数料であるかどうかを考慮すべきです。 【Apple Inc.】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・指針に記載したとおり、指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の額について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、個別アプリ事業者等が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、個別アプリ事業者等に対して説明することが望ましい取組と考えており、この取組は、指定事業者が個別アプリ事業者等に提供するツール、技術、サービスの価値を反映した手数料等の金銭的負担となっているかどうかを当委員会が考慮することにも資するものと考えております。
107	指定事業者が個別アプリ事業者に対して提供する価値には、知的財産権で保護された技術、ツール、サービス等の価値が含まれているため、指定事業者が課す金銭的負担（利用料）はこの価値を反映しているものかを評価することが重要である。 また、本指針案第3の4(2)イ(カ)においては、個別アプリ事業者がリンクアウトで得る利益の程度のみに着目され	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・指針に記載したとおり、指定事業者が手数料等の金銭的負担

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ているが、実際には、個別アプリ事業者はリンクアウト後にも、指定事業者によるアプリの継続的な配信・更新、セキュリティ監視、新規ユーザーの発見機会の提供、開発ツールの提供など、多岐にわたる価値を受領している。利用料については、このような、指定事業者が提供するすべての価値を元に評価すべきである。また、付言すると、このように指定事業者の提供する価値を元にした評価を行わずに、法を理由とした低廉な料金設定をする場合、過度な価格競争によって、代替アプリストアの競争力を削ぐ可能性もあるため、健全な競争環境の維持のため、表面的な価格比較に終始することのないようにすべきである。 【事業者】	を課す場合、当該金銭的負担の額について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、個別アプリ事業者等が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、個別アプリ事業者等に対して説明することが望ましい取組と考えており、この取組は、指定事業者が個別アプリ事業者等に提供するツール、技術、サービスの価値を反映した手数料等の金銭的負担となっているかどうかを当委員会が考慮することにも資するものと考えております。
108	法第7条及び第8条で、指定事業者の事業の維持や技術革新のインセンティブを損なうようなルールを設定することは、アプリ事業者や一般消費者の利益にならないので、不当に差別的な取り扱いについて評価する際の合理的な理由として、指定事業者が、OS機能の提供にかかわり、その技術やサービスの価値を反映した対価を請求することが合理的になりうること、指定事業者とその他事業者が提供するサービス等の質が異なる場合には、異なる価格が設定されることは合理的になりうること、指定事業者と他事業者が異なるビジネスモデルを有している場合、技術やサービスの提供にかかわる価格が同じでなくても、不当な差別的取り扱いとはならないこと、を加筆すべきである。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
109	本指針は、指定事業者が過度な金銭的負担を課しているかを判断するにあたって、代替アプリストアや代替支払管理役務の提供事業者が個別アプリ事業者に対して課している手数料等を考慮する旨明記している。本指針のこれらの規定は、個別アプリ事業者への「過度な金銭的負担」を禁止することにより、指定事業者による価格決定を制約している。しかし、「過度な金銭的負担」に該当するかの判断には、様々な要素を考慮した包括的な分析が必要となるのであり、公正取引委員会がその判断を行うのは実務的に不可能である。仮に指定事業者がその知的創作活動及び技術的発展の報酬を受けることを禁じられるとすれば、研究開発に投資してサービスを改良するインセンティブが失われる。その結果、個別アプリ事業者は、指定事業者のより優れたサービスから得られるはずであった便益を得ることができないことになる。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
110	市場の競争によって決まるべき価格に対して競争当局が介入することに対しては大いに疑問であるし、そもそも競争当局が、いくらであれば過度な負担であるかを判断することは著しく困難であり、このような介入は基本的にすべきではない。仮に行うとしても「過度な金銭的な負担」であるかを厳格に判断し、謙抑的に運用すべきである。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
111	想定例では、個別アプリ事業者が指定事業者の持つ本OS機能を利用したり、代替的な支払管理サービスやリンクアウト機能を用いたりする際に、高額な手数料などによってその利用が阻害される場合、それを禁ずるとされている。しかし、指針案では「高すぎるか否かの判断は個別の事情による」としており、どのような基準で「高すぎる」と判断されるのかが明示されていない。たとえば、「効率的な事業者が事業を継続できるかどうかを勘案する」とされているが、効率的であるかどうかを具体的にどのように判断するか、またその判断の客観性や透明性が担保されているのかは不明である。また、リンクアウトの手数料であるが、リンクアウトによって指定事業者の提供する一部サービ	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	スが実質的に代替される場合、それに応じた手数料の見直しが必要となることは理解できる。しかし、そうでない場合にリンクアウト時の手数料を引き下げるとは、経済合理性に乏しい。さらに、本 OS 機能は、指定事業者の研究開発によって構築されたものであり、これらの知的財産や投資に対する正当な見返りを考慮しない制度設計は、研究開発のインセンティブを損なうおそれがある。 【個人】	
112	指定事業者が提供する OS、アプリストア等における競合するサービス（代替支払管理役務等、代替アプリストア、周辺機器、外部サービス等）に対する手数料は、消費者及び事業者の選択の自由と公正な市場競争を実質的に阻害するため基本的に無償とすべきである。また、手数料を無償とする施策は、先行する EU 及び米国ではすでに一部または全部で実施されており、我が国ではリーダーアプリのエントリーメントにおいてのみ認められている状況である。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者だけが不公平な環境に置かれている状況は早期に解消すべきであると考えます。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
113	代替決済手段や外部課金の手数料については、EU の DMA や米国の裁判例にならい、日本においても、無償を基本とするべきである。仮に、ほとんど一律にあらゆるプラットフォームでの売上に対して手数料を徴収するような料金体系が日本においても導入された場合、「指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益に照らして合理的な水準である」とは到底言えず、さらには「関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行うことが困難となる蓋然性が高い手数料の水準」であるかどうかを厳しく追及すべきである。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
114	指針案に記載の「過度な金銭的負担」という表現について、海外でも同様に%を明確にせずに「高い手数料は違反だ」として規制を導入したところ、指定事業者にて外部ストアへの遷移を妨げることを目的として様々な施策をとり、結果的に違反と認定される事例が出ている。日本での規制導入の際には、こうした事案を踏まえた上で、同じ轍をふまずに、外部遷移の場合の手数料は違反である旨を明記することで、実効性のある制度とすべきである。仮に、手数料を課すこと自体を違反と明記することが本指針策定の実務上困難である場合は、最低限、手数料が高額でなければ原則認められるかのような記載の仕方ではなく、合理的に遷移を妨げないことが認められた数値での手数料導入のみが適法であることを明確化していただきたい。また、今回の改正や外部ストア、ウェブページを掲載することをきっかけに、通常の指定事業者決済時の手数料を上げることは違反である旨明記してほしい。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
115	指定事業者が提供する OS、アプリストア等における競合するサービス（外部決済、代替アプリストア、外部機器、外部サービス等）に対して高額な手数料を課すことは、消費者及び事業者の選択の自由と公正な市場競争を実質的に阻害するため基本的に無償とすべきであると考えます。また、競合する外部決済サービスの利用に対して手数料を課すのではなく、これを無償とし、指定事業者自身が他の決済手段と対等に競争する仕組みを構築することが望まれます。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
116	法第7条及び法第8条に定める「妨げる」行為について、指針案では、「過度な金銭的負担」が含まれることを示しています。しかしながら、今後代替支払管理役務を利用するにあたり金銭的負担を課すとすれば、それは現在指定事	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	業者が自己の提供する決済サービスに係る金銭的負担に代わり半強制的に徴収可能な収益源となり得るものであり、本法の趣旨である競争促進の目的を達成できないことにもなりかねないと危惧します。法第7条及び法第8条にいう「妨げる」行為については、その金額にかかわらず金銭的負担を課す行為が該当するものとしていただくことを求めます。 【事業者】	
117	公正取引委員会は、指定事業者に対して、本法の有効性を損なうこととなる新たな手数料を課すことを禁止すべきです。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
118	代替支払管理役務等やリンクアウト等の利用自体は認めつつ、個別アプリ事業者に金銭的負担等が課されることによって、その利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為が禁止され、その蓋然性の程度については、様々な考慮要素を総合的に判断するものとされている。しかし、行為規制は、独占禁止法のような市場における行為と効果を個別具体的に判断するのではなく、特定の行為類型に該当することのみをもって禁止や義務を行う点に意義がある。想定例に該当する行為の存在さえ確認ができれば、当然に上記記式は満たされ、禁止行為に該当する（個別具体的な事情は必要に応じて正当な理由の枠組みの中で検討される）といった運用方針が明示、確認される必要があると考えられる。 【弁護士】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
119	指定事業者に対しては、データ管理のために講じた措置について詳細な情報を提出するよう求めるべきです。また、データ管理の透明性が極めて重要であることから、指定事業者がデータを管理するための効果的な内部規律を整備していない場合、指定事業者に年度ごとの遵守報告の一環としてその理由を説明する義務を負わせる必要もあります。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
120	最終的なガイドラインが、指定プロバイダが独占的、不公正、または差別的な行為を行うための偽装的な正当化の根拠を主張する抜け穴を提供しないよう、十分な安全措置を講じる必要がある。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
121	独占禁止法上の不公正な取引方法に関する規制については、例えば、公正取引委員会のホームページにおいて、「不公正な取引方法は、独占禁止法第19条で禁止されている行為である。不公正な取引方法は、『自由な競争が制限されるおそれがあること』、『競争手段が公正とはいえないこと』、『自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること』といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に禁止される」と説明されている。原則として、本法においても、基本的に同様の考え方が採用されるべきである。すなわち、指定事業者の行為がアプリ事業者に不利益を与える場合であっても、それが競争を阻害することにならない場合には、本法第6条には違反しないという考え方が妥当である。 指針においては、競争が制限されるおそれがあることや、自由な競争の基盤を侵害するおそれがあるといった観点から、不公正な取り扱いについての判断がなされることを明記すべきである。とりわけ、競争への影響について全く考慮しないというのは、独占禁止法上のルールがそもそも存在していることに照らすと、あまりにも乱暴な規制になってしまうことから、個別アプリ事業者に不利益を与える取り扱いがあったからといって、直ちに、指定事業者の行為	・法第6条の禁止行為に該当するかどうかについては、指針に記載の考え方にに基づき判断してまいります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	を違法とするような運用はされないことを明記すべきである。少なくとも、不公正とされた取り扱いの合理性の有無等について検証するといった記載を入れるなどの修正を行うことが望ましい。 【個人】	
1 2 2	本指針案第3の2(1)に、法第6条が競争阻害性のある場面における規定である旨の記載を追加すべきである。本来、本法が禁じようとした、指定事業者による競合アプリの理由なき排除、競合企業を狙い撃ちした審査における差別的取扱いといった、「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」が法第6条の対象である旨を明記すべきである。 【事業者】	・法第6条の禁止行為に該当するかどうかについては、指針に記載の考え方に基づき判断してまいります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
1 2 3	法第6条は、指定事業者による個別アプリ事業者に対する不当に差別的な取り扱いその他の不公正な取り扱いを幅広く禁止している。そして、指針案においては、このような不公正な取り扱いに該当するか否かについては、主に当該取扱いの必要性・合理性に基づき判断されるとされている。そして、合理的な理由の有無は、様々な要素を総合的に勘案して判断されるとしている。上記規定について、合理的な理由を見いだせないような異なる取扱いを幅広く禁止しているが、本条の執行は、民間企業間の取引に公正取引委員会が過度に介入することを許す規定であり、一定の限定が必要であると考え。本法が、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するための法律であることに鑑みると、指定事業者が個別アプリ事業者に対して行った不公正な取扱いにより、公正な競争が阻害されるおそれがある場合に限り、執行がなされるべきといえる。 【弁護士】	・法第6条の禁止行為に該当するかどうかについては、指針に記載の考え方に基づき判断してまいります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
1 2 4	OSに係る指定事業者による不公正な取扱いの例として「合理的と認められる範囲を超える不利益又は当該指定事業者が提供する別の商品又は役務を義務的に購入させるような条件を一方的に設けること」が挙げられているが、「合理的な範囲」について恣意的な解釈が行われる可能性を排除できないことから、そもそもこうした条件を一方的に設けること自体を禁止すべき。仮にこれを認めるのであれば、「合理的な範囲」について明確にすべき。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・なお、指針では、合理的な理由の有無について、「指定事業者による前記のような取扱いに係る合理的な理由の有無は、そのような取扱いをする目的、そのような取扱いがスマートフォンの利用者や当該指定事業者の提供する特定ソフトウェアの事業に与える影響、当該目的のために他に取り得る手段の有無及び内容、並びにそのような取扱いにより他の個別アプリ事業者が受ける不利益の内容及び程度等を総合的に勘案して判断される。」と記載するなど、考え方を明らかにしています。
1 2 5	「不当に差別的な取り扱い」の範囲が広い反面、「合理的な理由」の範囲が狭いため、指針案は指定事業者の事業を過度に制限する恐れがある。その結果、指定事業者の研究開発投資を抑制しかねない。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・なお、指針では、合理的な理由の有無について、「指定事業者による前記のような取扱いに係る合理的な理由の有無は、そのような取扱いをする目的、そのような取扱いがスマートフォンの利用者や当該指定事業者の提供する特定ソフトウェアの事業に与える影響、当該目的のために他に取り得る手段の有無及び内容、並びにそのような取扱いにより他の個別アプリ事業者

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		が受ける不利益の内容及び程度等を総合的に勘案して判断される。」と記載するなど、考え方を明らかにしています。
126	法第7条、第8条に規定される行為については、「正当化事由への該当性に係る基本的考え方」において、「サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランス」を考慮しながら正当化事由に係る判断を行うことが重要であるとされている。この「バランス」を確保するため、法第7条、第8条においては、「正当化事由の目的」がサイバーセキュリティの確保、利用者情報の保護、青少年の保護、その他政令で定める目的に限定されており、また「他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき」に限って、正当化が認められることが明らかである。他方、法第6条の「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」に該当するか否かについては、「合理的な理由」なく個別アプリ事業者に対して差別的な取扱いをし、または「合理的な理由」なく個別アプリ事業者の事業活動を拘束し、もしくは個別アプリ事業者に不利益を与える取扱いをするというように、「合理的な理由」があるかどうか重要な判断要素とされる。そして「合理的な理由の有無」は、「そのような取扱いをする目的・・・当該目的のために他に取得可能な手段の有無及び内容」を含めて総合的に判断される。すなわち、法第6条においては、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いに該当するかを判断する上で、問題となる行為の「目的」は法第7条、第8条のような限定がなく（公序良俗を確保する目的やダークパターンを防止する目的等も含まれる）、目的を達成するための手段についても、法文上「他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき」のような限定がない。それだけに、法第6条に違反するか否かは、相対的に広い目的、広範な手段が許容される可能性があるところ、指定事業者のデジタル分野の知識や情報が公正取引委員会を上回っているとすると、「合理的な理由」による取扱いであるとする指定事業者の説明に対して、公正取引委員会は十分に慎重な判断をすべきではないか。 【個人】	・指定事業者による合理的な理由に係る説明について十分に慎重な検討を行うなど、御意見の趣旨も踏まえて、法第6条の「不当に差別的又は不公正な取扱い」への該当性について、適切に判断してまいります。
127	基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目（例えば、ヘイトスピーチ等の中傷的又は差別的コンテンツ、暴力を助長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報を防止するための項目）や、いわゆるダークパターンを防ぐ観点からの審査項目が設定されることは、本法の立法主旨に反するだけでなく社会全体に与える弊害の方が大きいと反対する。 もし基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が本条の範囲内の公序良俗における審査を行うような場合には、指定事業者による恣意的な運用を避けるためにも最低限以下の修正を強く求める。 指針案P14・403行目（例えば、前記アの公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等により、多数の特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合）であっても、代替アプリストアの提供を妨げるものとはいえず、法第7条第1号の禁止行為に該当することとはならない。 上記に続いて、指針案P14・407行目に以下2点を追記することを求める。 「一方で、代替アプリストアが本条の範囲内の審査を行っているにもかかわらず、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が公序良俗の観点から個別ソフトウェアの提供を認めないことで代替アプリストアの提供ができなくなった場合は、必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときとはいえず、法7条第1号に違反する。」「もし、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が本条の範囲内の公序良俗における審査を行う場合は、我が国の法、ガイドライン、社会規範等に則った基準とすること。」	・指針に記載したとおり、指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等を行うことは、通常、法第6条の規定に違反しませんが、我が国における公序良俗の観点から逸脱する審査基準など、当該項目の判断基準が合理性を欠くといった場合はこの限りではありません。 ・代替アプリストアを提供する事業者が自ら行う審査等がサイバーセキュリティの確保等の観点から十分なものである場合には、当該事情も含めた個別具体的な事情を考慮した上で、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が行う個別ソフトウェアに対する審査等が代替アプリストアの提供を「妨げる」ものと言えるか否かを判断することとなります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【事業者団体】	
128	アプリストア内における検索順位やレコメンドのロジックについては、どのような仕組みに基づいて表示順位が決定されるのか、その透明性を高めることを強く要望いたします。また、公序良俗に関する取扱い、具体的にはヘイトスピーチ、ポルノコンテンツ、ダークパターン等への対応についても、現行指針の表現が曖昧であり、すべての判断が指定事業者側に委ねられてしまう点を懸念しております。これらのリスクは、ペアレンタルコントロール等の機能を活用することで多くのケースで対応可能と考えられるため、過度に抽象的な表現を用いた指針とするのではなく、恣意的な運用を排除できるような明確な基準を設けるべきです。 【事業者】	・指針に記載したとおり、指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等を行うことは、通常、法第6条の規定に違反しませんが、当該項目の判断基準が合理性を欠くものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合はこの限りではありません。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
129	「公序良俗」を根拠に、指定事業者が公証制度のもとでアプリ審査・排除の正当性を主張することは、制度の本来の趣旨に照らして不適切である。 【事業者団体】	・指針に記載したとおり、指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等を行うことは、通常、法第6条の規定に違反しませんが、当該項目の判断基準が合理性を欠くものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合はこの限りではありません。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
130	指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点、ダークパターンを防ぐ観点、一定の統一性を図る観点等といった法第7条及び第8条の正当化事由に該当しないケースが含まれるような審査項目を設定した場合、それらの審査項目自体は当該正当化事由として認められるものではない旨を明記すべき。 【事業者団体】	・指針における「正当化事由」とは、法第7条ただし書き及び法第8条ただし書きを指すものであることから、正当化事由が法第6条に適用されるものではありません。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
131	指定事業者によるアプリストアの審査基準、審査期間の明示及びそれらの文書による公開や通知を原則とする旨、公正取引委員会の指針にも記載いただきたく要望いたします。 指定事業者による審査基準等が公開されない場合、本法施行後においても、指定事業者による審査結果及びその判断プロセスが合理的なものであるか或いは不当な差別的取り扱いであったかを、アプリ提供事業者において検討することは引き続き困難となり、指定事業者とアプリ提供事業者間の力関係から、法第15条所定の公正取引委員会に対する申告をためらうことにも繋がりがかねません。 【事業者】	・個別ソフトウェアの審査基準は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの「利用に係る条件」として法第13条の開示義務の対象になります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
132	法第6条に定める指定事業者による個別アプリの不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いの禁止の実効性について、審査を受ける個別アプリ事業者視点から鑑みますと、指定事業者の審査基準の不透明性と、合理性の判断の不透明性から法第6条の実効性についての懸念があります。 【個人】	・個別ソフトウェアの審査基準は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの「利用に係る条件」として法第13条の開示義務の対象になります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		してまいります。
133	アプリストアの利用審査について、現状、指定事業者によっては審査基準が明確になっておらず、アプリ取扱いの却下理由が不透明であったり、取扱いが承認されている他の類似アプリとの差分の開示が行われない状況です。 指針案では、指定事業者による望ましい取組として、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いが行われないことを確保するための必要な体制及び手続の整備に係る取組（個別アプリ事業者に対する公正な取扱いに関する客観的な根拠提示・説明等）を行うことが記載されていますが、アプリストアの利用審査において不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いが行われているか否か外部から判断が可能となるように、アプリ審査基準の透明化や明確な情報開示が行われ、より厳格で実効性のある取組が義務化されることを要望します。 【事業者】	・個別ソフトウェアの審査基準は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの「利用に係る条件」として法第13条の開示義務の対象になります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
134	現行の指針案では、指定事業者に対して、独自のアプリの審査基準を設定するにあたり大きな裁量権が付与されています。このため、競合するアプリや代替アプリストアの差別的な取扱いを禁止するために裁量権を制限し、客観的で明確な審査基準を求めるように指針案を修正すべきと考えます。 【事業者】	・個別ソフトウェアの審査基準は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの「利用に係る条件」として法第13条の開示義務の対象になります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
135	下記を是正できる法令又は指針を要望します。 ・アプリ審査の透明性の確保 ・アプリ審査基準に違反する箇所の詳細明示 ・移植元（オリジナルの存在）を証明すれば、スパムと認定されない例外規定又は指針の追加 【事業者】	・個別ソフトウェアの審査基準は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの「利用に係る条件」として法第13条の開示義務の対象になります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
136	セキュリティの審査の具体的な項目・基準について、SPSI等の公的な文書と直接紐づけた項目・基準とし、審査導入前に公正取引委員会及び関係省庁でその内容を御確認いただくことを指針上で明記することで、当該項目・基準の客観性及び合理性を担保してほしい。 【事業者】	・個別ソフトウェアの審査基準は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの「利用に係る条件」として法第13条の開示義務の対象になります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
137	指定事業者の担当審査官による審査判断の不統一についても、法第6条に定める「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」に該当することを明確化されたい。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります
138	プラットフォームのコンテンツポリシーは、その文言の広範さや「裁量」という言葉によって、主観的な判断を許容する余地を大きく持っています。抽象的なポリシー違反ではなく、どのガイドラインのどの条項に、具体的にどのように違反したのかを明示することで、事業者が改善措置を講じたり、不当な判断に対して異議を申し立てたりする機会を確保する必要があると考えます。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
139	本法施行後は、指定事業者によるリジェクトが法第6条の不当な差別的取扱いでないことを推認させるべく、リジェクト通知をする場合は他社での販売も統一適用する体制を構築することや正式な不服申し立て手続きを確立すること（リジェクトされた指定事業者による申し出があったにもかかわらず、なお他社での配信が許容されていた場合は	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	不当な差別的取扱いと認定する）等を、違法事例として指針にも明記していただくことを要望いたします。 【事業者】	
140	以下2つの想定例は、多様なビジネスモデルによって社会全体に便益を提供できるにもかかわらず、制限する理由が不明のまま消費者及び事業者の選択の自由を阻害して、指定事業者による課金モデルとの公正な競争も阻害することとなるため、不公正な取扱いに該当する行為であり、指針案の想定例に追記することを求める。 想定例①：アプリと実サービスの融合、外部（書籍、玩具等）のバーコードを読み取ってサッカー選手を生成するようなサービス、アプリとおもちゃ等を融合したサービスやグッズ購入者やイベント、映画来場者にシリアルコードを渡してゲーム内でアイテム配布する施策に対して制限するような条件を設けること。 想定例②：アプリ内でブロックチェーンゲーム等の NFT ビジネスを行う場合に、「アプリ内の機能をアンロックできず閲覧のみ」「アプリ内においてユーザー同士で NFT アイテムを売買する場合でもアプリ内課金の使用を強制する」「アプリから外部の取引用 Web サイトへの誘導も禁止する」等の NFT ビジネスを制限するような条件を設けること。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針の想定例 17 を修正しております。
141	書籍、玩具等に掲載したバーコードを読み取り、グッズ購入者やイベント・映画来場者にシリアルコードを渡すなどして、それらと連動したキャンペーン等を実施し、ゲームアプリ内でのアイテム配布等を行う施策については、自由な発想のもとに新たな価値を生み出していくことで、コンテンツ産業成長につながるため大変有効な施策であると考えます。 しかしながら、現行、一部指定事業者における規約においては、こうした施策を実施することを禁止しています。したがって、上記のような施策を阻害することに関しては、法第6条における「その他不公正な取扱い」に該当する行為の想定例として記載することで、明確にすべきと考えます。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針の想定例 17 を修正しております。
142	ある指定事業者のアプリ審査ガイドラインは「アンロックを行う際にはアプリ内課金の使用を強制」するものとなっており、決済手段の自由な競争を守る観点でも、大きな問題を孕んでいると感じます。問題のある「シリアルコード規制」が本法令の禁止行為に含まれるよう指針を整備いただく事を強く求めます。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針の想定例 17 を修正しております。
143	法第6条の不公正な取扱いの想定例 19 として個々の返金要求の妥当性を検証するための対応等が明記されたことは、アプリ事業者にとって長年の課題となっている指定事業者による恣意的な返金を防止することになるため評価する。 【事業者団体】	・賛同の御意見として承ります。
144	指定事業者が返金事務を担う場合に、返金実施状況の有無をアプリ事業者に共有しないことも不公正な取扱いとしてほしい。返金事務がストア側とアプリ側で分かれており、返金事務を担っていない側に返金要求が来た場合に、当該決済の状況、返金の情報が両社間で共有がされないと二重払いによる損害や返金不備による企業イメージ棄損に繋がりをため、ストア側で返金事務を担う場合でアプリ側から要請した場合に返金決済状況しないことも不公正な取扱いに含めてほしい。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
145	法第6条の個別アプリ事業者に対する不公正な取り扱いの禁止に抵触する可能性のある事例ではないかと考え、以	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	下、報告します。相談現場で、未成年者によるオンラインゲームや投げ銭による高額課金トラブルの解決にあたっては、親権者からアプリストア（指定事業者）へのキャンセル手続きの申請をする際に、個別アプリ事業者（ゲーム会社）ではなく、アプリストアの審査により返金可否の判断がされるといいます。返金可否の決定について、アプリストアと個別アプリ事業者間で契約が交わされており、前記規約が返金可否の審査もアプリストアが代理人として行うということであるとすれば、法第6条の個別アプリ事業者に対する不公正な取り扱いの禁止に該当するのではないのでしょうか。 【団体】	してまいります。
146	以下のような対応のご検討を強く求めます。 ・指定事業者による払戻ポリシーの透明化と正当化の義務付け ・前払式支払手段に関する有効期限設定を一律に禁止するのではなく、合理的な条件下での設定を認めること ・払戻におけるプラットフォーム手数料分の負担配分の見直し（例：指定事業者が相応分を負担する義務の導入） 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
147	以下の制度的改善を要望いたします： ・指定事業者が返金処理を行う場合には、アプリ事業者に事前通知と意見提出の機会を与えることを義務付けること ・返金実施時のコンテンツ使用履歴や返金理由の情報開示義務の強化 ・悪質なユーザーによる返金濫用（いわゆる“デジタル詐欺”）を防ぐため、返金実施後も一定の措置（アカウント停止・コンテンツ無効化など）を取れるようにする規定の導入 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
148	現状を踏まえ、以下の制度的見直しを強く要望いたします ・指定事業者による返金処理の際、アプリ事業者への事前通知および意見提出の機会を義務付けること ・返金の理由や対象コンテンツの利用履歴に関する情報を、事業者に開示する義務の導入 ・返金後の対象コンテンツに対する無効化・回収対応が可能となる制度整備 ・事業者が正当な払戻を実施した後にユーザーからプラットフォームへの返金申請が行われた場合、重複返金を防止するための情報連携や申請制限措置を義務付けること 【個人】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
149	次の想定例を追加すべき。「アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替アプリストアや代替支払管理役務等（4（1）アの代替支払管理役務等をいう。）を利用することのみを理由に金銭的負担を求めること。」 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
150	次の想定例を追加すべき。「基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて提供される個別ソフトウェアにおいて代替支払管理役務等（4（1）アの代替支払管理役務等をいう。）が利用される場合、当該代替支払管理役務等の提供者に対しその利用に関する金銭的負担を求めること。」 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
151	次の想定例を追加すべき。「基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替支払管理役務等を利用する個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に対し、仮に金銭的負担を求めることができる場合であっても、当該金銭的負担の額を算定する等の目的で当該個別ソフトウェアの利用状況や当該個別ソフトウェアに係る収益等に関する情報の	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	提供を求めること。」 【事業者団体】	
152	指針案は、広告 ID による追跡に関する表示について、指定事業者による「不当に差別的な取扱い」に該当するとする。サードパーティ・データを利用する個別アプリ事業者の広告モデルについては、リスクを強調する表示がなされ、ファーストパーティ・データを利用する指定事業者の広告モデルについて肯定的な表示がなされるとしても、そのような表示は、ユーザーのプライバシー保護の観点からは合理的なものであるといえる。サードパーティによるトラッキングについて指定事業者が「リスクを強調した否定的な説明」を行うことには消費者の権利保護のため一定の合理性があるというべきである。 【団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
153	指定事業者のデータ利用に関する同意フローの現在の設計は、効果的な競争を阻害し、指定事業者のサービスとサードパーティのアプリ開発者の間で消費者の選択肢を狭めています。より好ましい同意を求めるプロンプトを通してユーザーを指定事業者のサービスへと巧妙に誘導することで、こうした設計上の選択は、消費者が十分な情報に基づき、公平な判断を下す能力を制限しています。法第6条は、このような慣行を明確に規定し、禁止すべきです。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
154	指定事業者の現在のデータ使用同意フローは、指定事業者とサードパーティのアプリ開発者間の効果的な競争と消費者の選択を妨げています。指定事業者の設計は、より合理化された同意フローを通じて自社のサービスを優先することで、競合するアプリケーション間で消費者が十分な情報に基づいて偏見のない選択を行う能力を制限しています。法第6条でこの問題に対処する必要があります。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
155	法第6条は、同意フローを含む、第三者アプリを不当に不利にするインターフェースデザインを明示的に禁止すべきです。インターフェースデザインは、ユーザーを誘導したり、プラットフォームサービスを固定化したりするために使用される場合、差別的行為の一形態となり得ます。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
156	同意画面を含むインターフェース設計は、法第6条の下で不公正/差別的な取り扱いとして認識されるべきであり、指定事業者が競合他社を劣後させることを防ぐべきです。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
157	指針案 502 行目～の想定例 10 及び 11 における優先表示及び劣後表示については「合理的な理由なく優先的に表示すること」及び「合理的な理由なく劣後して表示すること」と明確化されたい。例えば、アプリストアにおける権利侵害コンテンツ（第三者の作品・キャラクターその他を模倣したコンテンツ等）がリリース後急激に人気が出た場合などには、単純なダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値のみを基準とした表示としてしまうと、当該権利侵害コンテンツを助長・促進してしまうことになりかねない。検索結果の表示については、典型的にはこのような場面など、表示順を調整することが合理的場面においても一切許容せず、硬直的な表示を強制する趣旨ではないと思われるため、それを明確にしておくのが望ましいと考えられる。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指針の想定例 11 に「特段の事情がないにもかかわらず、」と追記する修正を行っております。
158	指定事業者による優越的地位の濫用行為等にも配慮が必要ではないかと考える。例えば、	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	・指定事業者が個別アプリ事業者に対して、審査に必要な範囲を超えてノウハウ等の技術上の営業秘密の提供を要求する行為 ・指定事業者が個別アプリとは関係のない著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権のライセンスを個別アプリ事業者から無償で受けることを審査の条件にする行為 について、法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）に該当するならば、想定例として例示いただきたい。 【団体】	してまいります。
159	指針案の想定例17：価格の「同等性条件」について、代替アプリストアやウェブサイトでの「価格の同等性条件」を不公正な取り扱いとみなすという指針案の内容は、法第6条の条文から直ちに導かれるものではなく、議論の余地がある。価格の同等性条件を設けない場合、個別アプリ事業者は価格差を利用してユーザーを安価な方のプラットフォームに強く誘導できる。その結果、代替アプリストア等の手数料が低ければ、個別アプリ事業者は指定事業者を経由しない形でユーザーを誘導しようとするインセンティブが強まる。しかし、このような同等性条件が一律に不公正であると判断するのは短絡的である。実際には、手数料競争を妨げる一方で、プラットフォームが提供する中核サービスへのただ乗りを助長し、サービスの質の低下を招く可能性がある。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指針の想定例17に「特段の事情がないにもかかわらず」と追記するなどの修正を行っております。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
160	指定事業者が、個別アプリ事業者やウェブサイト事業者と提携してデータを共有することについて、データの共有等を強制して他の個別アプリ事業者に対して不公正な取り扱いをした場合には、法第6条に違反する可能性があると考えられている。事業者間のデータ共有について、どのような場合であれば不公正な取り扱いと評価されるかについては、すでにEUのデータ法が具体例を整理している。日本における指定事業者のデータ共有に係る取引慣行についてもEUとの平仄を確保することが望ましいと考えられる。 【弁護士】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
161	指定事業者が「ユーザーの混乱」という論拠を濫用し、自社の市場支配を維持するために正当な機能提供を妨げている実態に、公正取引委員会にご注目いただきたく存じます。具体的には、以下のような問題があります： ゲーム提供の妨害：ユーザーが望む環境でゲームを楽しめるよう、メッセージングアプリ内にゲームを組み込むことを目指す取り組みに対し、メッセージ入力画面へのゲーム統合を禁止しています。 エコシステムの学習・透明性の阻害：外部サービスによるアプリ人気の分析は許容する一方、メッセージアプリが自社内で他アプリを推薦・表示することは、「アプリストア内のアプリストア」として一律に禁止しています。 こうした制限は、新規アプリの発見性を妨げるだけでなく、エコシステム全体の透明性を損ない、健全なモバイル市場に不可欠な情報共有の機会を奪っています。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
162	事業者がユーザーへの適切なサポートを提供し、信頼あるサービス提供体制を維持するためには、以下のような制度的整備が不可欠です： ・指定事業者に対し、障害発生時の速やかな事業者向け通知義務を明確に課すこと ・障害の影響範囲・発生時間・復旧見込み・原因等について、関係事業者に対する情報開示を義務付けること ・決済・通信等、ユーザー体験に直結するサービス領域での障害発生時には、第三者機関への報告・公表義務を導入	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	すること 【事業者】	
163	本法は、指定事業者に対して、代替アプリストアが当社のプラットフォームにアクセスすることを許可することを義務付けています。具体的には、法第7条第1号は、指定事業者が、自社のOSを通じて、他の事業者が代替アプリストアを提供することを「妨げる」こと、及びユーザーが他の事業者が提供する代替アプリストアを利用することを「妨げる」ことを禁止しています。 代替アプリストアでの配信は、当社の管理が及ばず、必然的に日本のユーザーにとって新たなリスクをもたらします。当社の端末上のすべてのアプリを、信頼できる単一のソースである当社のアプリストアを通じて配信することを必須とすることで、当社は、他のどのプラットフォームよりも効果的にユーザーを保護するという目標を達成することができてきたのです。 これらのリスクを可能な限り軽減するため、当社は、公正取引委員会に対し、本指針案を修正し、指定事業者が代替アプリストアの適格基準を明確に定めることを明示的に認めるよう要請します。さらに、公正取引委員会は、当社が、代替アプリストアがユーザーのプライバシー、安全性、セキュリティにリスクをもたらさないことを確実にするとともにし、状況に応じてこれらの基準を変更することができるよう、指定事業者による包括的かつ継続的な審査プロセスの実施が認められることについて、指針案を修正すべきです。 【Apple Inc.】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
164	代替ストアの参入が本法によって実現するとしても、指定事業者のアプリストアが現在提供している消費者保護の水準を下回るストアの参入は認められるべきではない。ユーザーは、アプリ開発者やストア運営者と比較して、アプリのセキュリティリスク等に関する理解が十分でない場合が多い。したがって、アプリストアやアプリ開発者が「情報の非対称性」を利用し、ユーザーのプライバシー等を危険にさらすアプリを提供することで、ユーザーが思わぬ不利益を被る可能性がある。 一度、サイバーリスクやプライバシーリスクのあるアプリがユーザー間に広まってしまうと、ユーザーが被る不利益は著しく大きくなり、スマートフォンユーザー全体に悪影響を及ぼす可能性がある。このような問題が発生した場合、新規参入のアプリ事業者のみでは解決が困難であり、指定事業者だけでなく、その他の企業や政府等が積極的に介入せざるを得なくなる可能性もある。結果として、問題はスマートフォンアプリ市場にとどまらず、より広範な波及効果をもたらすおそれがある。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
165	指針案は、アプリストアどうしの競争促進に重心を置き過ぎており、指定事業者に対して過度なコスト負担を強いている。それにより、現行アプリストアの質の低下が生じる可能性があり、結果的にアプリ利用者だけでなく、アプリ事業者の便益が損なわれる恐れがある。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
166	指定事業者のアプリストアでは、各社が基準を設けて、掲載するアプリの安全性審査を行っており、これまでの被害防止の実績からも利用者の安全と安心を一定程度担保していると考えます。実際のところ、代替アプリストアの審査基準が両社と比較してどのレベルにあるのか、消費者には判断しかねる状況です。消費者・利用者の視点に立てば、代替アプリストアやそこに掲載された個別のアプリの安全性や使い勝手などの評価基準を明確化して、事業者が正しく対応出来るように配慮すべきです。更に、審査や監視、悪意のあるアプリが発見された場合の速やかな削除と消費者への注意喚起は必要な施策です。このような施策とセットにした上で、禁止行為を想定するべきと考えます。また、代替アプリストアの管理等の担い手についても明記すべきです。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
167	基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による代替アプリストアの提供を妨げるような行為を禁止することで、代替アプリストアの新規参入を促し、アプリストアに係る競争を促進しようとするものであることは理解します。しかし、これまで、一定の厳しい審査を経たアプリを、セキュリティ、プライバシーが確保されたアプリストアよりダウンロードすることで、マルウェアやウィルスから守られてきたと考えられ、代替アプリストアの安全性がそれと同程度になるのかについて危惧されます。スマートフォンに保存されたデータの漏えい、滅失または毀損は、利用する事業者、個人にとって、取り返しのつかない事態となる可能性があります。指定事業者によるセキュリティやプライバシーの安全性と同レベルの安全性が確保されるのか、消費者からは判断ができません。代替アプリストアにおいても安全性のレベルを維持し、青少年保護のための機能が使えなくなることがないようにしていただきたいと思います。また、代替アプリストアのセキュリティ・プライバシー等安全性確保のためには、指定事業者による措置が必要であり、そのコストは、代替アプリストア事業者やアプリ事業者、消費者が負担することになると考えます。そのため、アプリの価格が下がり消費者の費用負担が軽減されるか今の段階では不明です。公平・公正な競争環境となるための制度整備と同時に、消費者利益が実感できるようにしていただくようお願いします。加えて、どのアプリストアを選択するのか、消費者の選択する権利の確保には、それぞれの特性や措置についてわかりやすく表示していただくことを求めます。また、提供されるアプリストアについては、違法ギャンブル、詐欺等犯罪、ポルノ等に関するアプリを提供するものでないことを強く要望します。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
168	法第7条第1号に関して、フィルタリングの実効性を下げることは本法の目的ではないことから、青少年インターネット環境整備法との関係において、正当化事由に対し以下のような条件を加えることが適当であると考えます。 ・青少年インターネット環境整備法に基づいてフィルタリングが設定された端末に対しては、保護者などの管理者が代替アプリストアの利用を制限できるようにすること。 【事業者団体】	・スマートフォンの利用に係る青少年の保護は、法第7条第1号も含め、正当化事由の目的として法定されています。 ・本法の運用に当たっては、これまでと同様の安全性が確保されるようにする対応が採られるよう、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。
169	サイドローディングを認めるのはリスクが高すぎます。アプリストアで厳しいマルウェア審査を行ったものだけを公開すべき。	・本法は、ウェブサイトから直接個別ソフトウェアをダウンロードするというサイドローディングを義務付けるものではあ

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【個人】	りません。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
170	サイドローディングはユーザーにとってはリスクばかりなので法案は成立しないで下さい。 【個人】	・本法は、ウェブサイトから直接個別ソフトウェアをダウンロードするというサイドローディングを義務付けるものではありません。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
171	EU の規定に倣い、指定事業者が日本のユーザーに対し、代替チャネルを通じてサードパーティのアプリストアやアプリケーションをインストールできるように義務付けることを規定すべきです。指定事業者がサードパーティ製アプリストアに対して主張するセキュリティリスクについては、批判的に検証する必要があります。業界の経験とステークホルダーからのフィードバックは、サードパーティ製アプリストアの有効化がエコシステム全体の成果を損なうのではなく、むしろ向上させる可能性があることを示唆しています。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
172	公正取引委員会による法第7条第1号の実施と執行は、指定事業者による長年にわたるサードパーティ製アプリストアへの制限に特に対処すべきです。 【事業者団体】	・基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の事業者が代替アプリストアを提供することを妨げることは法第7条第1号により禁止されます。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
173	指定事業者が長年にわたり第三者アプリストアの許可を拒否してきたことは、開発者の到達範囲と消費者の選択肢を制限しています。セキュリティに関する指定事業者の主張は、精査されるべきです。 【事業者】	・基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の事業者が代替アプリストアを提供することを妨げることは法第7条第1号により禁止されます。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
174	よりオープンで競争的なモバイルエコシステムを促進するため、指定事業者に対して第三者のアプリストアを有効にすることを義務付けるべきです。 【事業者】	・基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の事業者が代替アプリストアを提供することを妨げることは法第7条第1号により禁止されます。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
175	単独の代替アプリストアの提供にとどまらず、アプリの配信手段全般を対象とすべきと考えます。たとえば、Web サイトからの直接ダウンロード（いわゆる「サイドローディング」）や、ストリーミングによる Web ベースの代替アプリストアなども、明示的に保護対象として位置付けることをご検討いただきたく存じます。 【事業者】	・御意見として承ります。 ・基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の事業者が代替アプリストアを提供することを妨げることは法第7条第1号により禁止されます。
176	本条項では、指定事業者が他の事業者によるアプリケーションストアの提供を妨害してはならない旨を規定している一方で、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等の正当な目的がある場合には制限が許容される旨が明示さ	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	れ、具体的にはマルウェア感染防止、OS 保護、未成年者に対する有害情報の遮断等が例示されています。しかしながら、これらの例外規定は解釈の幅が広いため、事業者による恣意的な適用拡大および正当理由を超えた制限措置の実施の懸念があり、慎重かつ厳格な運用が求められます。加えて、技術的および運用的観点から第三者監査や行政の監督強化を通じて、事業者による権限の濫用防止策を講じることも重要であり、これにより公正かつ競争的なアプリ配布環境の維持が期待されます。 【事業者】	・本法の運用に当たっては、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
177	利用者が代替アプリストアをインストール又は更新する際に、指定事業者が警告画面や煩雑な手続上の負担等の不要な障壁を設けることの禁止を明確化する形で、指針案を修正すべきと考えます。 【事業者】	・指針では、代替アプリストアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、代替アプリストアを利用しないように誘導することについて、想定例 32 や想定例 34 として明記しております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
178	指針案 735-741 行目の想定例 29 は「代替アプリストアの提供又は利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為」として規制されるべきなのか疑問であり、記載を見送ることも検討すべきである。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
179	当事業者団体は、公正取引委員会による、法第 7 条第 2 号に基づく、意味のある同等の相互運用性を確保するための取り組みを支持します。この規制が競争促進の目的を達成するためには、付随する規則とガイドラインにおいて、現在指定事業者独自のアプリとデバイスに限定されている主要な OS 機能へのサードパーティによる効果的なアクセスを規定することが不可欠です。これには、少なくとも NFC 機能、周辺機器での通知機能、画面ミラーリング等の機能、ブラウザの機能、バーチャルアシスタント API へのアクセスが含まれます。こうしたアクセスがなければ、サードパーティ製のアプリやデバイスは不利な立場に置かれ、競争が制限され、消費者の選択肢が減ることになります。 【事業者団体】	・法第 7 条第 2 号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
180	公正取引委員会が、実質的かつ同等の相互運用性を保証する取り組みを支持します。競争促進の目的を達成するためには、この規制は、現在指定事業者独自のアプリケーションとハードウェアに限定されている重要な OS 機能への第三者による効果的なアクセスを可能にする規則とガイドラインによって支えられる必要があります。これには、少なくとも NFC 機能、周辺機器やメディアとの連携、生産性向上ツール、ブラウザ機能、仮想アシスタント API へのアクセスが必要です。これらのアクセスを拒否すれば、サードパーティ製のアプリやデバイスは不利な立場に置かれ、競争が阻害され、消費者の選択肢が狭まることになります。 【事業者団体】	・法第 7 条第 2 号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
181	効果的な相互運用性は、意味のあるプラットフォーム競争にとって不可欠です。現在指定事業者自身のアプリまたはハードウェアに制限されている、NFC チップへのアクセス機能、ペアリング機能、通知機能、メディア機能、画面共有機能、ホットスポット自動接続機能、仮想アシスタント機能、英国 CMA が認識しているブラウザに係る機能、ファイル共有機能等の主要なシステム機能への第三者アクセスを許可するよう義務付けるべきです。 【事業者】	・法第 7 条第 2 号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
182	公正取引委員会の規則および指針は、第三者にとって不可欠な OS 機能である NFC 機能、通知機能、ペアリング機能、	・法第 7 条第 2 号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	メディア機能、画面共有機能、ホットスポット自動接続機能、バーチャルアシスタント機能、英国 CMA によっても認識されているブラウザに係る機能、ファイル共有機能等に対して効果的な相互運用アクセスを持つことを義務付けるべきです。 【事業者】	情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
183	特定プラットフォームにより提供される一次提供アプリケーションと第三者提供サービスとの間において、OS 機能の連携や相互運用性における格差が存在しており、指針案においてこれを是正する必要がある。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
184	OS 機能に関連するハードウェアおよびソフトウェアの相互運用性は、指針案において明確に対象機能を特定した上で、その確保が強く推奨されるべきである。指針案において、欧州委員会ガイダンス等で明記された以下の9機能を、指定事業者が相互運用性を確保すべき対象として明示的に列挙すべき。 1. 特定の OS 上でのみ利用できる通知機能 2. 高帯域ピアツーピア Wi-Fi 接続 3. 近接トリガーペアリング 4. バックグラウンド実行 5. 近距離ワイヤレスファイル転送 6. 自動 Wi-Fi 接続 7. メディアキャスティング 8. 自動オーディオ切替 9. リーダー／ライターモードの NFC コントローラ 指定事業者に対し、「interoperability by design（設計段階からの相互運用性の確保）」の方針を求め、その実施状況をモニタリングする旨を指針案に盛り込むべき。将来的な技術革新や利用者需要に応じ、上記以外の機能についても相互運用性の対象とし得る柔軟な運用を指針案に明記すべき。近距離ワイヤレスファイル転送の機能が、異なるプラットフォーム間でもデータ共有が可能となるよう機能が開放され、ユーザーが制限なくデータを共有できるよう相互運用性を確保すべき対象として明記すべき。 また、利用者にとっての多様かつ代替的な選択肢（alternative options）を確保する仕組みの整備が必要である。指針案の第2の1の記述において、利用者にとって多様かつ代替的な選択肢を阻害する設計や制限は原則として不適切であることを明記すべき。 【事業者団体】	・法第7条第2号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・また、指針第3の3（2）オでは、「基本動作ソフトウェアの設計段階から他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるように設計する取組」は、法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組と位置づけています。当該取組が行われない場合について、ただちに法第7条第2号に違反するものとは考えていませんが、個別具体的な事情に応じて判断した結果、当該取組が行われないことによって、OS 機能の利用を「妨げる」と認められる場合には、法第7条第2号の禁止行為に該当することもあると考えております。また、本指針に基づく法第7条2号の規定の運用面や競争政策の観点からの課題が認められる場合には、諸外国の動向も踏まえつつ、当該課題に対処するために、本指針を改正するなど必要な見直しを行ってまいります。
185	本指針案において、サイバーセキュリティの確保の観点から正当化事由が認められる場合の想定例を具体的に記載したことは望ましいものと思料する。さらに付言するならば、相互運用性がとりわけサイバーセキュリティ上のリスクを孕むことに鑑み、正当化事由の判断に際しての考え方・留意点も付記することが一案と考えられる。法第7条第2号の正当化事由に係る想定例の記載においても、具体的な想定例を示す前に、考え方・留意点を記載することが考えられる。例えば、1421 行に「なお、他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用する場合には、当該個別ソフトウェアが本 OS 機能に係る利便性を享受できる反面、当該個別ソフトウェアが有するサイバーセキュリティ上のリスクが本 OS 機能にも連鎖し得ることに留意する必要がある、個別ソフトウェアの数は膨大であることから、	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	それらに共通して特定の本 OS 機能の利用を制限することにより、迅速かつ効果的にサイバーセキュリティの確保等を行うことが可能となるとの側面もあることを踏まえる必要がある。」と追記することも検討されたい。 【弁護士】	
186	規制対象プラットフォームは、アクセスに関する技術的条件を定義することができるが、「インプットの同等性」の原則に従う必要があります。すなわち、新規参加者は、規制対象プラットフォームが自社の補完的な製品やサービスにおいて利用している基本機能と同じ機能に、同じ条件でアクセスできなければなりません。相互運用性のためのアクセスインターフェースの定義において最も適切なアプローチは、規制対象プラットフォーム自身がアクセスとインターフェースを管理することです。ハードウェアおよびソフトウェアシステムの完全性と安全性を保護するためには、一定のセキュリティまたはプライバシー基準を満たす事業者のみにアクセスを許可することが合理的です。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
187	知的財産権（IP）を根拠とした使用制限については、透明性・正当性のある対応が必要であり、指定事業者に対して明確な立証責任を課すべきである。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
188	本法下における OS 機能（既提供 OS 関連技術及び未提供 OS 関連技術）に係る利用目的を問わないアクセス提供義務制度については、イ）関連する知財制度が推進するブレイクスルー・イノベーションと技術進歩への阻害懸念、ロ）法理論上「比例原則」を超えた憲法 22 条 1 項規定の営業自由への過度制限（憲法第 81 条等）となる懸念、ハ）英国法制等との諸外国協調における不整合懸念、二）WTO TRIPS 協定関連各条への適合性懸念と WTO 制度下での非関税障壁認定おそれの懸念などから、慎重な再検証と修正検討が望まれる。 具体的には、第一に、本指針案が言及の「知財権利行使に係る反競争性否認」原則（指針案第 2、法と独占禁止法との関係）に鑑み、技術革新の礎たる知的財産の権利行使の一環として、OS 機能へのアクセス提供拒絶が行われるときには、当然に本法下でのアクセス提供義務の対象から除外される旨を本指針案にて具体的追記（指針案第 3、法第 7 条第 2 号イ（ウ））することが必要と考える。 また第二に、指針案での『OS 機能の利用を妨げることの禁止』関連記述（指針案第 3、法第 7 条第 2 号アないしカ）が規定する OS 機能へのアクセス提供義務が、既提供 OS 関連技術のみならず未提供 OS 関連技術をも対象とするときには、前記諸懸念の顕在化が特に深刻に危惧されるため、未提供 OS 関連技術は原則としてアクセス提供義務の対象外とされるべきであり、同関連技術への規制に該当し得る本指針案の記述部分は削除修正すべきと考える。 以上のとおり、指針案での「知財権利行使に係る反競争性否認」原則に係る各記述（指針案第 2、法と独占禁止法との関係及び指針案第 3、法第 7 条第 2 号イ（ウ）への追記）、及び OS 機能へのアクセス提供義務制度に係る各記述については、今後の慎重な再検証と適切な修正対応が強く求められるものと考え。 【個人】	・指針第 2 の 2 において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ、技術の活用を図る」という知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第 5 条から第 9 条までに違反しないと判断することとなる。」と明記しております。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・また、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことにも留意してまいります。 ・そのほか、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
189	本指針案第 3 の 3 (2) イ (ウ) の「例えば、…」については、あたかも、指定事業者が、本 OS 機能の利用を他の事業者に対して「無償で制約なく」許諾することが法第 7 条において求められているかのような誤った印象を与えるため、削除すべきである。また、「ライセンス」という広範な権利を意味する文言が用いられているものの、法に基づく OS 機能へのアクセスはあくまでも限定的な使用を意味すべきであるため、「使用」という文言に置き換えるべきで	・指針の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本 OS 機能の利用を認めている場合は、法第 7 条第 2 号の「妨げる」には該当しないと認められる。」との記載は、法第 7 条第 2 号に掲げる行為に該当しない場合の例を示したものであり、手数料等

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ある。さらに、独占禁止法及び本指針案第2の2との整合性を図るため、指定事業者が知的財産権の正当な行使を理由にOS機能へのアクセス提供を拒否できることを明確にする必要がある。 【事業者】	の金銭的負担を課す行為が直ちに同号に掲げる行為に該当することを示すものではありません。 ・知的財産権が存在することを理由する技術の利用に係る制限行為については従来の独占禁止法における運用に倣って判断することなど、法の運用に当たっての方針については、指針において明記しております。
190	本指針案第3の3(2)に、他の事業者が指定事業者と競合する場面における規定である旨の記載を追加すべきである。また、誤解を避けるため、知的財産権の権利行使として、OS機能を他の事業者の利用に供することを制限する場合、当該行為は法第7条に違反しない旨も明記すべきである。 【事業者】	・知的財産権が存在することを理由する技術の利用に係る制限行為については従来の独占禁止法における運用に倣って判断することなど、法の運用に当たっての方針については、指針において明記しております。 ・法第7条第2号の条文上、同号の対象となる場合は、個別ソフトウェアに競争関係がある場合に限定されておりませんが、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
191	法第7条第2号の「妨げる行為」に関し、独占禁止法第21条に照らし、OS機能に指定事業者の知的財産権が存在する場合においてOS機能へのアクセスを拒否する行為が権利行使と認められる場合には「妨げる行為」に該当しないことを一般論として明記すべきです。また、「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の「妨げる」には該当しないと認められる。」と記載されている点は、あたかも、OS機能に関する知的財産権の無償・無条件でのライセンスを与えないと「妨げる」にあたるかのような印象を与え、不適切です。そもそも、知的財産権の行使として許容されるのは、ライセンス契約だけでなく、ライセンスを与えないことや差止請求も含まれるはずですので、ライセンスの有無や差止請求も知的財産権の行使として許容され、法第7条に違反しないことを明記すべきです。 【弁護士】	・指針第2の2において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとなる。」と明記しております。 ・また、指針の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の「妨げる」には該当しないと認められる。」との記載は、法第7条第2号に掲げる行為に該当しない場合の例を示したものであり、手数料等の金銭的負担を課す行為が直ちに同号に掲げる行為に該当することを示すものではありません。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
192	本指針の「無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の『妨げる』には該当しないと認められる」との記載は削除すべきである。その一方で、本指針は、指定事業者は知的財産権を行使して第三者のOS機能へのアクセスを拒むことができること、そして、その場合には法第7条第2号の「妨げる」	・御指摘の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の「妨げる」には該当しないと認められる。」との記載は、法第7条第2号に

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	に当たらないことを明確にすべきである。 【弁護士】	掲げる行為に該当しない場合の例を示したものであり、手数料等の金銭的負担を課す行為が直ちに同号に掲げる行為に該当することを示すものではありません。 ・また、指針第2の2において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとなる。」と明記しております。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
193	指針案は、基本動作ソフトウェアどうしの競争促進に重心を置き過ぎており、指定事業者に対して過度なコスト負担を強いている。それにより、現行ソフトウェアの質の低下が生じる可能性があり、結果的にスマートフォン利用者の便益が損なわれる恐れがある。そのため、①想定例 41～52 に「合理的な理由なく」という留保の一文を加えること、②想定例 56 の注釈末尾を「そうした状況の他、指定事業者の知的財産の保護や研究開発インセンティブ、他の事業者による OS 機能へのアクセスの妥当性なども踏まえ、当該利用手数料等の金銭的負担の額、支払条件等を総合的に判断することになる。」と修正すること、③「(イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合」から 1479～1503 行を削除することを提案する。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
194	指定事業者に対して OS 機能の利用の許可を義務付ける際には、競争環境の整備のために必要最低限の介入に限定し、指定事業者による投資回収手段にも十分配慮すべきである。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
195	指針案 40 頁 1346～1348 行目において、法第7条第2号に該当する行為として、「指定事業者が、本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する又は利用しようとする他の事業者に対して、本 OS 機能の利用に関する『過度な』金銭的負担を課すこと」が例示されていますが、この『過度な』の文言の削除を希望します。 欧州では無償で NFC 機能を開放したにも関わらず、日本ではサードパーティは利用料を支払う必要があり、これによりスマホ用ソフトウェアの自由競争が阻害されていると考えます。 【事業者】	・法第7条第2号の規定は、指定事業者に対し、他の事業者が無償で本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できるようにすることを一律に義務付けるものではありませんが、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
196	相互運用性を確保するための情報やアクセスについては、原則として「無償かつ制約なし」で提供されるべきであり、有償とする場合には、指定事業者が十分な説明責任（立証責任）を負うべきである。 【事業者団体】	・法第7条第2号の規定は、指定事業者に対し、他の事業者が無償で本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できるようにすることを一律に義務付けるものではありませんが、頂いた

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
		御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
197	法第6条や第7条第2号においては、指定事業者による不公正な取引の禁止や、OS機能の利用を妨げることが禁止されているが、指定事業者が技術に投資してきた結果として実現しているOS機能の提供に際して、明らかに指定事業者が不利益を被るようなことになれば、指定事業者がプラットフォームやOS機能への投資インセンティブが損なわれることになる。したがって、個別アプリ事業者等にOS機能の利用を許す際には、当然の経済的権利は保障されるべきであり、指定事業者が「合理的な範囲で、OS機能の維持や技術革新のための対価を得る等を理由で」一定の利用料を請求することがあっても、法第6条や第7条第2号に違反することになるとは限らないといった説明を加筆すべきである。また、法第7条第2号の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の『妨げる』には該当しないと認められる。」は、文脈上、指定事業者が無償でOS機能の提供を求めていることは理解できるものの、「無償でOS機能の利用を推奨している」との誤解を招く可能性がある。誤解を避けるために、表現の修正が必要であると考え。 【個人】	・指針の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の「妨げる」には該当しないと認められる。」との記載は、法第7条第2号に掲げる行為に該当しない場合の例を示したものであり、手数料等の金銭的負担を課す行為が直ちに同号に掲げる行為に該当することを示すものではありません。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
198	指針案第37頁に、法第7条第2号の「妨げる」に該当しないケースとして、「無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合」との記載がある。この記載は、指針がOS機能へのアクセスが無償でかつ制約なく提供されることを推奨しているようにも読むことができる。このような記載は、OS提供者の事業戦略の根幹に関わるものであり、技術の無償提供を奨励するようなことは甚だ不適切であるから、指針案から削除すべきである。 【個人】	・指針の「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の「妨げる」には該当しないと認められる。」との記載は、法第7条第2号に掲げる行為に該当しない場合の例を示したものであり、手数料等の金銭的負担を課す行為が直ちに同号に掲げる行為に該当することを示すものではありません。 ・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
199	法第7条第2号の規定の対象となる機能は、OS機能であって、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用するものであるとされていることに賛同する。サードパーティにより提供されるハードウェア、ソフトウェアと、モバイルOSとの相互運用性を向上させるための取り組みは、消費者の自由で多様な選択肢を確保し、事業者新たな事業機会をもたらすものである。 周辺機器の相互運用性に関しては、例えば欧州委員会は、本年3月19日に、DMAに基づく相互運用性義務に関わる新たなガイダンスを発出した。以下2点を指針に追記することを求める。 ①想定例として、他国、他地域において相互運用性を確保することが指定されている機能やメッセージング機能については、法第7条第2号の対象機能として位置付けることが適切であること。 ②無償でかつ制約なく、同等の性能でOS機能の利用を認めることを原則とすること。 【事業者団体】	・法第7条第2号の要件を満たし、同号の対象となるOS機能に該当するか否かについては、個別の事案に応じて適切に判断してまいります。 ・また、同号の規定は、指定事業者に対し、他の事業者が無償で本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できるようにすることを一律に義務付けるものではありませんが、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
200	EU の DMA では、指定事業者は、当該指定に係る OS 上で当該指定事業者が利用可能な機能を、他の個別アプリ事業者にも無償で利用可能とすることとされていることを踏まえ、日本においても、当該利用は無償が原則であることを本指針に明記すべきである。その上で、これを有償とする場合には、①その算定根拠について、金額がコストに基づくものであることを当該他の事業者に対して示すべきであるとともに、これを行わない場合には「個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる」こととなること、②法第 14 条に基づく公正取引委員会に対する遵守報告においても①について説明すべきこと、を本指針に明記すべきである。 【事業者団体】	・法第 7 条第 2 号の規定は、指定事業者に対し、他の事業者が無償で本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できるようにすることを一律に義務付けるものではありませんが、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
201	本条項において、指定事業者が自社アプリケーション提供に利用する機能について、他の事業者にも同等の性能および機能での利用が可能でなければならない旨がガイドラインに明確に規定されていることは、競争促進という法の立法趣旨に則った前向きな解釈と考えます。特に、スマートフォン OS と連動する外部機器（スマートウォッチ、テレビ、車両等）の連携機能（ペアリング機能等）も、同等の性能および機能で提供されるべき範囲に含まれる可能性が高く、実務上も意義深い見解と評価いたします。 しかしながら、指定事業者が「スマートフォン OS と外部機器 OS は独立かつ別個のシステム構造を有するため、同一の方式・水準で当該機能を提供することは技術的に困難である」と主張し、現状のように他社アプリに対する連携機能の提供を制限する方向で本ガイドラインを解釈・運用する懸念も存在します。したがって、本ガイドラインにおいては、「OS が異なる」という理由のみをもって同等の性能および機能提供義務を免れることはできない旨を明確化し、「OS 機能」の範囲にマルチデバイス連携機能、認証機能等を含めることを規定すべきと考えます。加えて、指定事業者が技術的構造の差異を理由に同等性能・機能の提供を制限する場合には、その合理性および正当性を客観的かつ明確に立証することを求める規定の整備も必要と考えます。 【事業者】	・法第 7 条第 2 号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
202	独自の通信規格に基づいた近距離通信を利用し、同一 OS のスマートフォン間でのみ提供されている機能については、近くの利用者同士でデータや情報を共有するためにインフラの如く広く利用されておりますが、それぞれに互換性はありません。本指針では、これらの機能を「性能的に」置換可能な機能として実装するための API の公開が、期待される行動として指針化されていますが、先述のような「心理的負担その他の理由で」置換が困難で個人の選択が制約されるような機能については、その機能自体の相互運用性（互換性）を義務付けるような指針を定義していただくことを希望いたします。 【事業者】	・法第 7 条第 2 号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
203	指針の 35 頁、行番号 1160 から始まる段落において、OS に関する指定事業者の提供する基本ソフトウェアの、いわゆるベータ版に対しても法第 7 条第 2 号が適用されるという解釈については、法の記載内容から考えて著しく拡大解釈であり、当該指針の 1160 行-1166 行の段落については、削除することを求めたい。法そのものの記載ではここまで広範なものとは読み取れず、今回開示された「指針」で初めて示されたものである。上記の事情を勘案すると、本来であれば新しい OS や新しいハードウェアを搭載した端末に固有のソフトウェアについては、1 年程度は第三者への開放が難しいことを許容すべきであると考ええる。しかしながら、それが難しい場合は、最低でもベータ版の展開時期については例外とするなど、指定事業者によるイノベーションの気概を削ぐことのないような配慮は行うべきであると考ええる。	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【事業者団体】	
204	法第7条第2号の禁止事項に関し、「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」の要件に関し、現在の指針案の記載では、個別ソフトウェア間での競争関係を要するとの記載がない結果、「個別ソフトウェア間での競争関係」が本法の適用において要求されるか否かがあいまいなまま運用が行われるおそれがあり、なし崩し的に「競争関係」は不要とする運用が定着してしまう事態が懸念されます。本法の制度趣旨として「他の事業者の自由かつ自主的な事業活動を制約する」を読み込む解釈に十分な理解が得られていない現状では、個別ソフトウェアが競争関係にあること（同種目的のソフトウェアであること）が法第7条第2号の適用要件であると解されることを記載すべきです。 【弁護士】	・法第7条第2号の条文上、同号の対象となる場合は、個別ソフトウェアに競争関係がある場合に限定されておりませんが、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
205	本法では、指定事業者は、自社のサービスで使用しているOS機能へのサードパーティのアクセスを「妨げる」ことが禁止されています。さらに、本指針案では、コンパニオンアプリ及び周辺機器は相互に不可欠であり、両者とも法第7条の義務の対象であることが結論づけられています。また、本法では、正当化事由がない限り、指定事業者はサードパーティに対して、指定事業者のOS機能と「同等の性能」でOS機能を提供しなければならないと規定しており、これはすなわち「指定事業者のOS機能と比較して有意に劣らない性能」又は「優位性が指定事業者のOS機能に劣らない性能」です。 当社は、公正取引委員会に対し、本指針案がサードパーティのOSアクセス要求の範囲について合理的な制限を設けていることを明確にするよう求めます。特に、「同等の」OSアクセスという文言が、当社でも利用していない深いレベルのユーザー端末へのアクセスをサードパーティに許可することを要求すると解釈される可能性があることを懸念しています。これは、ユーザーの機密でプライベートな情報を危険にさらします。 例えば、欧州の一部の企業は、デジタル市場法に基づく新しいOS機能へのアクセスに関する義務を利用して、ユーザーのプライバシーとセキュリティについて懸念を引き起こす態様でOS機能へのアクセスを求めようとしています。もし「同等の」OS機能へのアクセスの提供が、このような要求を認めざるを得なくなることを意味する場合、ユーザーは、当社の製品に期待するレベルの個人データに関する保護を受けることができなくなります。これは、ユーザーが競合他社の製品ではなく当社の製品を選ぶ重要な理由のひとつです。このような要求は、サードパーティがユーザーのすべてのメッセージやEメールを閲覧し、ユーザーのすべての通話履歴を確認し、ユーザーが使用するすべてのアプリを追跡し、ユーザーのすべての写真を閲覧し、ファイルやカレンダーのイベントを確認し、ユーザーのすべてのパスワードを記録すること等を可能にするおそれがあります。 このような解釈は、既に、欧州における新機能の導入の遅れなど、その他の意図しない結果をももたらしています。当社は、デジタル市場における競争に対する公正取引委員会のコミットメントを共有しています。しかし、競争の促進を図る上で、公正取引委員会は当社の競合他社によるフリーライドのインセンティブを作り出すべきではありません。したがって、OS機能へのアクセス要求によって、競合他社に当社の独自技術への無制限のアクセスを認めるべきではありません。 当社はさらに、公正取引委員会に対し、本法のOSアクセス義務は、第三者が指定事業者と同じユースケースで技術を使用する場合にのみ適用されることを明確にするよう求めます。例えば、指定事業者が「Exposure Notification」	・法第7条第2号の「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」の文言は、本OS機能の性能に関し、指定事業者又はその子会社等が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用する場合と比べて有意に劣ることがないように、他の事業者も本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる必要があるという趣旨であり、指定事業者又はその子会社等よりも優位に他の事業者が利用できる必要があるという趣旨ではありません。また、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為は、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、法第7条の規定に違反しません。 ・また、法第7条第2号の条文上、同号の対象となるOS機能の用途等が特段制限されるものではありませんが、提出いただいた御意見において例示いただいた事例を含めまして、個別の事例につきましては、OS機能の用途を含む個別具体的な事情を踏まえて正当化事由の観点からの検討を行うなど具体的事例ごとに個別に判断し、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・なお、例示いただいた事例のうちCovid-19の接触者追跡機能に関しては、個別具体的な事情に応じて検討する必要があるものの、当該機能がOS機能であっても、指定事業者又はその子会社等自身が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用していないものである限り、法第7条第2号の規定の対象とはならないと考えております。 ・また、例示いただいた事例のうち通知に係る機能に関しても、個別具体的な事情に応じて検討する必要があるものの、スマー

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	のフレームワークを通じて Covid-19 の追跡のために接触者追跡機能を使用している場合、他の事業者はそのフレームワークを出会い系アプリのために使用することを要求できるべきではありません。ユースケースに応じたアプローチの重要性を示すもう1つの（仮定）例は、通知です。現在、デベロッパは、プッシュ通知システムを利用できます。このシステムでは、デベロッパは、最大 4KB のペイロードサイズの短い通知をユーザーの端末に送信し、送信してから数秒後にその端末の画面に表示させることができます。他の事業者は、当社や他のデベロッパが短い通知のために使用している現状の目的以外の用途で、はるかに大きなペイロードサイズのプッシュ通知システムの使用を要求することを認められるべきではありません。万が一当社がそのような要求に対応しなければならない場合、配信メカニズムとサーバーインフラの大規模な再設計が必要となります。これらの例が示すように、ユースケースに関する制限がない場合、指定事業者は、自社が意図していない、あるいはこれまで検討したこともないユースケースに対して、自社の技術へのアクセスを提供することを最終的に強制されてしまうおそれがあります。これは、指定事業者及びユーザーの皆様にとって、巨大な知的財産、エンジニアリング、さらには潜在的にプライバシーやセキュリティの懸念を生み出し、イノベーションの阻害につながるおそれがあります。 さらに、公正取引委員会は、法第7条第2号について、指定事業者によって提供されるソフトウェアの提供におけるOS機能の使用にのみ適用され、したがってハードウェア製品によるOS機能の使用には適用されないことを明確にすべきです。本法は明示的に「個別アプリ事業者間における個別ソフトウェアの提供を巡る競争」を想定しています。ハードウェア製品はそのような個別ソフトウェアとは区別されるものであり、したがって本法が明記する目的の範囲内にはありません。ハードウェア製品（スマートウォッチ等）がOS上にコンパニオンアプリ（すなわち、個別ソフトウェア）を有する範囲において、当該コンパニオンアプリは第7条第2号の適用を受ける可能性があります。しかし、ユーザーは通常、サポート対象の接続端末を購入することなく、しばしば無料でコンパニオンアプリをダウンロードすることから、ハードウェア製品自体はコンパニオンアプリと不可分一体であるとは考えられないというのが当社の見解です。 これらの明確化は、当社が日本のユーザーをOS機能への無制限アクセスに関連するリスクから適切に保護できるようにするために必要です。さらに、これらの措置は、日本が今後の技術イノベーションから取り残されることがないように、規制の確実性を高めようとするものです。 【Apple Inc.】	トフォンの利用者に対して送信可能な通知の容量が当該機能の性能の一つといえる場合に、同号の「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」とは、指定事業者又はその子会社等よりも優位に他の事業者が利用できる必要があるという趣旨ではないことから、指定事業者又はその子会社等よりも大きな容量で他の事業者が利用できるようにすることが同号の規定によって求められるものではないと考えております。 ・コンパニオンアプリと周辺機器が事実上一体として提供されると認められる限りにおいて、当該周辺機器について利用されるOS機能は、当該周辺機器の提供と共に、当該個別ソフトウェアの提供にも利用されるといえますので、法第7条第2号の対象に該当します。
206	指針では、指定事業者が、個別アプリによるOS機能の利用を妨げることを禁止しています。指針には様々な状況が想定されていますが、これに加え以下のような場合も禁止することを提案します。 「指定事業者が提供する自社ブラウザが利用していないOS機能やAPI等であっても、個別ブラウザがそのOS機能やAPI等を利用することを妨げてはならない。」 【事業者】	・法第7条第2号の規定の適用対象となるかは個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
207	特定事業者が、そのOS機能を日本で提供している限り、特定事業者が利用しているのと同じ条件で、当該OS機能をアプリ事業者に提供しなければならないというルールでは、特定事業者が、そのOS機能を、アプリ事業者がどのように使うのかということについての不確実性があるので、予期しない利用をサポートするための手間や費用が掛かるリスクを恐れて、コンプライアンスのために、他国では提供されているとしても日本では新しいOS機能を提供しなくなるインセンティブを与える恐れがある。欧州ではDMA対応の問題があるため、指定事業者が他国で展開してい	・法第7条第2号の条文上、同号の対象となるOS機能の用途等が特段制限されるものではありませんが、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	る OS 機能の提供を躊躇している例があり、その問題が日本でも起こりえると思われ、むしろアプリ事業者やスマートフォンの利用者にも不利益を与えかねない。 例えば、アプリ事業者が特定事業者による利用を想定している範囲において OS 機能が使われる場合に限り、同等の性能で OS 機能が利用されることを妨げる行為が禁止されることを明記するなど、一定の制約を加えることを検討すべきである。 【個人】	
208	法第7条第2号の OS 機能へのアクセスについて、競争政策の観点からアプリ開発者が一定の限度内でスマホ OS 機能にアクセスすることが必要であることには同意する。しかし、スマホ OS の機能はそもそも汎用的機能ではなく特定の使用方法を念頭に置かれて開発されたものであるが、当該スマホ OS の機能としてまったく想定されていない利用が申請される可能性があり、とりわけ懸念国主体が隠れた意図を持って当該申請をしてくることは想定しておく必要がある。「サイバーセキュリティの確保」が正当化事由にあるからそのような要請は指定事業者が断ることができるとの指摘もあり得るが、実態は大きなリスクのある行為を指定事業者に強いることになってしまう可能性が極めて高い。このことに鑑みれば、スマホ OS 機能へのアプリ開発者のアクセスは競争政策上意味がある場合に限定されるべきであり、かかるスマホ OS が想定している使用方法の範囲を超えて当該スマホ OS を使用するスマホ開発者の要請は原則として認めるべきではなく、このことを指針において明記すべきである。 【個人】	・法第7条第2号の条文上、同号の対象となる OS 機能の用途等が特段制限されるものではありませんが、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
209	指針案において、「他の事業者による OS 機能の用途が、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用する用途と異なる場合についてまで OS 機能の利用を妨げることを禁止するものではない」と、または、「他の事業者による OS 機能の用途が、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用する用途と異なる場合は、OS の機能の利用を制限することの正当化事由になる」と明記すべきである。なお、指針案の第42頁において、正当化事由として、サイバーセキュリティの確保の観点で利用制限をすることの想定例があるが、この想定例は、用途の相違については言及しておらず、用途が異なり、OS 機能を提供すべきでない場合における対処がどのように位置づけられるのか明らかなでない。 【個人】	・法第7条第2号の条文上、同号の対象となる OS 機能の用途等が特段制限されるものではありませんが、頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
210	相互運用性の確保に向けた指定事業者とサードパーティ間の手続きについて、透明性と迅速性を確保するためのプロセスを明確に指針案に記載すべきである。指針案において、指定事業者と第三者との間で相互運用性の実現に向けた要望受付・協議・対応に関するプロセスの明確化、透明性の確保、そして対応の迅速性を担保することの重要性を明記すべきである。 【事業者団体】	・日本において指定事業者が法遵守のためにどのような取組を行うかについては、まずは指定事業者が判断するものであり、当委員会が事前にプロセスの詳細を定めることは適当でないと考えておりますが、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
211	指針案では、指定事業者が特定の OS 機能を同等の性能で利用するために必要な API やその他のツールを提供する際に課す制限は、比例的かつ限定的で必要不可欠なものでなければならぬことを明確にする必要があります。指定事業者は、OS 機能の利用を不当に遅延してはならず、指針案にも OS 機能の利用につき、より厳格な手続上の要件を規定すべきと考えます。 【事業者】	・日本において指定事業者が法遵守のためにどのような取組を行うかについては、まずは指定事業者が判断するものであり、当委員会が事前にプロセスの詳細を定めることは適当でないと考えておりますが、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
2 1 2	相互運用性の最低基準を明確化し、指定事業者に対して、他の事業者からの相互運用申請を処理するための透明性、適時性及び公平性を備えた、効果的な相互運用を確保するプロセスの確立を義務化するように、指針案を修正すべきと考えます。 【事業者】	・日本において指定事業者が法遵守のためにどのような取組を行うかについては、まずは指定事業者が判断するものであり、当委員会が事前にプロセスの詳細を定めることは適当でないと考えておりますが、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
2 1 3	指針案 1379-1381 行目において、「申請が行われた日から 24 か月を超えてもなお当該措置を完了しない場合には原則として「長期間に亘り…措置を完了しないこと」に該当するといえる」との記載が見られるが、24 か月を基準とした根拠が不明である。 【個人】	・御意見いただいた指針第 3 の 3（2）ウ（イ）c は、法の施行時点において存在する「既存の本 OS 機能」の他の事業者による利用について申請方式が採用された場合であり、基本動作ソフトウェアの開発サイクルや、そのような申請方式を巡る海外当局の動向等を踏まえ、「おおむね 6 か月から 18 か月程度」及び「24 か月」との期間を記載したものです。
2 1 4	「（注）長期間に亘り…措置を完了しないこと」の判断基準となる期間を「おおむね 6 か月から 18 か月程度が想定される」としている根拠をご教示頂きたい。また、「いずれの場合であっても、申請が行われた日から 24 か月を超えてもなお当該措置を完了しない場合には原則として『長期に亘り…措置を完了しないこと』とあるところの「24 か月」を短縮頂きたい。 【事業者団体】	・御意見いただいた指針第 3 の 3（2）ウ（イ）c は、法の施行時点において存在する「既存の本 OS 機能」の他の事業者による利用について申請方式が採用された場合であり、基本動作ソフトウェアの開発サイクルや、そのような申請方式を巡る海外当局の動向等を踏まえ、「おおむね 6 か月から 18 か月程度」及び「24 か月」との期間を記載したものです。
2 1 5	次の想定例を追加すべき。「指定事業者が、音声通話機能について、指定事業者等が提供する音声通話アプリについては発着信の履歴を円滑に残せるようにする一方で、他の事業者が提供する音声通話アプリについては当該音声通話アプリの利用者同士の間でしか着信履歴を残せないように制限すること。」 【事業者団体】	・指針の想定例 49 では音声通話アプリについて言及しておりますところ、指定事業者等が提供する音声通話アプリについては発着信の履歴を円滑に残せるようにする一方で、他の事業者が提供する音声通話アプリについては当該音声通話アプリの利用者同士の間でしか着信履歴を残せないように制限すること、「指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できないように、技術的制約又は契約上の条件等を課すこと」に該当し得るものと考えておりますが、個別具体的な事情に応じて検討されるものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
2 1 6	想定例 42 に関し、次の 2 点について確認を求めたい。 ①ここで示されている「NFC（近距離無線通信）機能」においては SE-API の利用についても想定されていると考えるが、相違ないか。 ②また、例えば日本国内で大きなシェアを持つ FeliCa に関し、ここで示されている「他の事業者が決済アプリの提供に利用するために必要な API 等」は、当該 NFC-API 及び SE-API についても対象としていると考えて相違ないか。 【事業者団体】	・頂いた御質問については、個別具体的な事情に応じて検討されるため、一概にお答えすることは困難ですが、その趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
217	NFC においては、ハードウェアの SE を利用する方式以外に、物理的なカード等をエミュレートする HCE（HostCardEmulation）という方式もあるものと認識している。個別アプリ事業者が NFC 機能を利用したサービスを提供する際、いずれの方式を利用しても技術的に同等の機能を提供できる場合には、当該個別アプリ事業者が技術面や安全面、経済合理性の観点から最適と考える方式を選択できるようにすべきであるが、これが担保されるものと理解して相違ないか。 【事業者団体】	・頂いた御質問については、個別具体的な事情に応じて検討されるため、一概にお答えすることは困難ですが、その趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
218	NFC や SE の開発・運用に係る業務は指定事業者から別の事業者へ委託されており、個別アプリ事業者においてはこの委託先事業者との契約がないと NFC や SE の利用ができないという事例がみられる。こうした事例においては、当該委託先事業者が、単独で又は当該指定事業者と結託して、非合理的な条件を課すことにより実質的に NFC や SE を利用できないようにする可能性も考えられる。これを防止する責任は委託元である指定事業者にあると考える一方、当該指定事業者がこれを果たさない可能性もあると考えられるところ、このような事態を生じさせることもこの想定例における指定事業者の禁止事項に含まれていると理解するが、相違ないか。 【事業者団体】	・頂いた御質問については、個別具体的な事情に応じて検討されるため、一概にお答えすることは困難ですが、その趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
219	想定例 55 に記載の「不合理な条件」について、その直後の括弧書きでは OS 機能の利用を制限する趣旨の事例が記載されていると思われるところ、当該「不合理な条件」には、これに加え、特定の行為を強制させる趣旨のものも含まれると解してよいかご教示頂きたい。 【事業者団体】	・頂いた御質問については、個別具体的な事情に応じて検討されるため、一概にお答えすることは困難ですが、その趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
220	本法の下では、当社はデベロッパに当社の課金システムの使用を要求したり、デベロッパがサードパーティの決済ソリューションを利用したりすることを「妨げる」ことはできません。本指針案では、デベロッパによるサードパーティの決済ソリューションの利用を「妨げる」可能性のある行為の種類をいくつか例示し、ユーザーの安全を守るために当社が取ることのできる正当化事由を定めています。当社は、指定事業者がサードパーティ決済事業者のセキュリティ基準を審査することが許されるという公正取引委員会の見解に賛同しますが、日本のユーザーの皆様にとっては依然としてリスクが残っています。本法の要件により、当社がサブスクリプショントラップのような詐欺からユーザーを保護する能力が制限されてしまうことは避けられません。 また、当社は、ウェブ上又はサードパーティ決済事業者を介して行われた決済取引を確認することはできません。つまり、ユーザーが支払った商品又は機能がアプリにより提供されたかどうかを検証することはできず、取引に関する不正防止の監視を行うこともできません。 その代わりに、ユーザーの皆様には、アプリごとに、どのようなメリットや保護が受けられるか、また取引に問題が生じたときに誰に問い合わせればよいかを判断するという負担が生じます。また、当社はサブスクリプションのキャンセルやアカウント管理のサポートを提供できなくなるため、ユーザーはデベロッパと直接サブスクリプションを管理する必要があります。つまり、ワンタップでのキャンセルや払い戻しのリクエストができなくなってしまう代わりに、デベロッパは「ダークパターン」を使ってユーザーの支払いを継続させようとすることもできるようになります。このようなリスク等を踏まえ、当社として、公正取引委員会に対し、当社がユーザーに対して、「もはや当社との取引ではなくサードパーティとの取引である」ことを明確に伝えることのできる、適切かつ十分な警告を表示する柔軟性を許容するよう重ねて要請します。当社は、20 年近くにわたり、ユーザーの皆様に対して安全なアプリ体験	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	を提供しており、ユーザーの皆様は、業界をリードする安全性とセキュリティ保護等、当社ならではのスタンダードに慣れ親しんでいます。ユーザーとして、何が変わったのか、どのような新しいリスクに注意すべきなのかを知る権利があります。 【Apple Inc.】	
221	【想定例 76】は、「○指定事業者が、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等について、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な範囲で、クレジットカード情報といった決済情報に係る適正な取扱い並びに払戻し及び解約に係る対応「及び指定事業者との適切な連携」を行っている又は行うことができると認められる代替支払管理役務等のみに限定するための要件を設けること。」とされるべきです。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
222	支払管理役務等に関し、個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものであり、消費者の利便性を高める目的であることは理解します。一方で、現在、決済サービスが多様化して利便性が高くなっていると同時に、加盟店管理が不十分、問題が発生した場合に対応がなされないなどの消費者問題が発生し、消費者への対応においては決済サービスの性質や事業者によって格差があります。そのため、個別アプリ事業者が取り入れる代替支払管理役務や支払手段についての安全性等の確認は、基本的には個別アプリ事業者に任されることになり、義務も課されていないことに懸念があります。また、指定事業者の決済・課金システムと、アプリ事業者による決済・課金システムが同時に提供される場合、消費者が混乱することが推測されます。決済サービスを選択させる際には、契約の相手方は誰か、その特性、申し出する場合の窓口など、それぞれのサービスごとに、明確に表示する必要があります。また、異なる相手方に申し出た際には、サポートをしていただく必要があります。 正当化事由があると認められ、違反とならない場合の例は、消費者、青少年保護にとって非常に重要な事項です。個別アプリ事業者がどういう決済サービスを利用するか、本来であれば指定事業者による審査は必ず必要であると考えます。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
223	指針案は、代替支払管理役務等の利用による利点を過大評価している反面、法律の運用が指定事業者や他の事業者の望ましくない行動を誘発するリスクを過小評価している。 〈提案〉 （１）「想定例」（イ）b および注釈（1659～1675 行）を削除する。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
224	代替支払管理役務等及びリンクアウト等を利用するために、指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務の両方を利用することができない契約上の条件が課されている場合、消費者に支払管理役務の変更を強制することとなり消費者の自由な選択を阻害するため、代替支払管理役務等及びリンクアウト等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第1号口及び法第8条第2号口に該当するという理解でよい。 指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務の両方を利用することができない契約上の条件が課されている場合を想定例に追加することを求める。米国においては、指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務が併存するアプリが可能となったようである。一方で我が国においてはいまだに課金手段の併存が禁止され消費者の自由な選択が阻害されているため消費者及び事業者に困難な利用環境を強いている状況である。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者だけが不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであるとする。 【事業者団体】	・指定事業者が、当該指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務等の両方を利用することができない契約上の条件を課することについて、個別具体的な事情を考慮し、代替支払管理役務等を利用することや関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げていると認められる場合には、法第8条第1号又は同条第2号の禁止行為に該当することになります。
225	この度、本法施行に伴いアプリ内外での代替決済手段の導入が認められることとなりますが、EU のように代替決済での決済額に対しても、実質的に代替決済の導入を阻害するような手数料が課されることがないように監視・規制を頂きますと幸いです。仮に手数料が設けられることになった場合であっても、アプリのカテゴリに応じて収益構造は異なりますので、カテゴリ単位で適切な値を設定いただくなどの配慮も一案かと思います。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
226	次の想定例を追加すべき。「指定事業者が、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり代替支払管理役務等をその決済のために利用しようとする個別アプリ事業者に対し、当該代替支払管理役務等の利用に伴う収益を強制的に開示させ、報告義務を課すこと。」 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
227	以下の【】部分を追記いただきたい。 「（注）代替支払管理役務等の利用が困難となる蓋然性が高い手数料の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。例えば、個別アプリ事業者において、指定事業者等が提供する支払管理役務を利用する場合に当該指定事業者等から求められる手数料等の金銭的負担、代替支払管理役務等を利用する場合に当該代替支払管理役務等を提供する事業者から求められる手数料等の金銭的負担（代替支払管理役務等を提供する効率的な事業者がその事業を継続できるかどうかとも勘案する。）【、】代替支払管理役務等を利用する場合に指定事業者から求められる手数料等の金銭的負担【及び指定事業者等が提供する支払管理役務から代替支払管理役務等に切り替える利用者のスイッチングコスト並びに海外の事例】などを考慮することになる。」 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
228	法第8条第1号に関して、代替支払管理役務等の利用を「妨げる」行為の想定例として以下を追加すべきです。 「指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いようとする場合に、中立的なメッセージの範囲を超えて、代替支払管理役務の危険性について過剰な警告をするポップアップなどを表示すること。」 【事業者】	・代替支払管理役務等について、中立的でない表現で警告を行うポップアップは、代替支払管理役務等の利用を妨げる場合には、法第8条第1号の禁止行為に該当することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
229	EU では、アプリストアに係る指定事業者が提供するアプリストアにおいて、代替支払管理役務等の利用を選択すると何らかの不利な表示が強制される事例がみられるが、日本においてはそのような事態が生じることのないように想定例が示されていると認識している。本法の施行に当たり、このような行為が行われないよう徹底的にモニタリングを施すとともに、こうした事案が生じた場合は十分な調査を行って頂きたい。 【事業者団体】	・代替支払管理役務等について、中立的でない表現で警告を行うポップアップは、代替支払管理役務等の利用を妨げる場合には、法第8条第1号の禁止行為に該当することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
230	指定事業者は、アプリストア内での制限だけでなく、アプリストア外においても、収益化手段に厳しい制約を課しています。本条は、特定カテゴリのアプリケーションに対し一切の商取引を禁止するようなケースも明示的に含むよう拡張すべきです。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
231	代替支払管理役務の利用妨害を禁じるだけに留まらず、初回登録段階から自由な競争が行われる環境となるよう、ガイドラインの整備をお願いいたします。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
232	法第8条第2号に係る「政令で定める場合」の具体例が明記されたことは、多様なアプリビジネスを実現することが可能となるため評価する。 【事業者団体】	・賛同の御意見として承ります。
233	デジタル分野は、技術動向やユーザーニーズを含めた消費動向の変化が激しく、トレンドやユーザーに対する新たな脅威の出現を予測することが困難であるという性質をもつ市場です。そのような市場状況にある中で、「個別アプリ事業者が本個別ソフトウェア…を通じて提供していない商品又は役務」を政令第3条として定めて規制対象を拡大することの必要性及び許容性が明確に示されないままでは、デジタル分野の技術発展及び健全な競争を阻害するおそれが生じます。 法第8条第2号が、「当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア…を通じて商品又は役務を提供し、これと同一の商品又は役務」としているにもかかわらず、政令第3条では「個別アプリ事業者が本個別ソフトウェア…を通じて提供していない商品又は役務」と定めています。「これと同一の商品又は役務」と「提供していない商品又は役務」とは正反対の意味であることから、「これと同一の商品又は役務」に「準ずるもの」として、「提供していない商品又は役務」を読むことは、本法が政令に委任する範囲を超えています。 本個別ソフトウェア上で利用できるものであれば、「準ずるもの」との文言によって無制限に規制対象を拡大できると解釈しているように見受けられ、法律の文言から離れた解釈を行っている点で、政令第3条は憲法違反のおそれがあります。政令第3条を定める必要性及び許容性が認められないことから、削除すべきです。 【弁護士】	・個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアと関連ウェブページ等の両方を通じて商品又は役務を提供することが典型例であるところ、いわゆるリーダーアプリ（スマートフォンの利用者が、ウェブサイト等（アプリ外）で購入した電子書籍等のデジタルコンテンツを専ら閲覧することに用いられる個別ソフトウェア）において利用される商品又は役務を関連ウェブページ等を通じて提供したりするなど、様々な販売経路や販売形態を通じて、個別ソフトウェアにおいて利用される商品又は役務の販売活動を行っていることを踏まえ、こうした場合を準ずるものとして扱うこととしたものであり、施行令第3条の規定は法の委任の範囲内であると考えております。
234	規則案第17条では、「法第八条第二号イの公正取引委員会規則で定める機能は、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が表示されたスマートフォンの映像面において当該情報部分を選択することにより、関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得して当該関連ウェブページ等を閲覧できる機能とする。」と定めており、これはリンクアウト（個別ソフトウェアから個別ソフトウェアの外のウェブページに遷移するリンク）を指すものとされています。 法律で規則に委任しているのは「閲覧できる機能」であるところ、規則案においては「遷移するリンク」を指すとし	・施行規則第17条は法の委任の範囲内であり、その必要性及び許容性が認められるものと考えております。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ていますが、「遷移する」というのは単に「閲覧」するということとは異なる概念であり、移動を伴う点で「閲覧」よりも広い概念です。したがって、規則案においてリンクアウトをもって「個別ソフトウェアから個別ソフトウェアの外のウェブページに遷移するリンク」とした上で、そのようなリンクアウトが法第8条第2号イに違反する場合であるとするのは法律の委任の範囲を超えているものであって憲法に反するものです。政令第2条に「ユーザーの安全の確保」を追加しないままに、原則的なリンクアウトの許容を指定事業者に求めることは適切ではなく、規則案第17条は削除すべきです。 【弁護士】	利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
235	法第8条により、指定事業者は、デベロッパがデジタルコンテンツやデジタルサービスの購入が可能なウェブページや他のアプリへユーザーを誘導することを義務付けられる、というのが公正取引委員会の立場であると理解しています。また、本指針案は、デベロッパがユーザーをリダイレクトすることを「妨げる」可能性のある行為の例を示し、当社がユーザーの安全を守るために採用できる措置を示しています。本法の文言は、アプリ内で外部ハイパーリンクを許可する義務を課すものではなく、また、無制限のリンクアウト機能を義務付けるものでもありません。したがって、本指針案では、本法について、事実上そのような措置を義務付けるような解釈を示すことは避けるべきです。不正行為、プライバシー侵害、又はユーザー体験の低下といったユーザーに対する潜在的なリスクを考慮し、本指針案では、プラットフォーム事業者が、外部リンクが適切かどうか、またその時期や方法を判断するための柔軟性を確保するようにすべきです。 公正取引委員会は、本指針案において、当社において、ユーザーに対する重大なリスクを軽減するために必要な措置を講じることを許容すべきです。第一に、公正取引委員会は、指定事業者に対して、デベロッパに対して、当該デベロッパ自らが管理するウェブサイトのみユーザーを誘導するよう求めることを許容すべきです。第二に、公正取引委員会は、指定事業者に対し、外部ウェブサイトへのリンクが必要な場合であっても、リアルタイムで追加パラメータを転送することを禁止するよう求めることを許容すべきです。第三に、公正取引委員会は、指定事業者に対し、ユーザーが当社のプラットフォームから離れる際に、当社が提供するプライバシーやセキュリティの対策、そしてカスタマーサポートを利用できなくなることをユーザーに明確に通知することを許容すべきです。最後に、当社は、ユーザーを当該アプリ外に誘導することを選択したデベロッパに対して、当社のアプリ内課金システムを提供しないことができる柔軟性を保持すべきです。これは既に現在問題となっている支払問題に関するユーザーの混乱を減らすために重要です。例えば、当社のアプリ内課金システムも提供するアプリからデベロッパのウェブサイトへリンクして購入することを選択したユーザーは、サブスクリプションの購入は当社のわかりやすい「サブスクリプションの管理」メニューで管理できる、あるいは「購入履歴」に表示されると思ってしまいかもかもしれません。 【Apple Inc.】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
236	指針案においては、法第8条第2号ロに該当する行為の想定例の一つとして、「指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、個別アプリ事業者により外部誘導情報の表示又はリンクアウトの提供が行われる際に、指定事業者等の支払管理役務の利便性を説明し、指定事業者等の支払管理役務を用いるように誘導するポップアップを表示すること」と記載している（想定例92）。しかし、少なくとも同想定例は、ユーザーの安全性や利便性を確保する観点から合理的かつ必要な措置であるといえ、関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であるとまではいえない。従って、同想定例の記載は削除する	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	べきである。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
237	指針案 2049-2059 行目の想定例 95 においては、外部誘導情報に価格情報を含めることやリンクアウトから遷移する先のウェブページとして決済画面を個別アプリ事業者が設定することを、個別アプリ事業者に対する審査等を行うことなく、一律に禁止することが違反事例として挙げられている。しかし、指定事業者における審査コストを踏まえると、こうした取扱いも許容されるべき場面はあると考えられ、こうした取扱いについて違反に関する事例として取り上げることは誤解を招くことから避けるべきである。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
238	「個別アプリ」から「リンクアウト」して、外部サイトでの契約や決済に誘導されて実行した場合、例えば、契約を解除する、或いは決済状況を確認したくとも、直接相手先ウェブページに進むことが出来ず、解約等を実行出来なくなることが想定出来ます。また、選択肢が増えることは、却って何を選べばよいのか判断不能の状態を招きかねず、利用者の利便性向上に素直に繋がるものではないと考えます。多様な選択肢の提示による消費者利益の向上もさることながら、消費者の安全性確保を第一に考え、「指定事業者」から「個別アプリ事業者」に対して、「リンクアウト」先ウェブページの安全性確保を求められるようにするなど、安全で安心してスマートフォンを利用出来るような手立てを講じてください。 併せて、リンクアウト先ウェブページによる消費者トラブルが発生した場合に、速やかな注意喚起と対応方法の公表、利用者相談の実施などを「指定事業者」のみならず、「個別アプリ事業者」も対応するよう、事前規制の中に盛り込んでください。 【団体】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
239	関連ウェブページ等における取引や決済に関する個別アプリ事業者による多様なサービスが提供等され、個別ソフトウェアに係る競争を促進し、消費者にとっても利便性があるということだと思います。ただし、現状ではアプリの中で完結することが多いところ、関連ウェブページ等からの商品、役務が簡易な方法で提供されることになります。犯罪への誘導、意図しない個人情報の提供、マルウェア感染等に関しても大きな不安があります。 ①いまだアプリ内課金の問題が解決されていない状況において、リンクアウト経由で外部のウェブサイトでの決済を提供する事業者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供しないケースは容易に想定されます。 ②現在、SNS の広告を見て、そこに記載の URL をクリックした先で、化粧品や健康食品の契約したものの、SNS 広告と契約時の提供条件が異なってしまうことで、消費者トラブルになっているケースが増大しています。同様に、アプリ内で販売せずに、販売する関連ウェブページを紹介する場合、商品・サービスの価格等提供条件の広告表示は、アプリ内で表示させないことがこの種のトラブル防止になると考えます。提供条件の表示を認めるのであれば、アプリ内の提供条件の表示と関連ウェブページのそれを一致させ、それが明確になっている必要があります。 ③特定商取引法通信販売の規制の対象として、消費者がアプリをダウンロードする際に、無料で利用できる場合も含め、わかりやすい規約表示、事業者名・事業者連絡先・プラットフォーム連絡先等の記載の明記を求めます。 また、ダークパターンについての具体的事例を入れていただくようお願いします。	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・例えば、指針の想定例 94 では、「リンクアウト経由で外部のウェブサイトでの決済を提供する事業者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供していないのであれば、当該目的を達成するための手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない」との考え方を示しております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【団体】	
240	リンクアウトについて、指針においても、他省庁や国際的に実施されている例といった動向に言及し、リンクアウトについては慎重な対応とすること自体は望ましいことであると考えられる。 【弁護士】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
241	アプリ内から外部に誘導されるダイレクトリンク・パラメーターは、ユーザーにとって「フィッシングサイト」「詐欺的ページ」との区別がつきにくいことがあります。アプリ内からのダイレクトリンク・パラメーターの表示（数と表記）には確実に制限をかける内容にしていきたいと考えます。特にパラメーターは改ざんが非常に容易で、ユーザーIDやそれに紐付く個人情報がそのまま渡ってしまい悪用させるリスクが高いです。ダイレクトリンク・パラメーターによる誘導先はアプリの審査通過後もサーバー側で簡単に変更できてしまいますので、詐欺的なサイトに誘導される懸念があります。 【事業者】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
242	法第8条第2号の「関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報」の「表示」は、関連ウェブページ等での販売価格だけでなく、その存在そのものの告知や、関連ウェブページ等におけるセール、特典の情報等、商品又は役務の販売促進のための情報の表示が含まれる。と対象が広く示されたことは、アプリビジネスの実態にあった規定であり、アプリビジネスの多様性を拡げることとなるため評価する。 【事業者団体】	・賛同の御意見として承ります。
243	米国等でリンクアウト先での取引手数料を無料とするよう命じる判決が出ている等の国際情勢も踏まえ、リンクアウト先での取引に手数料を課すこと自体を「妨げる行為」として例示すべき。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
244	アプリストア以外での決済状況は、アプリストアには何ら関係のないもので、アプリデベロッパの重要な営業秘密情報です。また、何らかの手数料が発生するとしても、それが「ウェブ側の売上額に対する割合」に対して手数料が発生するのは合理的ではないと考えます。なので、このような「アプリデベロッパ側からのデータの提出」を強制するような行為も、禁止行為として定めていただきたいです。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
245	アプリ上での外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供について、現状、指定事業者により設定されている手数料が高額であり、実質的に外部決済等の実施が選択肢となり得ていない状況です。本指針案では、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含めた関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に対する過度な金銭的負担を課すことは、当該提供妨害行為に該当することが記載されていますが、その過度な金銭的負担については一定の具体的な基準を設ける等より実効性のあるものとしていただくことを	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	要望します。 【事業者】	
246	想定例 93 について、諸外国における議論も参考に、正当化事由があると認められる場合を、「あなた（スマートフォンの利用者）はアプリから指定事業者の制御下でない外部のサイトに移動します」といった中立的な事実通知を行う場合に限定すべき。仮に、なりすましサイトに関するリスク等を表示することが正当であると公正取引委員会が判断する場合であっても、正当化事由があるとは認められず、違反となる場合として、指定事業者が、外部のウェブサイトに遷移することを断念する方向に誘導するような表示等（例えば、実際よりも当該遷移に危険性がある旨を伝える警告を表示すること、当該遷移の確認を求める画面を合理的な理由なく何度も表示すること）を行う場合を記載いただきたい。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
247	EU において、代替支払管理役務等及びリンクアウト等を利用したアプリに対して、利用者に恐怖を与えるような表現の警告や、代替アプリストアのインストールに対して度重なる警告が表示される等がおきている。中立的でも合理的でもない不適切な警告（過剰な表現、繰り返し等）の表示はスマートフォンの利用者に対して、代替支払管理役務等及び関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導するため代替支払管理役務等及びリンクアウト等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第 8 条第 1 号ロ及び法第 8 条第 2 号ロに該当するという理解でよい。 上記理解が正しければ主旨を明確化するために、想定例に追加することを求める。米国においては、アプリの内外を問わず、消費者の選択を妨害すること。第三者のサイトにアクセスしていることを知らせる場合、中立的なメッセージ以外は禁止されている。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者が不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであるとする。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針の想定例 87 及び想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
248	法第 8 条第 2 号に関して、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為の想定例として以下を追加すべきです。 「指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、個別アプリ事業者により外部誘導情報の表示又はリンクアウトの提供が行われる際に、外部ウェブサイトへの遷移に関する中立的なメッセージの範囲を超えて、過剰な警告を伝えるフルスクリーンのポップアップなどを表示すること。」 また、想定例 87、93 において、以下のように”中立的な”を追加すべきです。 「指定事業者が、リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、その表示数を制限することや、リンク先のウェブページ（当該リンクをタップした際に外部ウェブサイトへの遷移に関する説明等を行う”中立的な”ポップアップ等は含まない。）として決済を行うためのウェブページを設定することを許容しないなどの限定をすること。」 【想定例 87】 「指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者がリンクアウト経由で外部のウェブサイトに遷移する際に、本物のウェブサイトに似せることで当該利用者を欺く又は当該利用者に誤解を与えるウェブサイトに遷移するリスクについて指定事業者により制御することができないことから、当該リスクについての注意喚起及び遷移後は指定事業者による制御の範囲から離れる旨を説明する”中立的な”ポ	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 87 及び想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ツプアップを表示すること。】【想定例 93】 ユーザーが第三者のサイトに移動していることを認識することはセキュリティの観点から重要ですが、この目的を達成するため、フルスクリーンの警告ポップアップ（いわゆる「scare screen」）以外の手段で、中立的なメッセージによって達成されるべきと考えます。 実際、米国の裁判所においては、ある指定事業者が日本を含む各国でリンクアウトを認める要件への対応を検討していた際、同社が自社の利益を維持するために中立的なメッセージを用いず、「scare screen」によって関連ウェブページでの取引や決済を妨害しようとしたことが問題視され、「scare screen」の使用は禁止されました。日本においても、決済手段における公正な競争を促進するためには、こうした「scare screen」の使用を明確に禁止すべきです。 【事業者】	
249	審査項目（セキュリティ、犯罪防止等）をクリアした以上は、当該個別ソフトウェアは犯罪上のリスクが高くはないと判断されたものである。そのため、外部ページへの遷移時に注意喚起のポップアップ・表示を出すことは違反行為として明示し、特に客観的合理的理由に基づいて詐欺防止等の観点で懸念があると認められたケースのみ例外的に注意喚起のポップアップ表示が許容される、という形に施行段階で記載を修正していただきたい。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 87 及び想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
250	次の2点について明記すべき。 ①リンクアウト時のポップアップ表示等による注意喚起について、リンクアウト先を一方的に又は一律に詐欺的な行為を行っているとは断定したり、繰り返し表示されたりすることにより利用者に過度な不安を与えるものとならないようにすべき旨。注意喚起は、リンクアウト時に一律に表示されるのであれば、あくまでリスクの可能性を示唆する中立的な表現に留める必要がある。 ②加えて、例えば個別ソフトウェアからのリンクアウト時に表示されるポップアップを利用者が一度承認した場合には、原則として、当該個別ソフトウェアからの再度のリンクアウト時に当該ポップアップ表示を行わない等、個別ソフトウェアの事情や信頼性に応じた、より競争制限的でない対応を推奨する旨。 【事業者団体】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 87 及び想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
251	指定事業者に対して、フリクションを作り出す目的、又は、自社の役務に不要な外部ウェブサイト等に利用者が関与することを阻止する目的で、特定のインターフェース設計要件、警告メッセージ又は更新制限を課すことを明確に禁止するよう、指針案を修正すべきと考えます。自社の役務に不要な代替アプリストアや決済システムにこのような負担を課すことは、利用者や他の事業者による代替案の選択を妨げています。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 87 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
252	アプリから Web サービスへ利用者を誘導する際、利用者に対して「外部サイト誘導の告知」を行う必要があることは理解しております。しかしながら、過度にリスクを強調するような表現や、すでにサービスの利用に慣れたユーザーに対して繰り返し表示するような仕組みは、かえって利用者の利便性を損ねる結果となります。そのため、外部サイトへの遷移を指定事業者が恣意的に妨げることもないよう配慮された指針の策定を強く要望いたします。 また、アプリから Web サービスへのスムーズな遷移を実現するには、アプリ上の利用情報を Web 側へ引き継ぐ必要があります。これには、アプリから Web ページへの遷移時に「パラメータの付与」を許容することが不可欠です。これが認められない場合、利用者にとっての一貫した体験が損なわれ、結果としてアプリから Web への誘導が難しくなり	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 87 及び想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・リンクアウトの配置や動的 URL に係る制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第 8 条第 2 号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ます。 したがって、ユーザー利便性の確保と円滑なサービス移行の観点からも、「パラメータ付与」の許可を強く要望いたします。 【事業者】	してまいります。
253	リンクアウト及び誘導を制限するため、指定事業者の裁量権を明確に制限するように指針案を修正する必要があります。いかなる制限も、証拠に基づき慎重に限定され、公正取引委員会の監督下に置かれるべきであり、指定事業者による単独での判断に委ねられるべきではありません。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、想定例 93 に「中立的な表現で」と追記する修正を行っております。 ・また、リンクアウトの配置に係る制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第 8 条第 2 号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
254	指針において以下の行為を明示的に禁止することを強く推奨する。 ・「開発者によるアプリ外での購入リンクのスタイル、言語、フォーマット、量、フロー、または配置を制限または条件付けること」 ・「アプリ外での購入を目的としたボタンやその他の行動喚起の使用を禁止または制限すること、またはこれらのデバイスに関するコンテンツ、スタイル、言語、フォーマット、フロー、または配置を条件付けること」 ・「特定のカテゴリのアプリ及び開発者がリンクにアクセスできないようにすること」 ・「第三者のサイトに移動することをユーザに通知する中立的なメッセージ以外の手段を用いて、彼らがアプリ内に進むか、アプリから出るかの選択を妨害すること」及び、 ・「開発者が、ユーザがログイン状態のまま特定の製品ページに誘導する動的リンクの使用を制限し、静的に定義されたページへの誘導を禁止すること。これには、アプリが製品の詳細、ユーザの詳細、または購入を意図するユーザに関連するその他の情報を送信することを制限することも含まれる。」 【事業者団体】	・リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第 8 条第 2 号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
255	想定例 87 において、リンクアウトの遷移先のみならず、遷移の導線やプロセス、遷移方法についても例示の対象に加えるべき。 【事業者団体】	・リンクアウトの遷移先等に係る制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第 8 条第 2 号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
256	以下のような制度整備とガイドライン明文化を早急に実施していただきたく、強く要望いたします： 1. アプリストア事業者に対し、開発者がアプリ内で外部決済サイトへのリンクや案内を自由に表示できるよう義務づけること 2. 外部決済に対して追加手数料の徴収を禁止すること 3. 外部リンク遷移時にユーザーの行動を阻害するような過剰な警告表示や、審査による制裁的措置を禁じること	・スマートフォンの利用者を特定のサイトに誘導するためのいわゆる動的 URL の利用や URL への追加パラメータの付与に対する制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第 8 条第 2 号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	4. 上記の規制緩和の内容について、政府が開発者に対し平易かつ実践的に説明するガイドラインを整備すること 開発者が自由に行動できるようにするには、単なる法改正だけでなく、実効性のある運用ルールと、強大なプラットフォームに対する抑止力の明文化が不可欠です。 アプリ外決済についても三割の手数料を追加で求められているのが現状です。アプリ外の決済が追加手数料なく自由に認められることで、国内事業者の売り上げが2割前後上昇する、または国内ユーザー向け商品の値段を値下げできます。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
257	代替支払管理役務等及びリンクアウト等を利用するために、消費者を特定のサイトに誘導するダイナミックリンクの使用やパラメータ等によってアプリが商品詳細、ユーザー詳細、その他の情報を渡すこと等を制限する場合は、関連ウェブページにおいて、再度本人認証と商品を特定する行為を消費者に課すことになるためユーザビリティが過度に低下して公正な競争が阻害される。このようにパラメータ等の引き渡しができないことで、再度関連ウェブページにおいて、本人確認、商品の特定を強いるような契約上の条件は代替支払管理役務等及びリンクアウト等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第1号口及び法第8条第2号口に該当するという理解でよい。 上記理解が正しければ主旨を明確化するために、想定例に追加することを求める。EU 及び米国においては、ダイナミックリンクの使用やパラメータ等によってアプリが商品詳細、ユーザー詳細、その他の情報を渡すことは可能となっている。一方で我が国においてははもまだにパラメータ等の利用が制限されているため消費者及び事業者には困難な利用環境を強いている状況である。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者だけが不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであると考え。 【事業者団体】	・スマートフォンの利用者を特定のサイトに誘導するためのいわゆる動的 URL の利用や URL への追加パラメータの付与に対する制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第2号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
258	以下の【】部分を追記いただきたい。 「○ 指定事業者が、リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、その表示数を制限することや、リンク先のウェブページ（当該リンクをタップした際に外部ウェブサイトへの遷移に関する説明等を行うポップアップ等は含まない。）として決済を行うためのウェブページを設定することを許容しない、【パラメータが実装されたリンクアウトを許容しない】などの限定をすること。〈想定例 87〉」 【事業者】	・スマートフォンの利用者を特定のサイトに誘導するためのいわゆる動的 URL の利用や URL への追加パラメータの付与に対する制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第2号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
259	法第8条第2号に関して、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為の想定例として以下を追加すべきです。 「指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者に対し関連ウェブページ等へのリンクの配置を制限すること。」 また、想定例 87 に以下のように「動的 URL の使用を一律禁止すること、」を追加すべきです。 「指定事業者が、リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、“動的 URL を一律禁止すること、” その表示数を制限することや、リンク先のウェブページ（当該リンクをタップした際に外部ウェブサイトへの遷移に関する説明等を行うポップアップ等は含まない。）として決済を行うためのウェブページを設定することを許容しないなどの	・リンクアウトの配置や動的 URL に係る制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第2号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	限定をすること。】【想定例 87】 【事業者】	
260	アプリ内外部リンクにおけるパラメータ引継ぎを意図的に妨害する設計は、制度趣旨に反し、相互運用性を損なう不適切な行為であるため、指針案においてこれを禁止すべきである。 【事業者団体】	・リンクアウトの配置や動的 URL に係る制限を含め、リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第2号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
261	法第8条第2項口の「妨げる」の解釈として、「本個別ソフトウェア内において…関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を困難にさせる蓋然性の高い行為」と記載されている点は、これが適用される場面が不当に限定されることから、「本個別ソフトウェア内において…関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供に商業上の支障を生じさせる行為」などの文言に修正されたい。「妨げる」は、文言上、実際に困難にすることを意味することよりも緩やかな概念であり、支障を与える程度を指した広義の概念である。にもかかわらず、「提供を困難にさせる蓋然性の高い行為」と解すると、例えば以下のようなケースが「困難」とはいえないとしてカバーされないおそれがある。実務上はこれらの事案は外部ページの提供にとって致命的であり、これらが含まれるよう定義や想定例を修正いただきたい。 ・外部ページでの提供自体はできるものの、遷移時の指定事業者側の表示内容や手数料その他の行為により遷移率が著しく下がる場合 ・外部ウェブページの提供自体は可能だが、指定事業者決済版のバイナリと外部ページ決済版のバイナリを分けて制作することを要件化された場合（一見外部ページ決済できるように見えるが、2つのバイナリに分かれるとアプリ自体の申請・運営が非常に難しくなる） ・外部ページでの販売商材が指定事業者ストアでの販売商材と同じになることを申請の要件とされる場合（想定例17にてストアの価格制限は言及されているが、商材を同一にすることについては不見当であったため記載） 【事業者】	・関連ウェブページ等への遷移に係る制限や、リンクアウトを含める際に個別ソフトウェアについて別のバイナリとする条件については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第2号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
262	「ブラウザ」にはアプリ内ブラウザや WebView 等のモバイルアプリ内でウェブコンテンツ等を表示する機能が含まれる旨を明示頂きたい。 【事業者団体】	・指針の法第8条第2号に係る記載においては、例示又は想定としての記載中で「ブラウザ」に言及しているところ、これは法第2条第5項に規定するブラウザを指したものです。
263	指定事業者の1社から、とある個別ソフトウェアについて、当該個別ソフトウェア内の自社サポートサイトへのバナーリンクや、他社サイトへの案内導線が、複数のページ遷移を経て最終的にアプリストア外の課金手段に誘導するものとなっているとして、当該導線を削除しなければ当該個別ソフトウェアをアプリストアから削除すると警告された事例が複数発生した。こうした事例は、法第8条第1号又は第2号の禁止行為に該当し、当該警告は本法の施行後は明確に本法に違反するものと理解しているが、その認識で相違はないかご教示頂きたい。 【事業者団体】	・頂いた御質問については、個別具体的な事情に応じて検討されるため、一概にお答えすることは困難ですが、その趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
264	指定事業者がすべてのブラウザに自社のブラウザエンジンの利用を義務付けていることは、競争とイノベーションに大きな脅威をもたらします。指定事業者の制限は、安全なブラウジングを確保するために必ずしも必要ではありません	・アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することを

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	せん。むしろ、多様なブラウザエンジンを有効化することで、単一障害点への依存を軽減し、デバイスのセキュリティを強化できる可能性があります。 【事業者団体】	困難にさせる蓋然性の高い行為を行った場合には、法第8条第3号の禁止行為に該当することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
265	指定事業者がすべてのブラウザに当該指定事業者のブラウザエンジンの使用を義務付けていることは、競争とウェブアプリの機能を制限しています。開発者は自由に自身のブラウザエンジンを使用できるべきであり、指定事業者はそれらを阻害するための技術的障壁を課すべきではありません。 【事業者】	・アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為を行った場合には、法第8条第3号の禁止行為に該当することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
266	特定OSにおいて、事業者が自社のブラウザエンジンの使用を強制し、他のブラウザエンジンの使用を制限する行為は、ウェブアプリの機能を不当に制限し、利用者体験や開発者の自由を著しく損なっており、是正されるべきである。 【事業者団体】	・アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為を行った場合には、法第8条第3号に違反することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
267	法第8条第3号は、モバイル分野における実質的な競争を促進する強力な規定であり、効果的に執行されれば、真の競争環境を生み出す可能性を秘めています。特に、本条では、特定ソフトウェア事業者が自社ブラウザを優遇する「自己優遇」行為への対処が必要です。 【事業者】	・アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為を行った場合には、法第8条第3号に違反することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
268	本法は、指定事業者に対して、ブラウザアプリのデベロッパが代替ブラウザエンジンをサポートできるようにすることを求めています。しかし、非ブラウザアプリについては、本指針案は、サイバーセキュリティを確保するために必要な場合には、デベロッパに対して指定事業者が提供するブラウザエンジンを使用するよう要求できるとしています。また、本指針案は、潜在的なセキュリティリスクを認識した上で、代替ブラウザエンジンが指定事業者独自のブラウザと同等のセキュリティ保護を提供できない可能性があることを認めています。そこで、本指針案は、代替ブラウザエンジンではセキュリティ保護やペアレンタルコントロールが十分に実現できない場合に、指定事業者が独自のブラウザエンジンの使用を義務付けることを認めています。 公正取引委員会が代替ブラウザエンジンに内在するセキュリティリスクを軽減しようとしていることを当社は評価しますが、当社のプラットフォームを代替ブラウザエンジンに開放してしまえば、日本のユーザーが様々な脅威にさらされることとなります。 公正取引委員会がサードパーティ製ブラウザエンジンを非ブラウザアプリで使用することを認めた場合、これらのリスクはさらに高まります。理由は以下のとおりです。 ・非ブラウザアプリの数を考慮すると、1つのエンジンに関連するリスクの増大要因は、非ブラウザアプリの方がは	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	るかに大きくなります。 ・ブラウザのデベロッパは、非ブラウザアプリのデベロッパに比べて、ブラウザエンジンに関連するリスクに対する認識が高く、そのようなリスクに迅速に対処できる傾向があります。 ・非ブラウザアプリのセキュリティ保護レベルは様々であるため、悪意ある行為者がブラウザエンジンを介した攻撃に投資するインセンティブは高くなります。 このようなセキュリティリスクを考慮し、当社は公正取引委員会に対し、当社が代替ブラウザエンジンを審査し、日本のユーザーの皆様を保護するために必要な場合には当社のブラウザエンジンの使用を要求することができるよう、指針の中で十分な柔軟性を持たせることを強く求めます。 【Apple Inc.】	
269	法第8条第3号では、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを採用することをアプリストアの利用条件とする行為を禁止している。これはブラウザエンジンの選択の自由を促すことを通じて、モバイル OS 上での競争を促進させることが目的であり、その目的自体は評価できる。 他方で、アプリを含めたフィルタリングの実効性を下げることが本法の目的ではなく、自由と安全性のバランスを取ることが妥当であることから、ゆえに法第8条第3号の規制における正当化事由に対し、以下のような条件を加えることが適当であると考えます。 1. フィルタリングにレンダリングエンジンを使用する OS の場合、その OS にアプリストアを提供する事業者は、フィルタリングに非対応のレンダリングエンジンを用いるアプリについては、フィルタリングが適用されない可能性がある旨を明示的に表示すること。 2. 青少年インターネット環境整備法に基づきペアレンタルコントロール下にある端末に対し、当該アプリをインストールする場合は、保護者などの管理者に対して確認手続きを設けることを義務づけること。 3. 当該アプリについては、一定期間の移行措置を設け、フィルタリング技術が適用可能となるまで青少年端末へのインストールを制限するなど、段階的な導入と安全性確保の両立を図ること。 【事業者団体】	・スマートフォンの利用に係る青少年の保護は、法第8条第3号も含め、正当化事由の目的として法定されています。 ・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
270	代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止について、総論としてアプリ開発事業者が代替ブラウザエンジンを使用できるようにすることには競争政策上の意味があり得ることには一定の理解を示す。しかし、指針の原案における指定事業者が代替検索エンジンを拒絶することが正当化できるケースは限定的にすぎることがある。とりわけ想定例 103 に関し、ウェブを閲覧できるアプリは何十万にも上り、また、そもそもセキュリティ脆弱性についての事前審査は技術的に不可能である。したがって、一律の対応を求めるべきであると解されるべきと認識している。かかる認識は現実的に唯一の解であり、指針上より明確に記載されるべきである。 【個人】	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要と考えております。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
271	指針の想定例 102 の記載では、例えば「このブラウザエンジンは、当社は開発に関与しておらずセキュリティを確認できません。全てのリスクを理解して、使用を許可しますか？」という警告表示や、代替ブラウザエンジンについては触れずに、「このブラウザは、当社のブラウザほど安全ではありません。それでも使用を続けますか？」といったような警告表示は指針に抵触しないのではないかと思います。	・警告画面の内容によっては、代替ブラウザエンジンの採用を「妨げる」行為に該当する可能性があります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【事業者】	
272	DMA 上、指定事業者が個別アプリ事業者に対して指定事業者自身のブラウザエンジンを利用するよう強要することが禁止されているものの、弊社は、EUにおいて、ある指定事業者が今もなお、セキュリティ・リスク、プライバシー・リスク及びパフォーマンス・リスクの観点から制限が必要であるとして、代替ブラウザエンジンの利用を実質的に妨害し続けていることを経験しています。指針案では、義務の実効性を強調するとともに、代替ブラウザエンジンを指定事業者の OS で起動させる際、より競争制限的でない他の手段がなく、必要不可欠な場合に限り、指定事業者が措置を講じることができると明確に規定すべきと考えます。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
273	指定事業者が長年にわたりすべてのブラウザに当該指定事業者のブラウザエンジンの使用を義務付けてきたことは、競争とイノベーションに重大な影響を及ぼします。ブラウザエンジンの制限は、ウェブアプリケーションの機能を大幅に制限する可能性があります。指定事業者によるブラウザエンジンの制限は安全なブラウジングに必須ではありません。むしろ、ブラウザエンジンの多様性を有効化することで、単一障害点への依存を減らし、デバイスのセキュリティを強化できる可能性があります。公正取引委員会は、指定事業者が代替エンジンの利用を不可能にするような間接的または技術的な障壁を課さないよう保証する必要があります。例えば、EU ではアプリ開発者に対し、代替ブラウザエンジンを採用するブラウザには別のバイナリを使用することを義務付けています。 【事業者団体】	・代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアについて、アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することに係る制限を設けることについては、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第3号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
274	規則および指針は、指定事業者がすべてのブラウザに当該指定事業者のブラウザエンジンの使用を義務付けることを禁止すべきです。この長年の制限は、競争を制限し、イノベーションを阻害し、ネイティブアプリと比較してウェブアプリの機能を低下させます。指定事業者に当該指定事業者のブラウザエンジンの義務付けを撤回させる要件が効果を発揮するためには、EU における実装で見られるように、別のアプリバイナリが必要になるなど、代替エンジンを実行不可能にする間接的または技術的な障壁も防がなければなりません。 【事業者】	・代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアについて、アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することに係る制限を設けることについては、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第3号の禁止行為に該当するか否かを判断することとなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
275	規則と指針では、指定事業者のアプリストア経由でアプリケーションを配布するための前提条件として、開発者に独自の認証サービスを統合または表示することを義務付けることを当該指定事業者に明示的に禁止する必要があります。指定事業者は開発者に自社のサインインサービスの統合を義務付けることで、自社の ID サービスをアプリエコシステム内に定着させ、競合するサインインプロバイダの機会を制限し、開発者の認証技術革新へのインセンティブを低下させています。これは、サインイン方法だけでなく、分析、クロスプラットフォーム ID 管理、広告アトリビューションといった関連サービスにおける競争も阻害します。 【事業者団体】	・法第8条第4号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを禁止しています。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
276	開発者の選択肢を広げ、アプリの開発と配信における不必要な摩擦を減らすために、規則と指針では、指定事業者のアプリストアでの配信の条件として当該指定事業者が独自のサインイン認証サービスの統合または表示を義務付けることを禁止する必要があります。	・法第8条第4号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するものを当該個別ソフ

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【事業者団体】	トウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを禁止しています。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
277	指定事業者は、自らのアプリストアを介したアプリ配布の条件として自社のサインインサービスの使用を義務付けることが許可されるべきではありません。 【事業者】	・法第8条第4号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを禁止しています。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
278	指定事業者がアプリストアでの配信の条件として、開発者に独自のサインインサービスの統合または表示を義務付けることを禁止すべきです。 【事業者】	・法第8条第4号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを禁止しています。 ・頂いた御意見も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
279	法第9条は、いわゆる自社優遇を禁止する規定であるところ、事業者が開発した自社サービスの提供にあたって、別の自社製品・自社サービスについて、他社製品・他社サービスよりも有利に取扱うことそのものが、独占禁止法上の違反行為に典型的に該当するとの確立した裁判例は存在せず、公正取引委員会による執行事例も見当たりません。また、自社優遇が独占禁止法上の違法行為に典型的に該当すると評価するに足る事実の確認、その検証及び競争上の弊害の有無やその大きさの評価を、公正取引委員会において十分に行ったとは見受けられません。 独占禁止法が施行されて以来の長い歴史の中で、自社優遇が独占禁止法上の問題として指摘されてこなかったのは、このためであると考えられます。仮に自社優遇の中に独占禁止法上の問題を生じさせるものが存在するとしても、それは極めて限定的なケースにとどまり、独占禁止法上の違反行為に典型的に該当するとはいえません。そのため、法第9条が定める自社優遇の具体的な内容を検討するにあたっては、自社優遇となる行為を限定的に解釈することが適切であり、指針案においてもその旨を明確に示すべきです。 自社優遇は独占禁止法上の違反行為に典型的に該当するものとはいえないことから、本来であれば、原則として適法であることを念頭に置いて、法第9条では「不当に」との文言を用いて、自社優遇となる行為を限定的に解釈することが適切といえます。 したがって、指針案において、自社優遇が独占禁止法上の違反行為に典型的に該当するものであるとの前提に立っ	・法第9条は「正当な理由がないのに」優先的取扱いをすることを禁じています。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	て、「正当な理由がないのに」との文言を用いて自社優遇となる行為（規制対象行為）を広げるような解釈をすることは、通常のビジネス活動を過剰に制限するものです。そのため、憲法上保障された財産権（憲法第 29 条第 1 項）及び営業の自由（憲法第 22 条第 1 項）を侵害しかねず、適切とはいえません。 【弁護士】	
280	指針案 2488-2493 行目において、「優先的取扱いに関する正当な理由の有無は、当該優先的取扱いの目的（当該目的は、事業経営上単に望ましいというのではなく、指定事業者等が提供する商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務との間の競争を促進しようとするという法第 9 条の趣旨からは是認されるものが求められる。）、当該目的のためのより競争制限的でない他の代替的手段の有無及び内容等に照らして判断される。」と定められている。しかし、指定事業者と言えども利益を追求する私企業であるところ、優先的取扱いの目的について、「法第 9 条の趣旨からは是認されるもの」であることまで求めることの合理性は見出しにくく、むしろ、こうした記載をすることで、一般検索事業者同士の効率性競争を歪める可能性もある。従って、当該記載は削除されるべきである。 【個人】	・法第 9 条の趣旨からは是認されないような目的での優先的取扱いは正当な理由に当たらないと考えます。
281	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案に対する附帯決議では、利用者の利便性が正当な理由の一つになることが明確化されている。指針においてもこの旨を改めて明確化するとともに、利用者の利便性になうと解される想定例の記載についても充実を図ることが望ましい。 検索連動型広告は、特定デジタルプラットフォーム透明化法が適用され、同法による透明性・公正性が「十分に」確保されている限り、法第 9 条に「違反する」場面は想定されないとしている。 しかし、このような記載のみでは、特定デジタルプラットフォーム透明化法の適用や透明性等の確保状況にかかわりなく、法第 9 条は検索連動型広告にも「適用」されるのかが明らかではなく、その点を明確にする必要がある。 クロールやインデックス化は、指定事業者等の商品役務それ自体のデータを直接の対象として行うものとは限らず、指定事業者等が保有している様々なデータを処理の対象とする中の 1 つのデータとして処理されることもあり、そのような場合の優先的取扱いについて、あくまでも指定事業者等が提供する商品役務に向けられた取り扱いや措置であることが前提であることが明確にされることが望ましい。 正当な理由の有無について、具体的かつ詳細に示されず、抽象的な説明にとどまる場合には、正当な理由として考慮することは困難とされている。ここでいう説明は、誰に対してどのような形態で行う説明を指しているのかを明確化することが望ましい。 【弁護士】	・指針において、スマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質に係る考え方、公正かつ非差別的に行われた結果としてではなく、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には広告としての表示も問題となり得る旨、クロールやインデックス化の態様次第によっては指定事業者等の商品又は役務を優先的に取扱うことが可能であることを記載しています。 ・「正当な理由」は、法第 14 条の遵守報告書等を通じて、指定事業者が公正取引委員会に対して具体的かつ詳細に説明することが考えられます。
282	正当な理由の有無を判断する際の考慮要素の 1 つとして、当該目的のためのより競争制限的でない他の代替手段の有無が挙げられていますが、当該指定事業者の現実の事業条件のもとで経済合理性を欠く手段は、代替手段とならないと理解してよろしいでしょうか。 【事業者】	・当該目的のためのより競争制限的でない他の代替手段の有無については、指定事業者にとっての経済合理性のみで判断するものではありません。
283	指定事業者が自らの商品・サービスを自己参照し続けることを認める「正当な理由」については、そのような正当な理由の主張が、指定事業者による具体的かつ詳細な説明を必要とするようになることを歓迎する。また、「検索品質」に関する不明確または抽象的な主張が却下される可能性が高く、テストが要求され、その結果が公表されることも肯定的である。	・正当な理由の有無は、当該優先的取扱いの目的、当該目的のためのより競争制限的でない他の代替手段の有無及び内容等に照らして判断されます。 ・説明されるスマートフォンの利用者にとっての検索役務の品

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	しかし、指定事業者が検索品質に関する主張を利用して、法第9条の遵守を回避しようとする可能性があることは懸念される。公正取引委員会が正当な理由の主張を評価する際には、自己優遇を継続することによる消費者被害（直接的・間接的、短期的・長期的）を考慮することが極めて重要である。 【事業者】	質の向上が正当な理由となるかは、法の趣旨に照らして、適切に判断してまいります。
284	法第9条の対象となる検索結果について、「広告」や「スポンサー」の枠においては上位表示や独占表示に加え、例えば、他社と比較して高頻度で掲出されるような頻出表示についても対象となり得る旨、追記いただきたい。 【事業者】	・高頻度での表示が不公正又は差別的な取扱いの結果であれば、問題となり得ます。
285	検索連動型広告については、指針は法第9条の適用可能性についてより明確であるべきである。指定されたプロバイダが、自社の商品・サービスのみに利用可能な広告セクションを維持する場合、広告が適用範囲に入る可能性がある」と指摘しているが、これは通常の慣行ではない。公正取引委員会には、法第9条が検索連動型広告にも適用されることをより明確にするために、ガイドラインを改訂することを求めたい。 【事業者】	・広告として表示される部分も、公正かつ非差別的に行われた結果としてではなく、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、法第9条の規定の対象と認められ得ることを明らかにしています。
286	別枠と同様、タブ形式のリンクについても、「利用者が簡易な操作によりその表示または非表示を選択できる設定を可能とするなど、利用者の自律的な選択の機会を確保していること」が、優先的取扱いの該当性を判断する際の考慮要素となると考えてよろしいでしょうか。 【事業者】	・タブ形式のリンクについてもスマートフォンの利用者による自律的な選択を反映できる仕組みが採られていることは考慮要素となりますが、ただちに優先的取扱いに該当しないことを確認するものではありません。
287	指針案では、別枠が優先的取扱いに該当しない場合として、自社の商品又は役務に加えて、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務を並べて表示する場合（※）で、かつそれらの商品又は役務が、検索アルゴリズムの設定およびそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に行われた結果として表示される場合が挙げられていますが、上記※以外の表示方法も、考慮要素として排除されないと考えてよろしいでしょうか。 【事業者】	・個別具体的な表示を踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
288	【想定例107】は、同項目の他の想定例と異なり別枠の位置や表示方法について言及がありませんが、当該別枠が、利用者に認識又は選択されやすいように設定されていること（指針案2459行）が前提となっているという理解でよろしいでしょうか。 【事業者】	・指定事業者等の商品又は役務のみを表示する別枠は、通常、スマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいと評価される位置又は方法での表示が行われているものと考えます。
289	法第10条の規定は、指定事業者による非公開データの取得及び使用に関する透明性を促進することを目的とするものです。しかしながら、指針案では、この義務により、指定事業者の個々の部門、個々のビジネスユーザー又は外部当事者の具体的な身元に関する非常に詳細な情報の開示が必要であると規定されています。当社は、この義務の本質的な目的に鑑みて、このようなレベルでの詳細情報は不必要であり、目的とされる透明性に不相应な規制上の負担を指定事業者に課することになると同時に、機密情報や商業上のセンシティブ情報の開示が要求されるおそれもあるものと考えています。当社は、これらの詳細な要件を指針から削除するとともに、下位法令では、透明性を提供し、データ収集の公平性を確保する上で十分な情報の開示で許容されるべきであると考えます。 【Google LLC】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、法の円滑かつ適切な運用に努めてまいります。
290	「データの取得等の条件の開示の方法は、スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用の状況を容易に理解できる内容を記載すること」等が提	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	案されています。利用者にとってどのようなデータが取得され、そのデータがどのように活用されるのかの懸念があります。指定事業者に対して、法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告を行うこととされたことについて、しっかりと事業者の監視を行うことを求めます。なお、この指針は、指定事業者のみを対象にしていますが、特に個人に係るデータの管理にも関わる内容であり、個人情報保護委員会、総務省などとも連携して、指定されていない事業者の管理も含めて対応し、安全で安心なスマートフォン環境を構築してください。 【団体】	・本法の運用に当たっては、スマートフォンの安全・安心な利用環境と利便性確保のために、関係行政機関等と連携してまいります。
291	指定事業者が運用するデータの「管理体制」としては、取得したデータを個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある自社（又はその子会社等）の商品又は役務のために使用することを防ぐための措置の例示として、「⑥苦情相談窓口の設置や設置した場合にはその連絡先の公表」とされています。 この措置を講じることに賛同するとともに、苦情相談窓口が形骸化しないよう、苦情相談窓口の設置にとどまらず、利用者からの苦情相談に適切かつ迅速に対応できる実効性の高い体制の整備についても努力義務としていただくことを要望します。 また、苦情相談を寄せる利用者の多くは ICT に関するリテラシーが低い消費者と想定されることから、このような問合せ窓口には、消費者相談対応の経験のある者を配置する等して、適切な対応に努めることを奨励していただくことを要望します。 【団体】	・法第 10 条では、指定事業者データ管理体制の整備を義務付けるものではありませんが、法第 5 条の規定に違反するデータの使用を防止するために、データ管理体制を整備することが望ましいと記載しています。
292	指定事業者に対し、スマートフォンの利用者にデータの取得・使用条件を分かりやすく、理解しやすい方法（場所・表現等）で開示することを求めることには賛同します。その一方で、事業者ごとに少しずつ異なったユーザインタフェース（画面表示や操作法）を介して開示されると、利用者は確認が面倒あるいは困難を感じることになり、期待ほどの成果が得られないことが予想されます。利用者の合理的かつ自主的な利用又は選択を促すという目的のためには、スマートフォン利用者が一般の消費者であることを想定した開示を求めることが必要であり、そのためには、開示情報の表示方法の標準化が必要と考えます。具体的には、その開示において、指定事業者や消費者の意見を聞き、統一した図や記号を定める等の条件開示方法の標準化を行い、事業者によるその利用を奨励いただくことを要望します。 【団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
293	当社のプライバシーに対する深い取り組みには、業界をリードするデータ最小化への取り組みが含まれています。すなわち、当社は可能な限り、クラウドではなく端末上でデータを処理し、サーバーに送信される個人情報の量を最小化しています。ユーザーの皆様がご自身で自らのデータを管理できるということも、当社にとって核となる基本原則です。そのため、当社は長年にわたり、データ移転イニシアチブなどのプロジェクトに積極的に貢献し、ユーザーの皆様により多くの選択肢を提供するために製品の改善を続けています。当社が収集するデータは限定的であり、当社はユーザーの皆様により透明性とコントロールを提供することに全力を尽くしており、ユーザーが自らの個人データを理解及び管理するためのツールを提供しています。ユーザーは、当社の「データとプライバシー」ページにアクセスして、データのコピーを取得又は転送、アカウントの削除、プレイリスト、写真やビデオを他のサービスにエクスポートするなどの操作を行うことができます。当社は、当社の端末から他の指定事業者の OS の端末へ容易にデータ転送ができるようサポートしています。当社は、このようなソリューションがユーザーの皆様により真の価値、選択肢及びコントロール権限を提供するものであるとの確信のもと、その開発に多大な努力とリソースを投じてきており、今後	・他の指定事業者が法第 11 条を遵守していないとの事情は、法第 11 条の遵守義務が免除される理由にはなりませんが、当該他の指定事業者に対しては、法第 11 条を遵守させるために勧告等を行うなど、然るべき対応を行うこととなります。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	も引き続き取り組んでいきます。当社はまた、そうしたソリューションが利用可能になる時期について、すべての指定事業者の間でそれが統一されなければならないと考えており、公正取引委員会にそのことを明確にすることを強く要請します。他の指定事業者がデータポータビリティに関する同じ基準を遵守することが求められない、つまり相互性を欠く場合、本法の公正な競争という目的が損なわれることになります。 【Apple Inc.】	
294	法第11条では、指定事業者が利用者による円滑な移転を促進する必要がある広範なデータのカテゴリが規定されていますが、指針案では、ポータビリティ要件の対象となる具体的なデータの種類のセットが制約的に定められています。これには、クレジットカード情報やパスワード関連データ等の機密性の高い個人データが含まれます。当社は、変化の激しいデジタル市場において、テクノロジー市場が進化し、特定のデータの種類の利用者にとっての有用性が失われ、新たなデータの種類の出現する中、このような制約的なリストは、法第11条を冗長で時代遅れなものにするおそれがあると考えます。さらに、機密性の高い個人データをポータビリティ要件の対象とすることは、悪意のある者によるデータ侵害や不正アクセスが発生し、利用者のセキュリティ及び信頼が損なわれるリスクを高めます。これは、利用者の安全及びセキュリティに対する潜在的な危害が適切に考慮されていない、下位法令が定める制約的な要件に対する当社の懸念の一例です。 【Google LLC】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。 ・なお、施行規則第24条第6号では、データの移転について、法第7条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずることと規定しており、利用者のセキュリティ及び信頼が損なわれるリスクへの対処がなされております。
295	データ転送義務の実施には、データポータビリティとプライバシー・セキュリティ・サービスの完全性の保護を両立させる新たなツールや仕組みの開発が必要です。ポータビリティツールの有効性は、データポータビリティ用インターフェースの可用性および性能に関連します。提供されるインターフェースの可用性や性能が低ければ、ポータビリティは効果的に機能しません。性能や可用性は、規制対象プラットフォームが他の消費者向けに提供しているインターフェースと比較してベンチマークすることができます。 【個人】	・円滑なデータ移転のための措置は、施行規則第24条各号の規定のとおり、サイバーセキュリティ等やデータの可用性に配慮したものとなっています。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
296	利用者によるデータの円滑な移転を確保するためには、スマートフォン本体のみならず、クラウドサービス上に保存されたデータもデータポータビリティの対象に明確に含めるべきである。 【事業者団体】	・法第11条の「取得した」データに該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて検討されます。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
297	弊社は、ブラウザがデータポータビリティの義務の対象になっていることを歓迎します。これにより、スイッチングコストが大幅に削減され、実質的な利用者による選択が促進されることになります。 【事業者】	・賛同の御意見として承ります。
298	メッセージアプリなど、サービス内でコミュニティがすべて取り込まれライフライン化されると、多少の不便や不都合、被害があっても捨てることが出来ず、独占が継続される場合がある。移行に関する内容はあったが、個人のデータを移行できれば解決するものではない。コミュニティは個人では成立しない。この考え方が抜けているのではないか。このような場合、競合ソフトウェアに参入の機会を与えるには、サービス提供者による独占された中央集中型や独自規格ではなく、サーバーサイドを含めたオープンな仕組みも規定として考慮していく必要があると考える。 【個人】	・法第11条に基づき、スマートフォンの利用者が端末を切り替える場合において、メッセージデータを含む一定のデータについて、指定事業者は円滑なデータの移転のために必要な措置を講じることとされています。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
299	指定事業者にデータ移転に係る操作の簡易性の確保を求めることに賛同します。	・賛同の御意見として承ります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	操作の煩雑さが、移行時のデータ消失や移転後の操作性への不安を生じさせてロックイン効果を生み、データ移転スウィッチングにブレーキをかける一因になっていると感じています。 【団体】	
300	スマートフォンの利用者がいつでもデータの移転を求めることができる、いわゆるデータのポータビリティを保証すべきであるという考え方には基本的に賛同しますが、なりすましによる不正アクセスの被害等が多発し、有効な防止策を講じることができていない現状に鑑みると、パスワード関連データやクレジットカード情報関連データについては、当面、移転対象データから外すべきです。 【団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。 ・なお、施行規則第24条第6号では、データの移転について、法第7条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずることと規定しており、利用者のセキュリティ及び信頼が損なわれるリスクへの対処がなされております。
301	指針が制定された後に行われる法改正等によって規制環境が変化した際には、規制対象とするデータについて本来的に想定されている利活用の範囲も踏まえた、指針の見直しが行われることが望ましいと考えられる。 【弁護士】	・指針等の内容については、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、随時見直してまいります。
302	データポータビリティにかかる費用について、原則として「無償でかつ制約なく」提供されるべきであり、有償とする場合には指定事業者に厳格な立証責任を課すことを明確にすべきである。 【事業者団体】	・法第11条は、「無償でかつ制約なく」データの移転ができることを規定するものではありません。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
303	当社はすでに、サードパーティアプリの充実したエコシステムを含め、ユーザーの皆様がその好みに合わせて端末を簡単にカスタマイズできる方法を数多く提供しています。当社は、世界中のユーザーの皆様が当社の端末で標準のウェブブラウザ又はEメールアプリを簡単に選択できるようにしています。また、フィードバックに応じて、設定に、ユーザーが標準アプリを簡単に管理できる場である「デフォルトのアプリ」のセクションを設けました。ユーザーは、電話、メッセージ、パスワード管理、キーボード、コールスパムフィルタの標準設定を行うことができます。法第12条のもとで、ユーザーは、OSの標準設定を、必要最小限の手順で、簡易な操作により、容易に変更することができなければなりません。この要件と合致することを前提として、当社は、公正取引委員会が、指定事業者が通常のユーザー体験を設計するのと同様、自社製品及び標準設定に関しても柔軟性を維持することを許容するよう求めます。 法第12条の文言自体の解釈として、当社は、標準設定の要件が、(1)ユーザーがあるサービスのカテゴリー（たとえば、メッセージの送信など）の実行を望んでいる場合で（つまり、そのサービスのための特定のアプリの実行を望んでいる場合ではない）、かつ、(2)あるアプリがOSによって起動される場合にのみ（つまり、別のアプリによって起動される場合ではない）適用されることを、公正取引委員会において明確にするよう要請します。ユーザーが特定の製品又はサービスを呼び出したり、タップしたりする場合には、標準設定の要件は適用されるべきではありません。 【Apple Inc.】	・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
304	標準設定を容易に切り替えることができるようにするという法12条の趣旨は十分理解できるが同条において指定事業者に求められる措置等については、法第7条、第8条の正当化事由が規定されていない。しかしながら、ここにおいても正当化事由の趣旨は等しく妥当すべきことは明白であるから、「(1)基本的考え方」(3004行以下)の末尾3022	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	行の後ろに、「なお、ここで指定事業者に求められる措置等についても、正当化事由に係る考え方（３（１）ウ）は考慮されるものである」等の文言を加筆すべきである。 【団体】	
305	法第12条は、本指針案と併せて理解すると、指定事業者に対し、ブラウザの選択画面を表示し、スクロールせずに閲覧可能なランダムに並べられた選択肢の数（通常4～5個）を提示し、その前に説明画面を表示することを求めています。説明画面をスキップしたユーザーにはプロンプト表示しなければなりません。 当社は、公正取引委員会として、ブラウザ選択画面の実装について、本指針案に記載されている以上の追加的な要件を課さないことを求めます。当社及び他の指定事業者が、ユーザーが期待する体験に沿うような独自のユーザーインターフェースを設計し続けられることが重要です。さらに、ユーザーが一度選択を行った後、選択画面を再度表示することは、ユーザーの利益にはなりません。あるいは、ユーザーがすでに決めたことをやり直させることは、ユーザー体験の低下につながるおそれがあります。したがって、本指針案では、ユーザーが選択を行った後は、指定事業者はユーザーに再度選択を促す必要がないことを明確に規定すべきです。 【Apple Inc.】	・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
306	3015行から3022行にかけての説明を見る限り、ある指定事業者のブラウザでは複数の検索エンジンの候補を表示する必要がある一方で、当該指定事業者のOS上で利用可能な他の指定事業者におけるブラウザについては、標準設定ブラウザではないことを理由として、複数の検索エンジンを表示する必要がないと解釈できるように思われる。しかしながら、実態としては当該他の指定事業者におけるブラウザの方が圧倒的な市場シェアを有していることから、ある指定事業者側にのみ厳しいルールを課すことは、規制としてバランスを欠くものである。指針における記載の修正が必要である。 また、知名度が低い検索エンジン提供者の立場から見れば、このような選択肢の提示は有利に働くため歓迎されると考えられるが、スマホ利用者の立場から見れば、必要以上に多くの選択肢が表示されることにより、かえって消費者厚生が悪化する可能性がある。選択肢が多いこと自体がスマホ利用者にとって望ましいとは限らない。関連して、消費者がいったん検索エンジンを選択したのにも関わらず、一定の期間を置いたのち、改めて選択画面を表示させて、何度も検索エンジンを選ばせるような仕様にすることも、消費者厚生を低下させる可能性がある。そもそも、スマホ利用者は、いつでも設定自体を自らの判断で変更できるので、検索エンジンの選択を何度も強要する仕様にするべきではない。 【個人】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。 ・なお、御指摘の3015行から3022行までの記載は、法第12条の趣旨を述べたものであり、選択画面の表示について、ブラウザに係る指定事業者のブラウザについては、当該ブラウザが当該指定事業者以外の事業者が提供する基本動作ソフトウェア上で起動する場合についても、当該ブラウザに係る検索エンジンの選択画面の表示義務の対象となります。
307	指針案には、ブラウザ選択画面の遵守及び有効性に関する公正取引委員会の評価についての詳細を規定し、指定事業者がブラウザ選択画面にいかなる差別的又は不公平な制限を課すことも禁止すべきと考えます。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
308	現行案では、ユーザーが選択できるソフトウェアの対象が「ブラウザ」と「検索入力アプリ」に限定されています。しかし、現代のスマートフォンでは、音声アシスタント、地図アプリ、決済サービス、メッセージングアプリなども重要な役割を担っています。これらを対象に含めなければ、実質的に指定事業者が市場支配力を維持し続けることとなります。 【個人】	・現時点では、選択画面の対象は、基本動作ソフトウェアについてはブラウザ及び検索アプリ、ブラウザについては検索エンジンで足りているものと考えておりますが、選択画面の対象となる個別ソフトウェア及び役務については、今後、必要に応じて見直してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
309	公正取引委員会は、初期選択画面における選択アーキテクチャに関する期待事項を明確に示し、規制対象プラットフォームがその期待にどのように応えているかを説明責任のもとで確認すべきです。提出された内容を審査する際には、第三者の意見を求め、規制対象プラットフォームがA/Bテストを通じて収集した豊富な証拠を活用し、必要に応じて公正取引委員会自身によるテストを求めることも検討すべきです。 【個人】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
310	表示事項について、外部送信の有無や内容その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護に関する客観的・合理的な説明・注意を加えることは、規則第28条第2項第1号ハの観点からは許容されることを加筆すべきである。 【団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
311	規則第28条第2項第2号ただし書きについて、「ただし、（略）かつ、当該利用者が、当該他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定を、当該利用者のスマートフォンにおける標準設定とした場合はこの限りでない。」に修正していただきたい。設定を引き継いだ場合に選択画面の表示を不要とするのであれば、少なくとも、選択画面設定の引継については、個別かつ明示的に利用者が行う場合に限定することが必要である。 【事業者団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
312	規則第28条第2項第2号ただし書を削除すべき。少なくとも「ただし、（略）かつ、当該利用者が、当該他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定を、当該利用者のスマートフォンにおける標準設定とした場合はこの限りでない。」に修正していただきたい。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
313	規則第28条第2項第2号について、施行の日から1年以内に表示しなければならないとする義務は、施行日以後に表示された選択画面のみを適法な履行と認めるよう、明確かつ厳格に運用されるべき。 仮に指定事業者が施行日前に任意で選択画面を表示し、それをもって法定の義務を果たしたと主張するような事態が認められれば、指定事業者が施行日前の一定期間に、自己に有利な選択を誘導することを目的とした集中的なマーケティング活動を展開し、競合他社にとって不意打ちとなる可能性がある。そうなれば、形式的には「選択の機会」があったとしても、実質的には自由で公正な選択環境とはいえない。 こうした行為は、制度が本来目指すべき利用者の自主的・中立的な選択機会の確保を損ねるものであり、指定事業者による制度の潜脱的な対応であり、容認すべきではない。 【事業者団体】	・指定事業者による法第12条の規定の遵守状況については、御意見の趣旨も踏まえて適切に判断してまいります。
314	施行の日から1年以内に表示しなければならないとする義務は、施行日以後に表示された選択画面のみを適法な履行と認めるよう、明確かつ厳格に運用されるべき。 【事業者】	・指定事業者による法第12条の規定の遵守状況については、御意見の趣旨も踏まえて適切に判断してまいります。
315	規則第28条第2項第2号について、選択画面の表示は「初回起動後」とされているところ、初回起動後以外にも1年に1回程度又はソフトウェアのアップデートごとの表示を義務付けるべき。 【事業者団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
316	指針にある選択画面の表示タイミングに、「初回起動後速やかに」に加え、基本動作ソフトウェアのアップデート時を追加することを提案いたします。	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	当該選択画面の対象となるブラウザの初回起動時に選択画面を表示する場合、利用者は必要な情報を得られるようウェブページへの素早移行を望んでおり、指定事業者が提供する標準設定を受け入れる可能性が高く、これは指定事業者にも有利に働くと思われます。 【事業者】	
317	選択画面の表示は「初回起動後」とされているところ、初回起動後以外にも1年に1回程度又はソフトウェアのアップデートごとの表示を義務付けるべき。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
318	ブラウザ及び検索エンジン（検索役務）等の選択画面の表示タイミングは、初回起動後（施行日以降に初回起動を行う端末は初回起動後速やかに実施、施行日に初回起動を行っている端末は施行後1年以内に実施）とされていますが、実質的に1端末につき1回のみの選択画面表示となるため、頻度が少なく本法律の実効性に欠ける懸念があります。 利用者の選択肢拡大の機会確保のためには、初回起動後だけでなくOSのソフトウェアアップデートのタイミング等（1年に1回～数回）で、再度選択画面表示されることが望ましいと考えます。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
319	法第12条（標準設定等に係る措置）の運用に関して、EUで規制を回避しようとする試みが見られましたので、ブラウザ選択画面に表示される候補は、クロスプラットフォームで動作するブラウザで、かつ汎用消費者向けブラウザ、及び独自のコードをコンパイルし頻繁に更新を行うベンダーのものに限定すること、また、ガイドラインでは選択画面に10～12種類の異なるブラウザを表示し、ユーザーは選択を行う前にリスト全体をスクロールしなければならないようにすることを提案いたします。 【事業者】	・選択画面の選択肢については、施行規則第28条第2項第1号イにより「スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定」することが求められます。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
320	法第12条第1号ロおよび指針第3－8においては、利用者の選択機会を確保するため、標準設定に係る個別ソフトウェアの選択画面を表示するよう、指定事業者において対応することが義務付けられています。これまでスマートフォンを利用してきた大多数の利用者は、この選択画面を初めて見ることになり、ブラウザ・検索エンジンを改めて設定することになります。そのため、選択肢においては利用者が容易に認識・選択できるような仕様であることが必要であり、選択肢の数はガイドラインに記載のとおり、4～5個を上限とすることが適当と考えます。 また、利用者混乱の防止のため、例えば選択肢の数など、指定事業者のOS間で差分を設けないことや、選択する際には、これまで日常的に使用してきた個別ソフトウェアを識別できるような表示・案内を行う等、利用者視点に立った配慮も必要であると考えます。なお、選択画面の表示は、流通済みのスマートフォンにおいては、すでに当該OSのサポート対象外となっているもの、また、メーカーや通信事業者の判断でOSのアップデートを行わないものなどが存在します。このようなスマートフォンは本法に応じた対応ができないため、選択画面を表示しないなど、柔軟な対応が求められると考えます。 【事業者】	・選択画面の選択肢については、施行規則第28条第2項第1号イにより「スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定」することが求められます。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
321	法第12条には正当化事由がないものの、青少年保護の見地から、青少年が利用する場合の標準設定については、ペアレンタルコントロール機能が円滑に利用できる個別アプリ、ブラウザのみを選択可能とする措置が許されることを示すべきである。また、選択画面においても、青少年が利用する場合には、選択した個別アプリ又はブラウザがペ	・選択画面における選択肢については、施行規則第28条第2項第1号イにより「スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定」

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	アレンタルコントロール機能上、どのような変更をもたらすか、また、設定変更を要求する場合は、かかる設定変更の方法を明確に示すことが必要であることを明記すべきである。 選択画面における選択肢について、青少年が利用する場合にペアレンタルコントロールが十分に機能するもののみを選択肢とすることは、規則第 28 条第 2 項第 1 号イで要求された措置を満たすものと言えることを加筆すべきである。選択肢にかかる表示事項について、ペアレンタルコントロールが十分に機能するか、また機能する場合の設定方法等の青少年保護に関する客観的・合理的な説明・注意を加えることは、同号ハの観点からは許容されることを加筆すべきである。 【団体】	することが求められます。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 2 2	選択画面における選択肢について、客観的・合理的基準に照らして利用者に係る情報の保護に配慮したもののみを選択肢とすることは、規則第 28 条第 2 項第 1 号イで要求された措置を満たすものといえることを加筆すべきである。 【団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 2 3	指針案 95 頁には、法第 12 条第 1 号イについて「選択肢の表示順序を決定するために用いられる主要な事項の説明」として、「個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示順序に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む」とされており、広告宣伝費の支払を許容することを前提とした記述がなされている。 他方、90 頁 3131 行目からのパラグラフでは、法第 12 条第 1 号ロに関してであるが、「選択画面は特定の個別ソフトウェアを宣伝するためのものではなく、選択肢の選定に係る公平性が確保されることが求められる。例えば、ある個別ソフトウェアを選択画面に表示する選択肢に含める基準に関して、当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者何れかの対価を支払うことを求めたり、対価の支払額が大きい順に選択画面に表示する選択肢として選定したりすることは、同号イで要求される措置を満たすものとはいえない。」とされており、広告宣伝費の要求に応じて、これを支払った結果、選択肢として表示されることは認められないとも解される記述がなされている。このように区別される理由が、法第 12 条第 1 号イとロのソフトウェアの違いによるのか、それとも広告費を要求すること／自発的に支払うことの違いによるのか（それ以外の理由によるのか）が分かりにくい。ロのソフトウェア（ブラウザと検索アプリ）については、指定事業者の側から「対価を支払うことを求め」た場合は「客観的かつ合理的な選定基準」による選定とはいえないとされるだけで、アプリ事業者の方から真に自発的に「対価を支払」った場合は、この基準との関係で、どのように判断されるのかが必ずしも明らかでないように思われる。これらの記述を工夫する余地があるのではないか。 【個人】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。 ・個別ソフトウェアの標準設定等に係る対価の支払については、個別具体的な事情に応じて判断されることとなります。
3 2 4	指定事業者の望ましい取組として、「指定事業者が、選択画面の他の選択肢として表示される事業者に対して、選択画面を通じてインストールされた数等の選択画面における選択に関するデータを提供すること」を記載すべき。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 2 5	法第 12 条は、指定事業者に対して、ユーザーが自社アプリを簡単にアンインストールができるようにすることを求めています。世界中のユーザーの皆様は、メール、マップなどを含む当社の端末に事前にインストールされている多くのアプリを削除することがすでに可能です。実際、事前にインストールされている「設定」や「電話」といった一部の必須アプリを除き、ユーザーの端末にあるアプリは全てアンインストールすることができます。	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、スマートフォンの安全・安心な利用環境と利便性が確保されるように努め、競争の促進

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	公正取引委員会が本指針案を最終化するにあたり、当社はいくつかのアプリをアンインストール要件から除外することを提案し推奨しています。アプリストア、メッセージ、写真、カメラなどのこれらのアプリは、端末の機能に不可欠であり、サードパーティが完全に代替することはできません。当社の端末からこれらのアプリを削除すると、重要な機能又はデータが失われることにつながるおそれがあり、また、ユーザーが意図せずアプリをアンインストールし、期待した機能が失われる可能性があることから、ユーザーに混乱を生じさせる可能性があります。さらに、ユーザーが特定のアプリをアンインストールできるようにすると、不合理で危険な結果を招くことにつながるおそれがあります。いくつかの例を挙げると、アプリストアを削除すると既存のアプリのアップデートが不可能になり、「メッセージ」をアンインストールすると SMS/RCS メッセージの送受信ができなくなり、「写真」を削除するとユーザーは非表示にした写真や最近削除した写真を管理する方法がなくなります。これらのアプリのこうした本質を踏まえ、また、高齢者を含め当社の端末のユーザーのリテラシーレベルが様々であることを考えると、これらをアンインストールすることはむしろユーザーの皆様の不安や不満の引き金になることが想定されます。 【Apple Inc.】	とサイバーセキュリティの確保等とのバランスを図ることとしています。 ・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指定事業者や個別アプリ事業者、消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
326	例えば、電話アプリや SMS アプリを削除してしまうと、利用する様々なサービスに影響を及ぼしてしまい、写真アプリやカメラアプリについても、スマートフォン内に格納、またはクラウド内に格納されるメディアへのアクセスが出来ずにユーザーは混乱してしまいます。一部の基本アプリ（ファイル管理、メール、アプリストアアプリ）は、OS レベルで保護されておりセキュリティや承認の役割を果たしている場合があり、セキュリティへの耐性を低下させる恐れがあります。基本アプリ以外のサードパーティのアプリに関しては、指定事業者では一切サポートはできないため、謝って削除してしまった場合、特に初心者、高齢者はスマートフォンが壊れた等、誤認して、より混乱を招くことが考えられます。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
327	スマートフォンの利用者にとっては、本法の施行後に初めて選択画面が自身の端末に表示されるため、利用者の間に一定の混乱が生じることも想定されます。スマートフォンの設定に慣れていない利用者は、キャリアショップやコールセンターなど自身が契約するモバイル通信事業者の問合せ窓口等へ設定に関する問い合わせを行うことも多く、各窓口の稼働ひっ迫に繋がることが考えられます。したがって、指定事業者が選択画面を表示するにあたり、当該選択画面が表示される経緯や趣旨について十分にわかりやすい説明がなされることを期待します。また、本法の施行により当該選択画面の表示がなされるようになるという点について、その経緯や趣旨も含めて当局から利用者へ積極的に周知いただくことを要望いたします。 【事業者】	・頂いた御意見も踏まえて、スマートフォンの利用者に向けた丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。
328	選択画面では、限られた情報の中でお客様が設定することが求められます。設定によっては期待通りの体験が得られない可能性があるほか、その後の表示タイミングによっては混乱を招く可能性もあります。下記の点について、ご配慮の上指針化いただけることを希望いたします。 A) 端末上の時間的・画面サイズ的に制約された UI に頼ることなく、お客様が適切に選択できるよう、丁寧なコミュニケーションが必要と考えます。 B) の浸透期間や端末メーカーの準備期間を考慮し、配布範囲や配布期限の設定が必要と考えます。 C) 選択画面においてお客様が設定した選択の有効期限についても、適切な指針が必要だと考えます。お客様が混乱し	・頂いた御意見も踏まえて、スマートフォンの利用者に向けた丁寧な周知・啓発活動を行ってまいります。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ないよう、選択画面の目的を失わない範囲内で、お客様の選択が極力尊重されるべきと考えます。 【事業者】	
329	法第12条について、そもそも、「標準設定をすることができる複数の個別ソフトウェア又は役務の選択肢を表示する」ことが、利用者の選択に資する措置であるかが疑わしい。「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」としてほとんど意味をなさない措置を義務付けることは妥当でない。指定事業者に対して義務付ける措置が、「公正な競争を促進する」ために必要なものであるかを十分吟味すべきである。 【弁護士】	・御意見として参考にさせていただきます。 ・なお、標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェア又はブラウザ上の役務についての選択肢の表示は、スマートフォンの利用者の選択に資する措置の例示として本法に明記されており、実際に、他の国・地域においてブラウザ等の選択画面が表示された結果として、比較的小規模なブラウザ等を新たに一定の利用者が選択するようになったといった状況も見られているものと承知しております。
330	ブラウザの選択画面表示について、現状、指定事業者が提供する一部の端末においては、同社提供のブラウザと同種のサービスに該当する他ブラウザアプリのプリインストールが認められていない状況です。 端末メーカー事業者とOS事業者（指定事業者）が同一事業者の場合において、OS上はブラウザの選択画面表示が義務化されても、上記の端末上のプリインストールの制限により、実質的に他ブラウザが選択肢になり得ず本法律の実効性に欠ける懸念があるため、プリインストールの制限についても撤廃されることが望ましいと考えます。 【事業者】	・御意見として参考にさせていただきます。
331	当社は、透明性がデベロッパコミュニティ内の信頼を促進し、イノベーションを促進し、究極的にはエコシステム全体を強化することを理解しています。同時に、機密情報や利用者データは保護されなければなりません。例えば、当社のOSについて過度に詳細な情報を公開することは、悪意のある行為者に、ユーザーとデベロッパを保護するセーフガード（安全対策）を回避するためのロードマップを提供することになってしまいます。このバランスを取ることは必ずしも簡単ではありませんが、非常に重要なことであり、当社は常に正しい答えを追求しています。 法第13条は、指定事業者に対して、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザの提供に関する義務が新たに設けられました。本指針案では、指定事業者が特定ソフトウェアの仕様や条件を設定・変更する場合、又はサードパーティによる当該ソフトウェアへのアクセスを全面的又は部分的に拒否する場合、指定事業者は以下のことが求められています。 1) 詳細な仕様及び条件を開示すること 2) 変更の内容及び理由の説明とともに、変更の事前通知を行うこと 3) ソフトウェアへのアクセスを完全に拒否する場合には、その旨を（事前に）開示し、説明を行うこと 4) （ソフトウェアへの）アクセスを部分的に制限する場合には、その旨を開示し、説明を行うこと 5) サードパーティからの苦情に対応するための体制と手続を整備すること これらの開示義務は決して軽微なものではありません。欧州における同様の義務は、当社に多大なリソースを割くことを要求しており、その結果、リソースの分散やイノベーションの鈍化のリスクを生じさせ、また、製品の発売を遅らせる可能性もあります。例えば、日本の事前開示要件が不必要に厳格又は柔軟性に欠ける形で適用された場合、日本における当社の新しくエキサイティングな製品や機能のリリース日を、法律への準拠を確保するために延期する必要が生じるおそれがあります。このような遅延により、日本のデベロッパの皆様は最新のツールを早期に利用でき	・本法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等に関し配慮するとともに、指定事業者と他の個別アプリ事業者等との間の取引の透明性及び公正性が確保又は改善されるよう、また、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	なくなり、早期の収益化の機会を逃すことになり、また、日本の消費者の皆様は最先端の製品の恩恵を受けることを妨げられることとなります。このような意図しない結果は、本法の精神にも反します。 これらの懸念を最小化するため、当社は、公正取引委員会に対し、(1)「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（透明化法）に基づく開示義務を実質的に超えない態様で、(2)当社独自のプライバシー及びセキュリティ対策を保護するとともに、(3)当社のグローバルプラットフォームの運用実態に対応する態様で、法第13条を執行することを謹んで要請します。 【Apple Inc.】	
332	「特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるもの」とは、個別アプリ事業者に対して個別アプリの仕様変更その他の対応を必要とさせるものは、個別アプリ事業者の「事業活動に相当程度の影響を与える」ものであるから、仕様変更に際して開示が必要であると考えて良いか。 【事業者団体】	・「事業活動に相当程度の影響を与える」ものか否かについては、個別具体的な事情に応じて検討されることとなります。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
333	「特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるもの」には、【個別アプリ事業者の事業活動に相当程度の影響を与えると考えられる、基本動作ソフトウェアの仕様のうちその変更により個別アプリ事業者に対して個別アプリの仕様変更その他の対応を必要とさせるもの（具体的には、『基本動作ソフトウェアの仕様変更の適用可能範囲が、一定時期以降に発売された端末等に限られ、ユーザーが望んでも適用できない端末が存在する場合』や『当該基本動作ソフトウェアの仕様変更に従うための仕様変更対応を行わない個別アプリについては、ダウンロードやインストール、アプリ起動が行えなくなる場合』等）】も含まれるという理解でよい。 【事業者】	・「特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるもの」に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて検討されることとなります。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
334	法第13条の対象となる開示が必要な変更情報について、アプリまたはブラウザ等そのもののインターフェイスへ直接的に影響するものに限らず、例えば利用者側に対するメール等の告知が別途必要となるもの、または情報提供者側に対して関連事項の案内、注意喚起、作業依頼等の周知が発生するもの等、個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者側で関係者に対して対応が発生するものは全て同条の対象としていただきたい。また、「事業活動に相当程度の影響があるか否かについては、複数の事業者と協議または事前に意見聴取を行ったうえで多面的な視点から判断することが望ましい。」等、能動的に対話すべきことを追記いただきたい。 【事業者】	・開示義務の対象となる「仕様」に該当する限り、事前の期間を確保したうえで必要な情報を開示することが求められます。 ・なお、指定事業者が個別アプリ事業者等の意見その他の事情を考慮するために必要な措置を講ずることとなっており（施行規則第34条第1項第4号等）、指定事業者が個別アプリ事業者の意見を考慮するための仕組みは構築されることが予定されています。
335	以下の【】部分を追記いただきたい。 「指定事業者が仕様等の変更を行うに当たっての開示事項については、規則第29条各号口において、その変更の内容及び理由と規定されている。当該変更の内容としては、変更箇所及び変更後の仕様等の情報【（試作品（いわゆるベータ版）の発表及びそれに対する個別アプリ事業者等の反応を経て最終的な仕様の確定を行うという過程を経る場合においては、最終的に確定した仕様であることが望ましい）】を開示することが求められる。」 【事業者】	・開示義務の対象となる「仕様」に該当する限り、事前の期間を確保したうえで必要な情報を開示することが求められます。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
336	法第13条の対象となる開示が必要な変更情報について、当該変更の趣旨が分かり辛いかな否かという判断基準が指定事業者側に委ねられる場合、個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者側は不明点を都度、問合せする必要が出てく	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	るため、変更点についての前後比は変更趣旨の如何に関わらず、必ず示すように追記いただきたい。 【事業者】	
337	「例えば、アプリストアについては、・・・<u>アカウント回復のための改善策</u>を講じたりすることができる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められる。」と開示事項が明確化されたことは評価する。一方で、アプリストアについては、審査で、アカウント停止（全部拒絶）される場合だけでなく、個別のアプリ申請をリジェクト（一部拒絶）した場合も、当該アプリ申請元の個別アプリ事業者が審査通過のため改善策を講じたりすることができる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められるという理解でよい。上記理解が正しいければ主旨を明確化するために、下線部分を「アカウント等の」に修正することを求める。 【事業者団体】	・アプリ審査における個別ソフトウェアのリジェクトは、利用の一部拒絶に該当し得るものであり、利用の一部拒絶については、法第13条に基づく開示義務が課されることになります。
338	指定事業者（アプリストア）がその利用の全部拒絶をするにあたっての開示事項の例として、「個別アプリ事業者が…速やかなアカウントの回復のための改善策を講じたりすることができる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められる」旨が記載されている。アカウント停止の場合だけでなく、指定事業者（アプリストア）が個別アプリの申請をリジェクト（一部拒絶）した場合においても、当該アプリの申請元である個別アプリ事業者が審査通過のための改善策を講じたりすることができる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが、指定事業者には求められるという理解でよい。 【事業者】	・アプリ審査における個別ソフトウェアのリジェクトは、利用の一部拒絶に該当し得るものであり、利用の一部拒絶については、法第13条に基づく開示義務が課されることになります。
339	法第13条に関する下位法令案では、利用の全部拒絶については30日前までの通知、利用の一部拒絶については事前の通知を義務付け、限定的な例外を定めています。当社は、この規定も過度に制約的か硬直的な要件であることを懸念しており、指定事業者が通知を行わないことが相応とされる状況について定めた例外規定の範囲が狭すぎると考えています。例えば、この要件により、有害なアプリや悪意のあるデベロッパに対する緊急の措置が遅れ、利用者及びシステムが不必要なリスクに晒されるおそれがあります。当社は、利用の拒絶に係る通知期間の例外規定を拡大し、スマートフォン利用者、ビジネスユーザー及びシステムの完全性を保護する上で合理的に必要とされる状況を明示的に対象に含めることが適切かつ比例的であると考えます。このアプローチであれば、透明性と必要な柔軟性との間でより適切なバランスを取り、利用者の保護と運用上の有効性の双方を確保することができます。また、このアプローチは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（「透明化法」）第5条第3項及び第4項の要件ともより整合します。 【Google LLC】	・本法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等に関し配慮するとともに、指定事業者と他の個別アプリ事業者等との間の取引の透明性及び公正性が確保又は改善されるよう、また、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な法の運用に努めてまいります。 ・法第13条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。
340	「変更の内容」について、現状、指定事業者からはベータ版が事前公表されるケースが多いと認識している。一方で、デベロッパが対応していかなければならないのは最終的な本番仕様であるところ、本番仕様はベータ版から大きく変更されている場合もあるため、ベータ版ではなく本番仕様を発表し、その後一定の対応期間を設けることがデベロッパのニーズである。そのため、事前通知の対象となる仕様等の変更は、ベータ版ではなく確定版の仕様であるべきこと（ゆえに、指定事業者が個別事業者のために確保すべき事前「期間」の起点が、本番仕様の発表からであること）を明記いただきたい。 【事業者団体】	・開示義務の対象となる「仕様」に該当する限り、事前の期間を確保したうえで必要な情報を開示することが求められます。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
341	仕様変更の際し、確保される日数が合理的か否かについては、事前に複数事業者へ意見聴取する等、多面的に判断す	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ることが望ましい旨を共通事項として規定いただきたい。または、事業者側の作業や調整工数を踏まえて、開示後でも案件次第で個別調整すべき旨を補記いただきたい。 利用条件の変更に際し、変更日の 15 日前までに告知することが規定されているところ、暦上の土日祝日を除いた 15 日前までとしていただきたい。 【事業者】	とさせていただきます。
3 4 2	指定に係る特定ソフトウェアの継続した利用の一部拒絶をする場合にも、15 日前から 30 日前等の事前開示を求めるべきである。 【事業者団体】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 4 3	法に規定されている、個別アプリ事業者等が基本動作ソフトウェアの仕様の変更等に円滑に対応するための「必要な体制の整備その他の必要な措置」には、指定事業者が、特定ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る技術的詳細等に関する各個別アプリ事業者からの問合せに対して、適切な対応をするために必要な体制及び手続の整備も含まれるという理解でよい。上記理解が正しければ主旨を明確化するために、特定ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る技術的詳細等に関する各個別アプリ事業者からの問合せに対して、適切な対応をするために必要な体制及び手続の整備も含まれることを追記することを求める。 【事業者団体】	・指定事業者は、個別アプリ事業者に対して仕様等の変更等に係る苦情の処理等の措置を講ずることが義務付けられているところです（施行規則第 34 条第 1 項各号）。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 4 4	基本ソフトウェアに係る指定事業者が講ずることとされている、「仕様等の変更等に係る苦情の処理その他の体制を整備する措置」には、特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る技術的詳細に関する各個別アプリ事業者からの問合せに対し適切な対応をするための体制・手続きを整備する措置も含まれるという理解でよい。 【事業者】	・指定事業者は、個別アプリ事業者に対して仕様等の変更等に係る苦情の処理等の措置を講ずることが義務付けられているところです（施行規則第 34 条第 1 項各号）。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 4 5	法第 13 条は、開発者の安定性と投資意欲を支える重要な規定ですが、本条の実効性を確保するには、変更通知の期間や、苦情対応プロセス（少なくともその目的）に関する具体性が必要です。 公正取引委員会には、特定ソフトウェア事業者が、開発者にどれほどの準備期間を与えているか、また、その変更が事業モデルに悪影響を及ぼす場合の苦情対応がどれだけ機能しているかを継続的にモニタリングすることを求めます。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 4 6	個別アプリ事業者側で追加作業や費用が発生することが予見される事項については、事前に複数事業者へ意見聴取する等、多面的に判断することが望ましい旨を共通事項として規定いただきたい。 【事業者】	・指定事業者は、個別アプリ事業者等の意見その他の事情を考慮するために必要な措置を講ずることとなっております（施行規則第 34 条 1 項第 4 号等）。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 4 7	仕様変更または利用条件変更についても、当該情報が日本語で作成されていない場合は、事業者からの求めがなくとも原則、日本語の翻訳文を付していただきたい。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
3 4 8	小規模な個別アプリ事業者のみでなく、事業規模に関わらず、顕名で意見を申し入れることのハードルは高いとこ	・御指摘の指針の記載は、小規模な個別アプリ事業者のみを念

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ろ。これらを踏まえ、指定事業者側が自ら事前に複数事業者へ意見聴取することが望ましい旨を規定いただきたい。 【事業者】	頭においているものではありません。 ・指定事業者が個別アプリ事業者等の意見その他の事情を考慮するために必要な措置を講ずることとなっており（施行規則第34条第1項第4号等）、指定事業者が個別アプリ事業者の意見を考慮するための仕組みが構築されることが予定されています。
349	法第14条の規定は、指定事業者に対し、本法上の義務の遵守状況に関する年次報告書の提出を義務付けています。下位法令では、すべての遵守措置について、この報告書に記載すべき制約的な情報を多くの詳細な例を示しつつ、規定しています。当社は、これらの開示要件のいくつかについては、指定事業者に過大な負担を課すものであると考えます。例えば、規則案では、すべての遵守措置について、指定事業者は、当該措置に関する利害関係者との協議の内容をすべて提出しなければならないと規定されており、指針案では、受領したすべての申請又は提出に関する詳細なデータを開示することが奨励されています。これは、本法への遵守を評価するための報告書に要求される範囲を超えています。報告書にこのような情報を記録し、集計することは、指定事業者にとって多大なりソースを要し、その結果、指定事業者の遵守措置を実施及び改善する能力を制限することになると考えられます。公正取引委員会におかれましては、下位規則を修正し、報告書において必要となる情報を慎重に検討するようお願い申し上げます。その際、公正取引委員会においては、必要に応じて指定事業者と個別に連絡を取り、その遵守措置に関する特定の側面について詳細な説明を求めることも可能です。 【Google LLC】	・法第14条に基づく報告書の提出時期及び報告事項については、指定事業者の負担が過大なものにならないように配慮して規定しております。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。
350	現行のパブリックコメント期間が6月13日に終了した後、公正取引委員会が下位法令を最終決定するためには受領したフィードバックを検討する時間を必要とし、本法の適用範囲及び要件が7月まで確定しない可能性があります。この場合、指定事業者が本法の施行日である2025年12月18日までに遵守を確立するための期間は、6ヶ月未満となります。これは、日本のモバイルエコシステム（特に指定事業者）にとって、このデジタル分野への重大な改革の準備を最終決定するためには極めて限定的な期間です。これとは対照的に、欧州におけるDMAの規制は、2022年11月1日までに確定・施行され、指定事業者には2024年3月7日まで準拠する猶予が与えられていました。本法の要件の確定後には、製品及びビジネス慣行に必要となる変更を決定する広範なプロセスを経ることになります。当社のような指定事業者の場合、必要となる製品変更の性質を決定し、かかる変更を開発及びテストした上で日本で展開するために、緊密な内部協議が必要となります。当社製品の高度な技術的性質と、グローバルに運用されているという事実に鑑みて、これは多大なる労力と時間を要するプロセスになります。さらに、こうした遵守措置を展開することは、当社のモバイルOSがオープンモデルであることに起因して、当社単独のプロセスとはならない場合があります。一部の義務（特に、選択画面に関する本法第12条）については、サードパーティであるOEMの関与と協力が必要となります。当社のモバイルOSのモデルに鑑みると、当社は、特に既に販売、製造が承認されている端末、及び／又は既に消費者の手に渡っている端末に対して、当社単独で特定の変更や機能を展開することはできません。当社は、遵守措置を確定・展開するための期間が限定的であることは、本法が恩恵を与えるべきより広範なエコシステムに悪影響を及ぼす可能性があることを懸念しています。特に、製品の品質及びユーザーエクスペリエンスを維持しつつ、本法に基づく義務の要件及び目的を確実に満たすことを目的とした、遵守措置の試行錯誤を重ねる余地に影響を与	・法第14条に基づく報告書の提出時期及び報告事項については、指定事業者の負担が過大なものにならないように配慮して規定しております。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	える可能性があります。さらに、下位法令案では、法第 14 条は、指定事業者の遵守報告書に、遵守措置の採用と実施に関する詳細（考慮された他の措置、市場分析、利用者調査及びその他の調査等）を含めるよう求めています。こうした詳細を、2025 年 12 月 18 日までの短期間で適切に収集することはやはり困難です。 これらの考慮事項に鑑みて、当社は、最初の報告の提出期限までに、指定事業者が本法への遵守措置案のみを報告すれば足りることを明確にさせていただくよう、公正取引委員会に要請いたします。さらに、指針は、公正取引委員会が日本の製品及び事業に実質的な変更を指定事業者を求める義務に関し、これを遵守するための移行期間の延長を（それが適切な場合）認めることを規定すべきです。これにより、指定事業者は、モバイルエコシステムのすべての利害関係者の利益を最大化する形で本法への遵守を確立するための十分な時間を確保することができ、かかる遵守を公正取引委員会に効果的に示すこともできます。さらに、第 2 回以降の遵守報告書に関しては、報告書を作成する期間を各事業年度終了から 2 ヶ月間とすることが提案されていますが、これは、公正取引委員会に対して遵守状況を効果的に示す方法で報告するための十分な時間を提供しているとはいえません。参考までに申し上げますと、当該期間は（指定事業者にかなりの報告負担を課している法である）透明化法に基づき規定されている期間と同じです。しかしながら、本法の下位法令では、はるかに多くの製品群と多くの義務にわたって、はるかに大きな遵守負担を課しています。したがって、指定事業者による報告義務の履行を現実的なものとし、公正取引委員会による遵守状況の審査をよりよい形で支援するためにも、第 2 回以降の報告期間を各事業年度終了から 4 ヶ月後に延長すべきであると考えます。 【Google LLC】	
351	指針案の 618-628 行目は、指定事業者が公正取引委員会に報告すべき講じている措置等の具体例を列挙している。しかし、これらの措置は、本法や、その委任を受けた政令規則における「法の規定の遵守の確認のために必要な事項」の範囲を超えた内容となっており、法令によって授權されていない事項を下位規則等において制定されたものであることから、改められるべきである。 また、規則案第 36 条第 2 項第 4 号ハは、法の委任を受けた事項を公正取引委員会の実務に委ねるものであり、事業者の明確性や予見可能性を損なう。そのため、規則案第 36 条第 2 項第 4 号ハは、削除されるべきである。 【個人】	・法第 14 条に基づく報告書の提出時期及び報告事項については、指定事業者の負担が過大なものとならないように配慮して規定しております。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。
352	規則案第 35 条第 1 項は、報告書は、年度の末日又は法第 3 条第 1 項の規定による指定を受けた日から 2 月以内に提出しなければならないとしている。この点、2 月以内という報告期限は、EU における Digital Markets Act などの海外の法令と比較しても、本法が指定事業者に要請する報告事項の量に比し、合理的な理由なくかつ過度に短いものであることは明らかであり、指定事業者に不当な負担を課すものであって不適切である。 【個人】	・法第 14 条に基づく報告書の提出時期及び報告事項については、指定事業者の負担が過大なものとならないように配慮して規定しております。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。
353	指定を受けた日から 2 ヶ月以内に報告書を提出することとした場合、正確かつ十分な内容を精査した上で記載するには準備期間が足りないため、指定を受けた年度末から 2 ヶ月以内に提出することとするのが妥当です。 例えば、透明化法のもとでは指定から初回の報告書提出までに 8 か月（デジタル広告）～14 か月（オンラインモール・アプリストア）の期間が確保されていることや、欧州 DMA のもとでも指定から 6 か月の報告書準備期間が確保されていること（DMA11 条 1 項）と比しても、指定後 2 か月は報告書の準備期間として短いことが明らかだと考えております。	・法第 14 条に基づく報告書の提出時期及び報告事項については、指定事業者の負担が過大なものとならないように配慮して規定しております。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	【事業者】	
354	検索事業のように、事業の性質上、ウェブサイト事業者との間に契約関係がなく、事業者向けの利用規約を設けていない場合は、遵守報告書における「規約その他の利用に係る条件の内容」（施行規則第36条第1項第1号）として、一般利用者に対する利用規約のみを記載するという理解でよろしいでしょうか。 【事業者】	・遵守報告書の記載内容につきましては、指定事業者の負担を含む個別具体的な事情を踏まえて判断してまいります。契約関係がなく利用条件等が実質的にも定められていないものについては記載されないものと考えます。
355	施行規則第36条第2項第4号イは「個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要」の記載を求めています。これが法第14条第1号第2号において「規定を遵守するために講じた措置に関する事項」として報告書の記載事項とされている趣旨をご教示ください。 【事業者】	・特定ソフトウェアに係る市場には指定事業者以外にも個別アプリ事業者やウェブサイト事業者、スマートフォンの利用者等の様々な利害関係者が存在するところ、本法の運用に当たっては、そうした利害関係者における意見等を踏まえる必要があることから、遵守報告書の報告事項として規定したものです。
356	施行規則第36条第3項第1号は「利害関係者等と実施した主要な協議の内容」の記載を求めています。これが、法第14条第1項第3号において「この法律の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項」として報告書の記載事項とされている趣旨をご教示ください。利害関係者等との主要な協議の内容を報告しなければならないということとなれば、互いに踏み込んだ話し合いができず、協議に支障が生じる懸念があります。したがって、本項目は任意の記載事項とすべきです。 【事業者】	・特定ソフトウェアに係る市場には指定事業者以外にも個別アプリ事業者やウェブサイト事業者、スマートフォンの利用者等の様々な利害関係者が存在するところ、本法の運用に当たっては、そうした利害関係者における意見等を踏まえる必要があることから、遵守報告書の報告事項として規定したものです。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。
357	比例原則の観点からは、禁止行為及び講ずべき措置となっている各行為に対する本法の適用及び執行のみならず、法第14条が指定事業者に課す遵守状況報告書の提出についても考慮されるべきです。 すなわち、指定事業者が公正取引委員会に報告すべき事項は、過度に広汎あるいは関連性が過度に薄い事項にまで対象が広がらないように、限定的に解釈されるべきです。遵守状況を確認するために必ずしも効率的ではない質問や、報告事項とはなっていないにもかかわらず、広く公正取引委員会が情報収集する目的で、周辺情報等の多岐にわたる質問事項や、それに対する回答・説明を報告事項として求めることは、指定事業者に多大な負担となります。とりわけ報告事項として求められる回答・説明を準備する主体が指定事業者の事業部である場合には、報告の負担は通常業務に対する直接的な制約となるところ、本法は特定少数事業のみを対象としていることから、報告事項の場面における過度な負担も市場における競争を歪めるリスクを有していることに留意すべきです。そのため、指定事業者に対して、義務の遵守の確認と厳密に必要な事項の確認を超えて、単に参考にとどまるような周辺情報の報告を求めるといった運用は控えることが適切であり、その旨を指針において明示すべきです。 【弁護士】	・法第14条に基づく報告書の提出時期及び報告事項については、指定事業者の負担が過大なものにならないように配慮して規定しております。 ・同条の運用に当たっても、指定事業者の負担に配慮してまいります。
358	指針案においては、タブ形式のリンクおよび別枠について、法第9条の規定の遵守のための措置以外で、これらについて改修を行った場合のその概要等が記載項目として挙げられていますが、法遵守のための措置以外に関する記載である以上は任意記載項目とするべきです。仮に、必要的記載項目にするとともに、タブまたは別枠の「主要な改修」を記載すれば足ることとすべきです。 【事業者】	・法第9条の遵守の状況の確認のために必要な事項と考えています。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
359	指定事業者から公正取引委員会に提出する報告書の記載項目に、ユーザーからの苦情等の反応の概要といった記載項目があるところ、指定事業者での報告書作成にあたり、実質的に当該報告書作成の事務負担その他の負担が個別アプリ事業者に転嫁されることがないように仕組み・建付けとしていただきたい。 【事業者】	・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、事業者の負担に配慮するとともに透明性を確保しつつ、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
360	指定事業者が提出する遵守報告書に関しては、検証サイクルの短縮化のほか、個別アプリ事業者が予見可能なものとするため、その公表までにかかる日数を事前に示す又は都度公表時期の明示を行うことを、指針に予め規定すべきと考えます。 【事業者】	・遵守報告書の公表時期については、個別具体的な事情に応じて運用の中で決定されるものですので、あらかじめ指針に定めることは困難です。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
361	遵守報告書には、遵守のための各措置に関する十分な詳細及びその実施時期を記載すべきと考えます。遵守報告書には、国内又は国外で実施されたかを問わず、遵守のための措置を評価及び通知するために実施されたいかなる調査の詳細も記載する必要があると考えます。 【事業者】	・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
362	本法を実効的に執行するためには、指定事業者によるいかなる形式の報復措置も見逃さないという姿勢を、執行機関が明確に示すことが極めて重要である。したがって、指針においては、法第15条第2項に規定されている報復措置の禁止（特定ソフトウェアの利用の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならない。）に関する具体的なガイダンスを示していただきたい。 【事業者団体】	・法第15条第2項は、特に、特定ソフトウェアの分野において指定事業者への取引依存度が高い個別アプリ事業者等は、指定事業者からの報復を恐れて違反事実に係る報告を躊躇する可能性があることから、当該違反事実に係る報告を行いやすい環境を整備するために、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、法第15条第2項の規定も含め、いわゆる報復行為であって本法に違反するものについては厳正に対処するという立場から、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
363	法第15条第2項における報復措置の禁止について、執行機関としての明確な姿勢を示すとともに、具体的に禁止される行為の例を指針案において明記すべきである。 【事業者団体】	・法第15条第2項は、特に、特定ソフトウェアの分野において指定事業者への取引依存度が高い個別アプリ事業者等は、指定事業者からの報復を恐れて違反事実に係る報告を躊躇する可能性があることから、当該違反事実に係る報告を行いやすい環境を整備するために、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するものであるところ、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、法第15条第2項の規定も含め、いわゆる報復行為であって本法に違反するものについては厳正に対処するという立場から、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
364	・課徴金算定における過大制裁リスク（政令第7条から第10条関係） 課徴金の算定基準において、違反行為と直接的な因果関係がない売上まで算定対象に含めている点は問題です。この	・施行令第7条から第10条までにおいては、違反行為の内容に応じ、「当該違反行為に係る商品又は役務」（法第19条第1

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	ような規定は、違反行為の経済的影響を超えた過大な制裁となり、法の予見可能性や公平性を損なうことになりま す。 政令でセキュリティ目的の定義や課徴金の詳細な規定を設けることは、本来法律で定めるべき重要事項を政令レ ベルで処理してしまうものであり、立法権の侵害にあたるおそれがあります。 【個人】	項）として、独占禁止法を参照し、同法においても課徴金の算 定基礎となり得る商品又は役務を定めています。 ・施行令で定める正当化事由の目的及び課徴金の算定方法の各 内容は、法第7条及び法第19条第1項の委任の範囲内に留ま るものと考えております。
365	確約手続の迅速化に対する考え方や標準的な期間について明記頂きたい。今般、本対応方針案において確約手続の運 用に関する考え方が示されているが、この手続きの重要性の高さに鑑みて、調査開始から確約手続通知まで及び確約 認定申請から確約計画認定又は却下までを含む手続全般の迅速化を図る旨を明示することが必要である。 【事業者団体】	・競争上の問題の迅速な是正のため、確約手続も含め、法で定 められた各手続規定を適切に運用してまいります。
366	本法の施行によってスマートフォンの利用環境がどのように変化するか、利用者は今後何に注意すべきかについて、 利用者に対し必要かつ十分な情報提供が行われるよう、関係行政機関と連携する必要があることを記載すべき。 利用者から見れば、これまで指定事業者を信頼し、その管理のもとで安心してスマートフォンを利用していたとこ ろ、指定事業者とは異なるポリシーで管理されるアプリや決済方法が選択肢として現れることになるのは大きな変 化である。指定事業者は、安全性をより高めるためであったとしても、正当化事由を超えて個別アプリ等に制約を課 すことは許されないので、指定事業者自身が管理する領域と新たな選択肢との間に、何らかの差分が生ずることは避 けられない。 利用者は、指定事業者の管理が完全には及ばないもの（代替アプリストアや代替決済手段）を選択するかしないかを 決定するにあたり、十分な判断材料を与えられなければならない。前提として、指定事業者が責任を負うことがで きる範囲はどこからどこまでか、利用者に対し、境界を明確に示す必要がある。また、代替アプリストアや、指定事 業者とは異なる決済手段を選択肢として提示する事業者は、利用者の安全をどのように確保しようとしているのか、ポ リシーを開示する必要がある。 しかし本法及び今回提示された下位法令のいずれにおいても、指定事業者以外の関係事業者が利用者に提供すべ き情報については規定がない。公正取引委員会は、関係行政機関、特に取引デジタルプラットフォーム消費者保護法を 所管する消費者庁、スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ（SPSI）改訂版を策定している 総務省と連携し、利用者の利益の保護に資する情報提供の在り方を検討することを指針に記載すべきと考える。 【個人】	・本法の運用に当たっては、競争の促進とサイバーセキュリ ティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、スマ ートフォンの安全・安心な利用環境と利便性確保のために、関 係行政機関等と連携しながら、スマートフォンの利用者を含む 関係者に対し、必要かつ十分な情報提供を行うように努めてま いります。
367	サイバー攻撃の巧妙化・高度化が進む現状に鑑みると、個別の事案においてサイバーセキュリティの確保に係る正当 化事由を判断するに際しては、そのような巧妙化・高度化したサイバー攻撃に対する専門的知見が必要不可欠とい え、関係行政機関の専門的見地から検討された意見を踏まえた判断が行われるとともに、関係行政機関との連携の在 り方についても具体的に示されたことは望ましいといえる。さらに付言するならば、関係行政機関以外の専門的知見 を有する民間の事業者や有識者との連携の在り方についても具体的に示すことが一案と考えられる。関係行政機関 の専門的知見と同様に、民間の事業者や有識者の専門的知見についても、個別事案におけるサイバーセキュリティの 確保に係る正当化事由の判断への活用や平素からの対話・連携の在り方を具体的に示すために、「第5 関係行政機 関との連携の在り方」の項において民間の事業者や有識者との連携の在り方を追記する、あるいは、「第6 関係行 政機関以外との連携の在り方」といった項を新設した上で同項の中で民間の事業者や有識者との連携の在り方を記	・本法の運用に当たっては、指定事業者や個別アプリ事業者、 消費者などの様々な立場の利害関係者との建設的かつ継続的 なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る 市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの 利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが 重要と考えております。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	載することを、検討されたい。 【弁護士】	
368	公正取引委員会が法第3条第1項の対象となる事業規模を決定するにあたり、日本政府の介入によってデジタルプラットフォームの競争とイノベーションが歪められ、深刻な影響を受ける中小企業コミュニティを慎重に考慮するよう強く求めます。したがって、公正取引委員会に対し、アプリマーケットプレイスの会計年度の各月に1回以上アプリマーケットプレイスを利用する国内ユーザー4,000万人という基準値へのアプローチを再考するよう強く求めます。提案されている定義では、スマートフォン以外のユーザーが考慮されず、事実上2社のアプリストアにのみ適用されることとなります。 【事業者団体】	・政令で定める事業の規模は、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」（法第3条第1項）特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要があると考えております。そして、独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア20%を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が典型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることなどに鑑みて、謙抑的に20%を加算した40%を基準とすることが適当であるという考え方の下、国内におけるスマートフォンの利用者の数が約1億人であることを踏まえて、その40%に相当する数である4000万人を基準としたものです。 ・本法がスマートフォンの特定ソフトウェアの分野を対象としているのは、スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることを踏まえたものです。
369	公正取引委員会による本法の適用範囲が米国企業のみをターゲットとし、重大な貿易障壁を生み出し、それによって、日本が国際的に合意した日本市場への公正な市場アクセスを保証する義務に抵触するおそれがある点について、懸念している。月間利用者数4,000万人を本法の適用対象の閾値として選択したことは、国内及び第三国の競合他社を排除して米国の大企業を対象とする可能性についての重大な懸念をもたらしている。日本の人口約1億2,400万人と比べると、この閾値は排外主義的であると思われる。特に、欧州連合（EU）の人口4億4,900万人に対し、欧州連合（EU）のデジタル市場法（DMA）で設けられた4,500万人の利用者数の閾値と比較すると、その差は顕著である。公正取引委員会は、ごく少数の米国企業を孤立させるような比較的高い閾値を設定した決定の根拠を明確にしていない。 【団体】	・特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は、いずれの国の事業者であっても指定されることとなります。 ・政令で定める事業の規模は、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」（本法第3条第1項）特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要があると考えております。そして、独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア20%を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が典型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることなどに鑑みて、謙抑的に20%を加算した40%を基準とすることが適当であるという考え方の下、国内におけるスマートフォンの利用者の数が約1億人であることを踏まえて、その40%に相当する数である4000万人を基準としたものです。 ・本法がスマートフォンの特定ソフトウェアの分野を対象としているのは、スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることを踏まえたものです。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
370	本指針に違反する事案が起きたときの相談先について、追記を行っていただくか、又は施行までに明確な運用を示していただきたい。あわせて、相談がされた際の具体的なタイムラインや解決までの順序などを示していただきたい（時間軸を記載したフローチャートなどをあわせて記載することも有用であると考え）。また、本指針に違反する事案を一定期間内で集計して、適時公表するようにしていただきたい。 【事業者】	・本法については、公正取引委員会ウェブサイトの情報提供窓口を設け、本法に係る外部相談窓口を設置するなど、公正取引委員会に情報提供しやすい環境を整備することとしております。 ・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
371	中小デベロッパは、すでに資金力・技術力で優位に立つ他国のアプリと競合しており、さらなる市場開放は国内開発基盤の弱体化を招きかねません。欧州市場の議論をそのまま輸入するのではなく、日本の産業構造と競争環境を踏まえた慎重な検討が必要です。第三者ストアが収益確保のためにメジャーアプリを優遇すれば、ニッチで独創的なアプリが埋もれる懸念があります。結果としてユーザーの選択肢は実質的に狭まり、多様なアプリ文化が損なわれるおそれがあります。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
372	本法は、「利用者の保護」「開発者の自由拡大」「競争促進」などの大義名分を掲げており、一見すると業界全体の活性化や新たな選択肢創出につながるかのような印象を受けます。しかし現実には、欧州 DMA 後の実例や海外の動向を見れば明らかなように、セキュリティやユーザー体験の低下といった課題が顕在化しています。今こそ必要なのは、既存の優れた仕組みや設計思想を活かし、プラットフォーマーに社会的責任を強く課して「より多くの社会的価値や公共性」を求め、現実的で段階的な進化を促すことです。 また、今われわれは“スマートフォン時代から AI 時代へ”の歴史的な転換点を迎えています。社会もテクノロジーも、スマートフォンすら超えてさらに次のステージに進化しつつある一方、社会的責任をもつプラットフォーマーが不在のまま AI 社会は形成されつつあります。過去の PC 時代の“自由化”を是とする規制を今から強行することは、明らかな時代錯誤です。 加えて、今回の法案が「開発者の自由」や「現場の声」を大義にしている点についても問いたいです。一部のドメスティックなステークホルダーや特定企業による利益誘導・共犯構造が生じていないか、いま一度原点に立ち返って問い直してほしいと思います。 【個人】	・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用してまいります。
373	本法は日本のスマホ市場の競争促進どころか、市場の衰退を招く恐れがあると考えます。 各端末用にチューニングされた OS がインストールされているところ、開発者が自由に機能をリリースできる環境を一部の基本動作ソフトウェアの提供事業者は提供している。にもかかわらずこのような法案を「無理やり」通せば、日本だけ OS のチューニングに費用を払わなければならないおそれもある。そうなれば各メーカーはただでさえ苦しいスマホ市場から撤退する羽目になる。 【個人】	・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な法の運用に努めてまいります。
374	スマートフォンだけではなく、家庭用ゲーム機におけるゲームストアについても、サードパーティーのアプリやブラウザエンジンの開放について検討される予定はないのでしょうか。 【個人】	・本法は、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、義務を課すものです。
375	日本のモバイル及びデジタルのエコシステムにおいては、ほかにも将来の規制を保証し得る、重要かつ影響力のある	・御意見として承ります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
	プレイヤーが存在します。デジタルランドスケープの進展とともに、公正取引委員会は、指定の閾値及び指定の実務並びにこれらのルール範囲及び影響を見直し、特定のプレイヤーを恣意的に規制の対象とすることなく、引き続き効果的、相応かつ関連性のあるものとなるよう確保すべきです。 【Google LLC】	
376	本法は、そもそも法令自体の設計において、規制対象となる事業者が事実上2社に限定されてしまう枠組みとなっており、憲法14条の平等原則との関係で問題があること 【個人】	・御意見として承ります。
377	本人確認のための電話認証について困っている。 【個人】	・御意見として承ります。
378	スマートウォッチのセルラー対応業者を増やせるようにして欲しい。 【個人】	・御意見として承ります。
379	プリインストールアプリとして指定事業者のアプリが有名だがそれ以外使わない 【個人】	・御意見として承ります。
380	競争促進と消費者保護の観点から、キャリアおよび端末メーカーに対しても、セキュリティ更新期間の長期化、ならびに中古流通に耐えうるアップデート運用の義務化をご検討いただきたく存じます。 【個人】	・御意見として承ります。
381	国のサイトは最低1%以上のシェアを持つブラウザに対応する、といったふうに、一部ブラウザにしか対応していない現状の改善も盛り込む。ウイルスや詐欺アプリが横行しないように各アプリストアに問題発生、問題アプリの削除状況の公開を義務付けること。国は安全性の評価を半年ごとに実施すること。被害拡大時の閉鎖等の強制力も備えておくこと 【個人】	・御意見として承ります。
382	本法によって、知識不足によりマルウェアの被害が大幅に増加すると思います。被害低減の為に、国・企業に対しての義務を設ける必要です。なお、努力義務は必要無いです。 【個人】	・御意見として承ります。
383	アメリカによる米国株式への投資に対する課税措置の発動要件として、EUで施行されたデジタル課税が筆頭として挙げられている中、本法案は近いものであり、対米投資の損益をもたらす可能性が少なくない。 【個人】	・御意見として承ります。
384	『各省庁・行政機関と、大企業との過剰で不正な接触（癒着）』は、中小企業や個人事業主・更には一般の国民の利益阻害を助長させるものである。各省庁・行政機関等に属する、公人として名が挙げられている人員に対しては、早急にその行動や提言を改めて頂くよう、切に、切にお願い申し上げます。 【個人】	・御意見として承ります。

番号	意見（意見の概要：抜粋）	考え方
385	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）の一部を提案のように改正することは、行政の予見可能性を高め規制の重複等を防止するためにも重要であると考えため賛同する。 【事業者団体】	・賛同の御意見として承ります。